

平成 27 年

第 3 回美浜町議会定例会会議録

平成 27 年 9 月 1 日 開会

平成 27 年 9 月 15 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成27年第3回美浜町議会定例会会議録目次

9月1日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
同意第5号から認定第7号まで18件一括提案説明	4
散 会	10

9月3日（木曜日）第2号

議事日程	11
会議に付した事件	11
会議に出欠席した議員	11
説明のため出席した者の職、氏名	11
職務のため出席した者の職、氏名	11
開議の宣告	11
町政に対する一般質問	12
○2番 荒井勝彦君	12

1 美浜町内の公共施設における喫煙状況について。

- (1) 公共施設において原則建物内全面禁煙にすべきではないか。
- (2) 体育館、図書館の出入口の灰皿の撤去等改善する考えはあるか。

2 自動体外式除細動器（AED）の設置状況について。

- (1) 町営施設におけるAEDの設置台数は何台か。また民間施設に設置されている台数は何台か。
- (2) 体育館の事務所にAEDが設置されているが、職員のいない時間帯での使用について、不測の事態に対応すべきと考えるが。

○1番 横田貴次君	20
-----------------	----

1 美浜町の適正汚水処理に対する将来的な取り組みについて。

- (1) 愛知県内でワースト2位の現状をどのように認識しているのか。国や県から提示された10年後の目標数値は必ず達成しなければならないのか。
- (2) 汚水処理人口普及率95%を達成できなかった場合、ペナルティーは課せられないか。10年後以降、国や県から汚水処理に対する助成金、補助金事業は継続的に行われるのか。

(3) 町の汚水処理計画について、県や国に対しどのように報告をし、今後どのようなスケジュールで進めるのか。	
2 公共下水道と合併処理浄化槽の比較検討について。	
(1) 世帯主に合併浄化槽への移行の判断を委ねていては10年後普及率95%の目標は到達できないと予想される。具体的な手法はどのように考えているか。財政シミュレーションはあるか。	
(2) 公共下水道事業の方が実現可能であると感じるが執行部はどのように考えているか。	
(3) 比較検討できる情報を提示し町民に判断を仰ぎ方法を決定していくべきだと思うが執行部の考えは。	
○3番 大岩 靖君	28
1 美浜町立保育所における熱中症対策について。	
(1) 町内の各保育所の園児・職員がどのような熱中症対策をしているか。	
(2) 具体的にどのような指導をしているか。	
(3) 本年度、各保育所から要望書が出されていると思われるが、どのような予算配分で実施しているのか。	
2 町営住宅の建替事業について。	
3 防犯灯設置について。	
散 会	35
9月4日（金曜日）第3号	
議事日程	37
会議に付した事件	37
会議に出欠席した議員	37
説明のため出席した者の職、氏名	37
職務のため出席した者の職、氏名	37
開議の宣告	37
町政に対する一般質問	38
○11番 中川博夫君	38
1 日本福祉大学との連携について。	
(1) 町職員、日福大職員との交流を深めるため、職員の相互派遣を検討しないか。	
(2) 名産品の開発に日福生を活用しないか。	
(3) 日福大生をいままで何人採用したか。	
2 観光協会の役割について。	
3 国道247号、富具崎港周辺の道路について。	
○7番 山本辰見君	46
1 防災に強い町づくりの課題。	
(1) 旧市街地の再編計画の具体化はどのように指示を出しているのか。	
(2) 各自主防災会の準備している1次避難所の整備に関し、担当部署としてどのような援助	

が準備されているのか。

- (3) 本年度、各自主防災会の準備している防災訓練の現状と、町としての支援はどのようなことを準備しているのか。

2 総合公園グラウンド拡張事業について。

- (1) 変更内容、グラウンドの規模、青写真など具体的な計画はどのようなになっているか。
- (2) 町長が考えている美浜の里構想について、青写真がどの様に描かれているのか示されたい。グラウンド拡張と関連して、一角に事業が集中することは避けるべきではないか。

3 町行政における窓口業務その他の職員の配置について。

- (1) 長期の臨時職員について、同一労働同一賃金の考え方、長い方については正規職員として格上げすべきだが、検討結果は。
- (2) 図書館における司書職員の配置、正規職員と臨時職員の配置はどのようなになっているのか。
- (3) 以前、住民課の外注化したい旨の発言があったが、その後具体的な検討をされているか。

○ 8 番 鈴木美代子君 5 6

1 小学校区の再編を。

2 国民健康保険について。

- (1) 国から「低所得者対象」として配分される支援金を活用して、国保税の引き下げはできないか。本町へは支援金としていくら入ってきたのか。
- (2) 18歳未満の「均等割」を廃止すべきではないか。
- (3) 「資産割」を廃止する自治体が増えている。美浜町も廃止する考えはないか。
- (4) 美浜町は国保会計への一般会計からの繰り入れ額が、非常に低い。せめて県内で中位になるぐらい繰り入れできないか。

3 子ども医療費の無料化を18歳末まで拡大しないか。

4 放課後児童クラブの対象年齢枠の拡大を。

5 教育の中立の中で自衛隊をどう取り扱うのか。

○ 14 番 江元梅彦君 6 5

1 公共下水道事業について。

- (1) 調査結果を踏まえた町長の考えは。
- (2) 県下54市町村のうち、公共下水道事業を実施している自治体数、合併処理浄化槽推進自治体数及び計画の無い自治体数は。
- (3) 知多5市3町の公共下水道使用料金について、上水道使用量を1ヵ月20m³と仮定した場合、1 m³あたりの単価はいくらか。
- (4) 知多5市3町の公共下水道事業会計に都市計画税をどれだけ充当しているか。また、一般会計から繰入っている市町とその金額は。

2 道路工事承認申請制度について。

○ 13 番 杉浦 剛君 7 0

1 美浜町の安心安全を確保する手段について。

(1) 現状の防犯カメラ設置状況は。	
(2) 今後に向けた町としての考え方は。	
(3) 年間維持経費は。	
2 いってきバスの増便・拡充について。	
(1) 現在の利用者数は。	
(2) 増便する場合の費用は。どのようなコースを考えているか。	
(3) 高齢者・障がい者に対する配慮は。	
(4) 料金設定は今まで通り0円でやっていけるのか。	
3 特定空家特措法のその後について。	
(1) 県のガイドライン説明会の後、町での協議会設立に向けた課題は何か。	
(2) 今後のスケジュールを伺いたい。	
○4番 横田全博君	76
1 都市計画について。	
(1) 27年度の都市計画税はどんな事業に使うのか。	
(2) 現在の市街化区域で建築できない区域を見直す考えはないか。	
(3) 今後の都市計画事業で予定・計画しているのは何か。	
2 公共下水道事業導入可能性に関する検討結果について。	
(1) この検討結果を出した意味は何なのか。	
(2) 財政シミュレーション結果の平成26年のケースAとケースBの相違点は何か。また、 具体的に何を調査した結果なのか。	
(3) ケースAとケースB、町の年間最大負担額が生ずる期間は、それぞれ何年間か。	
(4) 広報みはまに合併浄化槽の個人負担額が掲載されているが、それ以外の個人負担はあ るか。	
散 会	85
9月8日（火曜日）第4号	
議事日程	87
会議に付した事件	87
会議に出欠席した議員	87
説明のため出席した者の職、氏名	88
職務のため出席した者の職、氏名	88
開議の宣告	88
同意第5号（質疑・討論・採決）	89
議案第33号（質疑・委員会付託）	90
議案第34号（質疑・委員会付託）	90
議案第35号（質疑・委員会付託）	91
議案第36号（質疑・委員会付託）	91
議案第37号（質疑・委員会付託）	91

議案第38号（質疑・委員会付託）	9 1
議案第39号（質疑・委員会付託）	9 1
議案第40号（質疑・委員会付託）	9 2
議案第41号（質疑・委員会付託）	9 2
議案第42号（質疑・委員会付託）	9 2
認定第1号から認定第7号まで7件一括（質疑・委員会付託）	9 2
発議第10号（提案説明・質疑）	1 1 8
発議第11号（提案説明・質疑）	1 1 9
散 会	1 2 1

9月15日（火曜日）第5号

議事日程	1 2 3
会議に付した事件	1 2 3
会議に出欠席した議員	1 2 4
説明のため出席した者の職、氏名	1 2 4
職務のため出席した者の職、氏名	1 2 4
開議の宣告	1 2 4
議案第33号から議案第38号まで6件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 4
議案第39号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 8
議案第40号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 9
議案第41号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 0
議案第42号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 1
認定第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 2
認定第2号から認定第4号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 7
認定第5号から認定第7号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 4 0
発議第10号（討論・採決）	1 4 2
発議第11号（討論・採決）	1 4 3
報告第4号及び議案第43号2件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	1 4 8
議員派遣の件について	1 5 0
議会閉会中の継続調査事件について	1 5 0
閉 会	1 5 1

平成27年 9 月 1 日（火曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成27年 9 月 1 日（火曜日） 午後 1 時30分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 同意第5号 美浜町教育委員会委員の任命について

議案第33号 美浜町行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第34号 美浜町情報公開条例の一部を改正する条例について

議案第35号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第36号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

議案第37号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例について

議案第38号 町道路線の廃止について

議案第39号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第40号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

議案第41号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 平成27年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番 横田 貴次 君

2番 荒井 勝彦 君

3番 大岩 靖 君

4番 横田 全博 君

5番 大崎 卓夫 君

6番 丸田 博雅 君

7番 山本 辰見 君

8番 鈴木 美代子 君

9番 野田 増男 君

10番 森川 元晴 君

11番 中川 博夫 君

12番 石田 秀夫 君

13番 杉浦 剛 君

14番 江元 梅彦 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（26名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	本 多 孝 行 君
企 画 部 長	永 田 哲 弥 君	厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君
経 済 環 境 部 長	齋 藤 博 君	建 設 部 長	齋 藤 功 君
教 育 部 長	牧 守 君	総 務 課 長	沼 田 治 義 君
防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君	税 務 課 長	廣 澤 辰 雄 君
企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君	秘 書 広 報 課 長	谷 川 徳 寿 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君	福 祉 課 長	西 田 林 治 君
子 育 て 支 援 課 長	山 下 幸 子 君	健 康 推 進 課 長	坂 本 順 一 君
農 業 水 産 課 長	天 木 孝 利 君	商 工 観 光 課 長	竹 内 康 雄 君
環 境 保 全 課 長	岩 本 健 市 君	土 木 課 長	鈴 木 学 君
都 市 計 画 課 長	石 川 喜 次 君	水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君
生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	森 川 幸 二 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	岩 本 修 自 君	主幹兼議会係長	夏 目 明 房 君
--------	-----------	---------	-----------

〔午後１時30分 開会〕

○議長（森川元晴君）

皆様、こんにちは。

平成27年第３回美浜町議会定例会開催に当たり皆様の御出席をいただき、まことにありがとうございました。

本日は、大府市、知多市の市制45周年記念式典への参列により変則的な時間となりましたが、市町村との交流、おつき合いも大切な行政のお仕事ではないかなと考えます。

また、国においては、昨年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略が作成され、美浜町においても現在、地方人口ビジョン地方版総合戦略を作成するために、準備、検討、パブリックコメント等が進められているところでありますが、私ども議会としてもこの地方版総合戦略には積極的にかかわっていく必要があると考えます。

それでは、本題に入ります。

美浜町議会は、この９月もクールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

なお、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いを申し上げます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いします。

町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、こんにちは。

きょうは、先ほど議長のほうからお話がありましたように、午前中に知多市と大府市の市制45周年記念式典ということで、そちらのほうに、知多市のほうへは私と副議長さんと、それから、大府市のほうには副町長と議長さんのほうが出席をしていただきまして、式典のほうに出席させていただきました。

きょうは、そういった関係で、この美浜町議会の定例会のほう1時半からということで、皆様方には御理解と御協力を賜りましてありがとうございました。

それでは、本日、平成27年第3回美浜町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御出席をいただき、まずもってお礼申し上げます。

さて、9月に入りましたが、秋雨前線が停滞し、しとしとと秋の長雨が降る季節となりました。季節も確実に秋に近づいているようでございますが、まだまだ残暑も続くと思われますので、皆様方にはお体御自愛をしていただきたいと思います。

9月は収穫の秋であるとともに、本格的な台風シーズンの到来でもあり、自然災害の発生する可能性が高まる季節でございます。我々行政は、常に臨機応変に住民の生命及び財産の確保に努める、そういった気構えでいなければならないと、9月を迎え、改めて心に強く思うところでございます。

議員の皆様におかれましても、残暑が厳しい中、体調管理に十分御留意の上、町行政に対しまして一層御支援、御協力をくださいますよう改めてお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成27年5月分、6月分及び7月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写しを、並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから、御確認をお願いします。

ただ、大井会計管理者より、病気療養のため9月定例会を欠席させていただくとの報告がありました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森川元晴君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において4番 横田全博君、11番 中川博夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（森川元晴君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月15日までの15日間と決しました。

日程第3 同意第5号 美浜町教育委員会委員の任命についてから

認定第7号 平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで18件一括
提案説明

○議長（森川元晴君）

日程第3、同意第5号、美浜町教育委員会委員の任命についてから認定第7号、平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上18件を一括議題とします。

以上18件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明をお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、本日御提案申し上げますのは、同意第5号、美浜町教育委員会委員の任命についてを初めとして18件でございます。全案お認めいただきますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、同意第5号、美浜町教育委員会委員の任命についてでございますが、去る3月定例会におきまして、町内全小学校区より教育委員を選任するため、美浜町教育委員会委員定数条例をお認めいただいたところでございます。この条例に基づきまして、現在、委員が不在となっております2小学校区より新たに教育委員を選任する必要がありますので、布土小学校区在住の石垣由貴子氏及び野間小学校区在住の樋口和子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は、平成27年10月1日より平成31年9月30日までの4年間でございます。

石垣由貴子氏は、高校卒業後、学校法人愛知学院に就職され、平成10年に退職後は専業主婦の傍らPTA活動を初め地域活動に積極的に取り組んでおられます。樋口和子氏は、高校卒業後、名古屋大学医学部附属看護学校、愛知県立総合看護専門学校、公衆衛生看護学科を経て、東浦町役場に就職、平成24年3月に退職された後、現在、本町民生委員に就任をいただいております。お二人とも地元の人望も厚く、本町の教育委員としてふさわしい方でございますので、御同意をいただきますようお願いいたします。

次に、議案第33号、美浜町行政手続条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続法が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、行政指導における許認可権限の明示規定、行政指導の中止等の求めに関する規定及び処分等の求めに関する規定を追加するものでございます。

施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

次に、議案第34号、美浜町情報公開条例の一部を改正する条例についてでございますが、独立行政法人通則法

が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、法改正に伴い、引用条項の整理等を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

次に、議案第35号、美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び独立行政法人通則法が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、特定個人情報及び情報提供等記録の保護のための措置に係る規定等の整理を行うものでございます。

施行日につきましては、平成27年10月5日とするものでございます。ただし、附則の各号に掲げる規定は、各号に定める日から施行するものでございます。

次に、議案第36号、美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、番号法施行に伴う所要の整備及び旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の税率見直し等を行うものでございます。

なお、施行日は平成28年1月1日とするものでございます。ただし、附則第1条中第1号及び第2号に掲げる規定につきましては、各号で定める日から施行するものでございます。

次に、議案第37号、美浜町観光施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、細目公衆便所を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

次に、議案第38号、町道路線の廃止についてでございますが、町営住宅建てかえ事業により、事業区域内の認定路線6路線を廃止するものでございます。

これらの道路の廃止につきましては、道路法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第39号、美浜町手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び住民基本台帳法が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、通知カードの再交付手数料を追加し、住民基本台帳カードの交付手数料の削除及び個人番号カード再交付手数料の追加をするものでございます。

なお、施行日につきましては、第1条の規定は平成27年10月5日、第2条の規定は平成28年1月1日とするものでございます。

次に、議案第40号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2億7,301万円を追加し、補正後の予算総額を73億3,980万7,000円とするものでございます。

第2条地方債については、臨時財政対策債の額の確定による変更でございます。

歳出予算の内容でございますが、2款総務費、財政管理費においては、財務会計システムの初期導入委託料に要する経費を、また、ふるさと納税謝礼品及びふるさと納税業務一括代行委託等に要する経費を計上いたしました。

企画費においては、地方創生上乗せ交付金を活用し、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略のチラシ等に要する経費及びシティープロモーションに要する経費を、諸費においては、町制60周年記念式典開催に係る手数料に要する経費を、それぞれ計上いたしました。

戸籍住民基本台帳費においては、個人番号制度の開始に伴う個人番号カード交付のための臨時職員及び戸籍システム改修等に要する経費を計上いたしました。

3 款民生費、社会福祉費においては、制度改正に伴う年金システム改修に要する経費を、また、臨時福祉給付金支給事業の精算に伴い、前年度臨時福祉給付金等の返還に要する経費を、それぞれ計上いたしました。

児童福祉費においては、地方創生上乗せ交付金を活用し、保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブ及びファミリーサポートセンターなどの子育て支援関係施設の充実を図るため、全保育所へのAEDの設置や、布土、野間両保育所の空調設備設置工事を初め、それぞれの施設に必要な備品等に要する経費を計上いたしました。

6 款農業水産費、農地費においては、美浜東部保全会による農道・水路補修活動に対する交付金に要する経費を計上いたしました。

7 款商工費、観光費においては、地方創生上乗せ交付金を活用し、外国人観光客の誘致を図るため、町観光協会へのインバウンド事業活動交付金に要する経費を計上いたしました。

8 款土木費、道路新設改良費においては、奥田地区の道路改良工事に要する経費を計上いたしました。

9 款消防費、非常備消防費においては、防火水槽取り壊し撤去工事に要する経費を、災害対策費においては、津波避難場所標識設置工事等に要する経費を、それぞれ計上いたしました。

10 款教育費、小学校費においては、布土小学校パソコン教室及び奥田小学校保健室のエアコン取りかえ工事に要する経費を、社会教育費においては、図書館内に設置しているAEDの更新等に要する経費を、それぞれ計上いたしました。

次に、歳入予算の内容について御説明申し上げます。

9 款地方特別交付金において、交付額の確定による増を計上いたしました。

10 款地方交付税においては、交付額の確定による増を計上いたしました。

14 款国庫支出金、国庫補助金においては、総務費国庫補助金として地方創生先行型交付金の上乗せ交付及び個人番号カード交付事務費補助金を、また、国庫委託金においては、総務事務委託金として自衛官募集事務委託金を、民生費委託金として国民年金事務費委託金を、それぞれ計上いたしました。

15 款県支出金、県補助金において、農林水産業費県補助金として多面的機能支払い事業に係る農地・水保全管理対策補助金を計上いたしました。

17 款寄附金においては、一般寄附金としてふるさと納税寄附金申し込み者の増に係る額を計上いたしました。

18 款繰入金においては、26 年度介護保険特別会計の精算に伴い、繰入金の増及び財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

19 款繰越金においては、前年度繰越金の確定に伴う増を計上いたしました。

21 款町債においては、臨時財政対策債を増額計上いたしました。

次に、議案第41号、平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ3,163万7,000円を追加し、補正額の予算総額を17億7,370万4,000円とするものでございます。

予算の主な内容でございますが、歳出につきましては、5 款諸支出金において、過年度国庫支出金等償還金及び一般会計繰出金を計上いたしました。これは、平成26年度における介護給付費等の精算に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金、町一般会計及び町保険料のそれぞれの負担割合に応じて戻すものでございます。

歳入につきましては、歳出と同じく、平成26年度における介護給付費等の精算により介護保険給付費準備金繰入金並びに前年度繰越金を計上いたしました。

次に、議案第42号、平成27年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞ

れ239万6,000円を追加し、補正後の予算総額を6,305万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、平成26年度決算により土地開発基金繰出金及び土地開発基金償還金を計上いたしました。

歳入につきましては、歳出と同じく、平成26年度決算により前年度繰越金を計上いたしました。

次に、認定第1号、平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、一般会計の決算額は、歳入総額76億5,953万4,000円、歳出総額74億2,560万円となりました。

前年度と比較しますと、歳入については2,995万7,000円、0.4%の減、歳出につきましては1億3,368万3,000円、1.8%の増となりました。

収支につきましては、形式収支が2億3,393万4,000円の黒字となりましたが、単年度収支が1億7,367万3,000円の赤字、実質単年度収支についても2億8,876万6,000円の赤字となりました。

このように、平成26年度の決算状況は、町税を初め地方交付税、臨時財政対策債等の主要な財源が軒並み減額となり、2年ぶりに財政調整基金を繰り入れなければならない厳しいものとなりました。

歳入の主な増額は、繰入金が3億5,832万6,000円で、前年度比2億2,966万8,000円、178.5%の増、繰越金が3億9,757万4,000円で、8,636万7,000円、27.8%の増となりました。これに対し、主な減額は、町税が31億4,948万1,000円で、1億4,998万3,000円、4.5%の減、地方交付税が11億4,367万4,000円で、7,630万1,000円、6.3%の減、国庫支出金が6億6,694万7,000円で、6,004万2,000円、8.3%の減、町債が5億7,760万円で、1億3,060万円、18.4%の減となりました。

繰入金が増となったのは、基金繰入金が大幅にふえたことによるものであり、繰越金が増となったのは、平成25年度の決算が好調であったためでございます。一方、減収となった要因は、町税は町内企業の業績が不調であったことから、平成26年度の法人税収が大きく落ち込んだことに加え、地方交付税につきましても、その算定の基礎となる平成25年度の法人税収の増に伴い大幅な減収となったことでございます。

また、国庫支出金につきましては、地域の元気臨時交付金及び学校施設環境改善交付金の減により減収となっております。

町債につきましては、義務教育施設の校舎等大規模改修事業債の減に加え、後年度交付税として措置される臨時財政対策債が算定により減となっております。

歳出の主な増減を申し上げますと、目的別では、民生費が25億3,550万8,000円で3億2,402万6,000円、14.7%の増、消防費が4億4,955万円で491万4,000円、1.1%の増となったことに対し、総務費が11億3,582万7,000円で2,398万2,000円、2.1%の減、衛生費が7億4,227万4,000円で4,685万1,000円、5.9%の減、農林水産業費が2億4,947万2,000円で453万円、1.8%の減、商工費が1億406万2,000円で2,073万8,000円、16.6%の減、土木費が4億8,854万9,000円で5,717万2,000円、10.5%の減、教育費が9億6,493万8,000円で1,811万7,000円、1.8%の減、公債費が6億2,521万3,000円で3,007万3,000円、4.6%の減となりました。

民生費は臨時福祉給付金支給事業、子育て世帯臨時特例給付金支給事業による社会福祉費と児童福祉費の大幅増、消防費は知多南部消防組合分担金の増が主な要因でございます。

一方で、総務費は固定資産評価業務費の減、衛生費は知多南部衛生組合分担金の減、農林水産業費は水産業振興事業の減、商工費は河和港観光総合センター運営事業の減、土木費は道路新設改良事業の減、教育費は中学校トイレ改修事業の減、公債費は美浜町総合公園整備事業等の償還金の減が主な要因でございます。

性質別の主な増減については、扶助費が1億506万6,000円、10.9%、物件費が1億478万4,000円、10.7%、補助費等が2,923万円、2.6%、それぞれ増となった一方、公債費が3,007万3,000円、4.6%、積立金が3,484万

3,000円、11.1%、普通建設事業費が1億4,956万2,000円、16.6%、それぞれ減となりました。

扶助費の増は臨時福祉給付金支給事業、子育て世帯臨時特例給付金支給事業によるものであり、物件費は主に公共下水道事業計画策定業務委託料の増、補助費等は知多南部消防組合分担金が増加したためでございます。

また、減額となった公債費は、野間小学校整備事業や美浜町総合公園整備事業の起債の償還が終了したことによるもので、積立金については、町税等の収入の落ち込みにより財政調整基金の積立額が減少したためであり、普通建設事業費は、主に義務教育施設トイレ改修事業が減少したことによるものでございます。

平成26年度決算においては、町税や地方交付税等が減少したため、財政調整基金を繰り入れて対応いたしました。

今から20年から25年前に実施した大規模な建設事業に係る償還が終了しつつあるため、公債費比率は減少していますが、子育てに係る児童福祉費及び医療・福祉・介護に係る老人福祉費の増加や知多南部広域環境組合分担金の増加などが見込まれており、今後も厳しい財政状況は予想されます。

今後の本町の財政状況は、依然として法人町民税の収入は不安定であり、人口の減少による個人町民税の減収が危惧される中、地方交付税制度におきましても人口減少の影響により楽観視ができない状況であり、引き続き歳入財源の確保に向けた努力と、長期的な財政見通しに基づく事業の厳選をし、安定的な財政運営を維持していきけるよう努めていく必要があるものと考えております。

次に、認定第2号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額24億5,784万1,000円、歳出総額23億9,862万2,000円で、歳入歳出差引額5,921万9,000円の黒字となりました。

決算の主な内容でございますが、歳入におきましては、国民健康保険税5億9,060万4,000円、国庫支出金5億2,414万3,000円、療養給付費等交付金1億4,490万8,000円、前期高齢者交付金4億9,771万7,000円、県支出金1億4,590万8,000円、共同事業交付金2億3,973万5,000円、繰入金1億5,578万6,000円となりました。

歳出におきましては、保険給付費16億2,846万6,000円、後期高齢者支援金等3億3,003万3,000円、介護納付金1億4,102万9,000円、共同事業拠出金2億3,672万1,000円を支出いたしました。

今後とも、医療費の動向を見きわめながら、国保事業の健全な運営をすべく努力してまいります。

次に、認定第3号、平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、本会計は、後期高齢者医療制度に加入されました75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害を有し加入を希望した方に対しまして、必要な医療の給付が受けられるよう各種手続の受理、保険料の徴収等を行ったものでございます。

歳入総額2億5,176万7,000円、歳出総額2億5,088万円で、歳入歳出差引額88万7,000円の黒字となりました。

歳入の主なものは、被保険者から納入されました後期高齢者医療保険料1億9,716万8,000円、一般会計からの繰入金5,318万3,000円でございます。

歳出におきましては、納付されました保険料等を広域連合に納付する後期高齢者医療広域連合納付金2億4,325万1,000円が主なものでございます。

次に、認定第4号、平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、本会計は、満65歳以上の1号被保険者及び満40歳以上の65歳未満で特定疾病により介護の状態にある方に対して、介護の給付を行ったものでございます。

歳入総額15億8,531万6,000円、歳出総額15億7,601万9,000円で、歳入歳出差引額929万7,000円の黒字となりました。

この黒字につきましては、国・県からの負担金及び一般会計からの繰入金の超過分で、平成27年度に精算をい

たします。

歳入の主なものは、1号被保険者から納入されました介護保険料3億3,083万4,000円、国庫支出金3億3,522万6,000円、社会保険診療報酬支払基金からの交付金4億3,035万8,000円、県支出金2億3,050万1,000円、一般会計からの繰入金2億3,004万1,000円でございます。

歳出につきましては、保険給付費14億8,250万9,000円、地域支援事業費2,502万1,000円が主なものでございます。

次に、認定第5号、平成26年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額3,203万620円、歳出総額2,963万4,005円で、歳入歳出差引額239万6,615円を繰り越しいたしました。

その内容でございますが、繰り入れにおきましては、基金運用収入14万4,137円、土地売却収入1,376万4,896円、土地開発基金借入金1,812万179円、預金利子1,408円でございます。

歳出におきましては、土地取得費1,812万179円、土地開発基金繰出金5万5,000円、土地開発基金償還金1,145万8,826円でございます。

次に、認定第6号、平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出総額ともに6,194万9,000円となりました。

その主な内容でございますが、歳入におきましては、加入戸数94戸分の集落排水施設使用料240万3,000円、一般会計繰入金2,228万3,000円、諸収入330万4,000円、集落排水事業補助金2,175万9,000円、集落排水事業債1,220万円でございます。

歳出につきましては、一般管理費663万円、施設整備費3,564万円、施設維持管理費823万2,000円、公債費に1,144万7,000円を支出いたしました。

次に、認定第7号、初めに平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、資本剰余金2億5,938万8,000円及び未処分利益剰余金11億6,828万7,000円を資本金へ組み入れ、資本金の当年度末残高10億5,842万3,000円を、処分後残高24億8,609万8,000円にするものでございます。

次に、平成26年度美浜町水道事業会計決算についてでございますが、業務量におきましては、給水人口2万2,845人、給水戸数8,583戸、年間の総受水量301万3,132トンで、前年度対比13万7,654トンの減となりました。年間の総有収水量は278万2,744トンで、前年度より13万6,828トンの減、有収率は92.4%でありました。また、1日の最大受水量につきましては、9,769トンでありました。

次に、収益的収支の収入におきましては、決算額5億4,156万5,000円、支出におきましては5億1,427万3,000円となり、消費税精算後の当年度純利益は2,080万1,000円となりました。

次に、資本的収支の収入におきましては7,112万9,000円、支出におきましては1億3,913万8,000円となり、収支の不足額6,800万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

なお、主な事業といたしましては、町内2カ所の配水管布設工事、町内1カ所の水管橋架設がえ工事でございます。

以上、提出案件18件について慎重に御審議いただき、全案お認めいただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終了させていただきます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす９月２日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、あす９月２日は休会とすることに決しました。

来る９月３日は午前９時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

〔午後２時16分 散会〕

平成27年 9 月 3 日（木曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成27年 9 月 3 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番	横 田 貴 次 君	2 番	荒 井 勝 彦 君
3 番	大 岩 靖 君	4 番	横 田 全 博 君
5 番	大 崎 卓 夫 君	6 番	丸 田 博 雅 君
7 番	山 本 辰 見 君	8 番	鈴 木 美代子 君
9 番	野 田 増 男 君	10 番	森 川 元 晴 君
11 番	中 川 博 夫 君	12 番	石 田 秀 夫 君
13 番	杉 浦 剛 君	14 番	江 元 梅 彦 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（26 名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	本 多 孝 行 君
企 画 部 長	永 田 哲 弥 君	厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君
経 済 環 境 部 長	齋 藤 博 君	建 設 部 長	齋 藤 功 君
教 育 部 長	牧 守 君	総 務 課 長	沼 田 治 義 君
防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君	税 務 課 長	廣 澤 辰 雄 君
企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君	秘 書 広 報 課 長	谷 川 徳 寿 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君	福 祉 課 長	西 田 林 治 君
子 育 て 支 援 課 長	山 下 幸 子 君	健 康 推 進 課 長	坂 本 順 一 君
農 業 水 産 課 長	天 木 孝 利 君	商 工 観 光 課 長	竹 内 康 雄 君
環 境 保 全 課 長	岩 本 健 市 君	土 木 課 長	鈴 木 学 君
都 市 計 画 課 長	石 川 喜 次 君	水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君
生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君	学 校 給 食 センター所長	森 川 幸 二 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	岩 本 修 自 君	主幹兼議会係長	夏 目 明 房 君
--------	-----------	---------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

台風15号が通過した後、天候も不順な日が続き、稲や農作物が心配ですが、ことしも豊作であることをお祈りしています。また、少し涼しさを感じ、夏の疲れが出るころであります。体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。

さて、傍聴される皆様、早朝よりお出かけいただき、まことにありがとうございます。議会の雰囲気、内容の全てはなかなか広報等で伝えることはできません。生の議会を見ていただき、御意見、御感想等をお寄せいただきまして、議員、執行部、町民の皆様と三位一体で美浜町議会を盛り上げていきたいと、そのように感じています。

それでは、美浜町議会は、この9月もクールビズによりノーネクタイ、軽装を励行しています。御理解と御協力をお願いします。

また、お手持ちの携帯は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込み並びに町広報用の写真撮影のためのカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（森川元晴君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には9名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうち、3名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

美浜町会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆様においては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

それでは、荒井君は質問の準備をしてください。

2番 荒井勝彦君の質問を許可します。荒井勝彦君、質問をしてください。

〔2番 荒井勝彦君 登席〕

○2番（荒井勝彦君）

皆さん、おはようございます。2番、無会派の荒井勝彦でございます。

議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました一般質問通告書に基づいて、本日

は2点の質問をさせていただきます。明快で前向きな御回答をお願いいたします。

1つ目の質問でございます。美浜町内の公共施設における喫煙の状況についてでございます。

私のこの質問で非常に煙たい思いをされる方がこの議場の中にもお見えになると思いますが、ひとつ御勘弁をお願いいたしまして、私のこの質問、本意を酌んでいただきたいと思いますと思っております。

平成14年8月2日公布、15年5月1日施行の健康増進法第25条で、受動喫煙防止の考えが示されてから、かなりの年月が経過しております。美浜町内の公共施設における喫煙の状況について、町当局のお考えをお伺いいたします。

平成22年2月25日付で厚生労働省健康局長から都道府県知事に対して通知がありまして、今後の受動喫煙防止対策としては、原則建物内全面禁煙とすべき、このようにされました。近年、たばこ健康を考える愛知の会、これは民間の団体でございますけれども、この会が愛知県内54市町村に対して行ったアンケートによれば、学校の建物の中で喫煙が可能なのは2市町のみであるとされております。その1つは、残念ながらこの美浜町でありますというアンケート結果、これは、100%の回答をいただいております。御回答いただけなかった自治体に対しては、電話をかけるなり、本人さんたちが出向くなりして、きちんと回答をいただいたもので、100%だそうです。このように、私、本年の8月18日にこの一般質問通告書を提出させていただきましたが、その後、前日に団体の代表者の方から私に連絡がございました。最近になって、これはもうついに美浜町だけになってしまったそうです。既に愛知県内の県立高校182校では、平成16年4月1日、もう11年も前ですけれども、これは敷地内全面禁煙が実施されております。喫煙を取り巻く社会情勢の変化を受けて、そろそろ美浜町もこの不名誉な状況から脱却する必要があると私はそう思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

もう一つ、以前、私は町長対話室制度を利用いたしまして、これは前町長、山下治夫さんの町長のときでございますけれども、美浜町この庁舎の玄関に設置されている灰皿は、これは撤去したらどうですかと進言をいたしました。法第25条の受動喫煙には、「施設の入出口付近に喫煙所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含む、このために、喫煙場所を施設の入出口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなくてはならない」、このように記されております。これを受けまして、庁舎の玄関先に設置されていた灰皿は撤去されましたが、体育館の玄関先には、これが体育館のメインの玄関でございます、それと、こちら側の体育館の南側の玄関先、これにはいまだに灰皿が設置されております。それと、図書館もメインの玄関は禁煙になっておりますけれども、裏玄関、これは身障者用の駐車場もあるスペースでございますけれども、その裏玄関にはこのように灰皿が設置してあります。いまだにそのままになっております。法第25条の定義を受けて、これらを改善するお考えはございますでしょうか。

あらかじめ今回の私の喫煙に関する一般質問に対して誤解をいただかないように申し添えておきたいと思いますが、私も決して喫煙者御自身の権利まで否定しているものではございません。個人が占有する空間において、成人である個人が幾ら喫煙しようとはこれは自由であり、妨げられるものではございません。これは承知しております。また、美浜町に納付されるたばこ税が年度により異なりますけれども、年間約1億1,000万円から1億4,000万円、こんなにございます。これは町財政に大きく貢献されていること、この事実も十分承知しております。たばこを吸う人も吸わない人もお互いに気持ちよく過ごせる美浜町であってほしいと願うのみでございます。

以上のことを踏まえて御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

自動体外式除細動器、この後、AEDと呼称させていただきます、の設置状況についてでございます。

本年４月に河和中学校でＡＥＤを実際に使用する事例が発生したことは、６月議会の私の一般質問でお伝えをさせていただきました。美浜町の町営施設におけるＡＥＤの設置台数、これを把握しておれば何台でしょうか。さらに、美浜町の民間の施設に設置されているＡＥＤの台数、要は、全て美浜町に現在あるＡＥＤの設置台数がわかれば教えていただきたいと思います。

それに、知多郡医師会、こういう会が知多半島にはございます。この会が平成24年12月に所属医療機関、これは病院、診療所、医院、そちらのほうにＡＥＤを制度ということで一斉に設置をしたそうです。これは新聞にも大きく報道されておりました。この特色といたしましては、原則、その玄関先に外部からも使用できる、この状態で屋外設置をされたそうです。美浜町は７件ございますけれども、そのうち５件が屋外、そのうち２件が残念ながら屋内の設置だそうです。本件、瀬戸市においては、本年７月より公共施設のＡＥＤを原則、屋外に設置していくそうです。そして、来年度以降には56施設になるそうですけれども、設置されているＡＥＤ全てを屋外設置とする方針としております。これも大きく新聞報道をされまして、先日、つい最近ですけれども、ニュースでも報道されておりました。私が気づいた範囲でございますけれども、体育館の事務所にＡＥＤが、これはケースにも入っていない、そのまま事務所の棚の上に置いてありましたけれども、設置をされております。基本的に体育館の職員が午前８時半に出勤されるんでしょうかね、出勤するまでには、ＡＥＤが必要なときに、この不測の事態には全く対応ができないことになってしまいます。早朝野球でグラウンドを使用したり、テニスコートも職員がいない時間でもこの時間帯にも使用することがあると伺いました。これまで使用する事例がなかったから、恐らくこれからもないであろうではなく、あす起こるかもしれないことに備えるべきだと、私はこのように考えておりますが、いかがでございましょうか。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。いずれも町民の健康、命にかかわる重大な案件だと思います。ぜひ前向きな御回答をお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

本日は、私の公務の都合によりまして、あすへ多くを持ち越すことになりまして、まことに申しわけありません。答弁にこれまでどおり誠意を持ってお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、荒井勝彦議員の御質問にお答えさせていただきます。

私からは、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の関係ですが、この設置状況につきまして御質問の１点目にお答えし、そのほかにつきましては、教育部長より答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、ＡＥＤの設置状況についての御質問の１点目、町営施設におけるＡＥＤの設置台数は何台か、また、民間施設に設置されている台数は何台かについてでございますが、町営施設につきましては、美浜町役場を初め14施設に設置しております。具体的な設置施設は、美浜町役場、保健センター、総合公園体育館、生涯学習センター、河和港観光総合センター、食と健康の館及び全ての小中学校でございます。また、本議会に提出いたしました補正予算案のまち・ひと・しごと創生交付金を活用して、全ての保育所にＡＥＤを設置する予定でございます。

なお、正式な民間施設の設置台数については、町等への届け出義務がございませんので、把握することができません。

しかしながら、知多南部消防署が救命講習や防火査察の実施の際に把握した、平成26年６月30日現在の町営施設も含めた町内のＡＥＤ設置数は、47施設、56台でございます。よって、民間施設の設置台数は、消防署が把握

した設置台数から町営施設の設置台数14を差し引いた33施設、42台となります。

ただし、この数字は、消防署が民間施設の現場に行って把握した設置台数でございますので、実際にはこれよりも多い設置台数があるものと思われますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（牧 守君）

次に、町内の公共施設における喫煙状況についての御質問の1点目、公共施設において原則建物内全面禁煙にすべきではないかについてでございますが、学校内での喫煙につきまして教育部のほうから御答弁させていただきます。

愛知たばこの会だったですかね、当該団体が行った調査対しましては、本町教育委員会としまして、所管する全学校で建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じているということで回答させていただいておりますが、実態としては8校が全てそのような対応をしているわけではございません。実際には、各学校におきまして、喫煙する職員の状況等を踏まえて、校長の判断でいろいろな体制をとってみえるということございまして、現在、本町におきましては、8校中4校につきましては敷地内もしくは建物内におきまして全面禁煙を実施しており、残りの4校につきましては、建物内の児童・生徒に影響を与えない場所で、喫煙場所を指定することにより分煙措置を講じております。財政的な制約から、既存校舎において、新たに分煙するための設備、施設を整備するわけにもまいりませんので、限られた施設の中で非喫煙者に対する環境を保ちながら、学校も細心の注意を払って行っているところでございます。事情を御推察の上、御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

また、他市町におきましても、建物内禁煙としながらも建物外部で、また、敷地内禁煙としながらも校門の外での喫煙を行っているというのが実態でございまして、その状況が一般住民の目にとまり、苦情をいただいているケースもあると聞いております。これにつきましても地域の皆様に不快感を与えるとともに、児童・生徒に喫煙する姿を見せることになり、教育上好ましくないものと考えるところであり、本町といたしましては、喫煙者がいる学校におきましては従来どおりの対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

2点目の体育館及び図書館の出入り口の灰皿の撤去等改善する考えはあるかについてでございますが、まず、総合公園体育館と図書館においては、建物内での喫煙は全面禁止としております。体育館においては正面玄関脇に喫煙コーナーを設けており、図書館においては職員通用口前に設けております。体育館は普段は閉鎖しております玄関の前に設けておりまして、煙が建物内に流入することはほとんどありません。図書館については一般の来館者が出入りする場所とは離れており、建物への煙の流入もないと考えております。

御指摘のとおり、健康増進法第25条に規定されている受動喫煙の防止において、基本的な方向性を示しており、受動喫煙の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定めております。

平成22年の厚生労働省の通知においては、屋外であっても、公園などの空間において、子どもたちの受動喫煙の被害の防止を講ずることが努力義務として求められております。体育館及び図書館においては、喫煙コーナーを明確にし、そこを他と区分することで、完全な分煙ができ、実情に合った対応ができているものと考えております。また、喫煙コーナーがあることで、公園内での火の不始末などの発生を抑えられてもいると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、御質問の2点目の体育館の事務所にAEDが設置されているが、職員のいない時間帯での使用について、不測の事態に対応すべきと考えるかについてでございますが、体育館におきましては、8年ほど前に美浜ラ

イオンズクラブ様から御寄贈いただき、昨年度、耐用年限が過ぎましたので更新したものを現在、事務室内に設置しております。これは、建物内における利用者向けに設置したものでございます。もちろん、総合公園内や近隣での不測の事態が起きたとき、どなたでも使うことができます。

また、ＡＥＤが備えてあることは建物の玄関にも表示しており、総合公園利用者に対して周知に努めているところでございます。

ＡＥＤにつきましては価格が35万円ほどする高価な機器で、町の貴重な備品であり、適正に保管し、管理しなければなりません。屋内であれば職員が目が行き届きますが、屋外で誰でもいつでも使える状態にしておくことは、盗難などの危機にさらされ、適正な維持が困難であると考えております。

今のところ、職員目の行き届く場所での保管と、目の行き届く場所での利用とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

答弁は以上でございます。

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○２番（荒井勝彦君）

それでは、まず、ＡＥＤの側から町長から御答弁いただきましたので、ＡＥＤのほうから私のほう、再質問させていただきます。

今も教育部長のほうから御説明がございましたけれども、私は、基本的に瀬戸市が行ったように外部からも使えるようにすべきだと考えます。知多半島の医師会が一斉に設置したのも、これは医療機関がお休みのときでも不測の事態にはすぐ外部からそれを使える状況に置くがためだそうです。しかし、残念なことに7件中2件がこの医師会のメンバーの中にも屋内設置されております。実は、美浜町内のとあるところですけれども、新聞記事が出たすぐ直後に玄関のすぐ脇のところに箱が設置されました。それで、さすがだなと思って何遍も通ったときによくよく見てみたら、これは空箱が下げてあるだけでした。中身が入っておりませんでした。これは何だと思って医師会のほうに問い合わせたところ、やはり教育部長、先ほど御答弁の中にもあったように、盗難を恐れて大切に院内で保管しておるんだという御回答でございました。私は、半田警察署の生活安全課のほうに問い合わせをしてみましたところ、平成26年度でＡＥＤの盗難ということは半田署管内では1件も発生しておりません。ベテランの半田警察署の生活安全課の担当者が自分の職において経験した中では、ＡＥＤの盗難ということは聞いたことがないそうです。ＡＥＤというものは識別番号があるのかどうなのかわかりませんが、以前、消防の筒先、ホースの金具、それから、橋の名盤、ああいうようなものは高価な金属で転売ができますので簡単に持っていかれてしまったということがございましたけれども、ＡＥＤはそれ自体を盗難で持っていったとしても転売してお金になるということはまず考えられない、盗む側もその辺のところは理解していて、その結果、半田署管内では1件もＡＥＤが盗難に遭ったという事例はないそうです。これは、もう一つ、総合公園体育館は広い敷地がございますので、例えば、今、先ほど教育部長が、玄関にＡＥＤ設置施設でございますという表示がされているとそういうふうにおっしゃいましたけれども、例えば、グラウンドの端っこ、それから、水野屋敷、そのぐらい事務所から離れた地点で発生した不測の事態の場合には、これはそこから成人の男性が全力疾走で事務所まで行き、ＡＥＤを持ってまた全力疾走で帰る、こうなった場合に、行ったら閉まっていた、そういうことがあると、もう取り返しがつきません。もちろん皆さんＡＥＤの講習受けた方がお見えになると思いますけれども、あなたは119番、あなたはＡＥＤ、あなたは大勢の人を集めてください、そのようにして指示をして胸骨圧迫、人工呼吸、そういうふうに教わりました。一刻一秒争う事態ですので、これはやはり屋外からさほど、瀬戸市の

場合にはかなり大がかりなボックスを設置したようですけれども、そこまでしなくても何とかなるのではないかなと、知多半島の医師会が設置したような箱であれば、それは対応できるのではないかなと思います。

それと、各玄関にＡＥＤが設置してありますよという表示だけでは、まことに粗末だと思います。例えば、グラウンド、テニスコート、そういうところにＡ４では小さいかもしれませんが、Ａ３ぐらいの紙にパソコンでつくって、ＡＥＤはここにあります、この場所は、例えば、水野屋敷だったら１番、ここはあなたが表示を見ているところは１番です、それで、ＡＥＤは事務所内にありますが、その事務所の代表電話番号、当然これは０５６９市外局番から、なぜならば、携帯電話を使って連絡する場合には市外局番からやらなければいけませんので、そういう緊急事態には誰も慌てることになると思います。誰が見ても一発でそこに電話がかかる。例えば、水野屋敷でこんな状態でありました、ＡＥＤが必要です、事務局から急いで走る、その間だけでも多くにかかる時間が半分にになります。こういうのを随所に張っておいて、ＡＥＤの隣にはマップをつくって、この掲示がされているのは１番はここ、２番はここ、３番はここ、こういうふうにしておけば、緊急事態にも冷静に対応ができるはずです。それは、お金はほとんどかからないと思います。パソコンで普通に打って、雨のかからないようなところにラッピングして張りつけておけば、どれだけでもお金はかからなくて済みます。そういうことをやってＡＥＤが設置されておりますと胸を張って言えるのではないかなと思います。

それと、もう一つ、次に喫煙に関することに関してでございますけれども、やはり喫煙者の側からの御回答だと私はそのように今感じました。煙たい話になりますかと最初に申し添えましたけれども、町の幹部の中、また同僚議員の中にもかなりのヘビースモーカーの方がお見えになります。私は、特に学校を取り上げたということとは、児童・生徒に対して今からあなたたちはたばこを吸うことによって物すごいリスクを負うことになるんだよということを示していく必要があると思います。教員はそこまで含んでのプロだという自覚を持っていただきたい、そのように私は考えます。

○議長（森川元晴君）

荒井君、ちょっと済みませんが、意見になっていきますので、質問のほうをよろしくお願いします。

○２番（荒井勝彦君）

済みません。じゃ、先ほどのＡＥＤのことだけでいいですか。

○議長（森川元晴君）

はい、まずそこで。

○２番（荒井勝彦君）

はい、まずＡＥＤのことだけお願いいたします。済みません。

○議長（森川元晴君）

ごめんなさい、質問内容は、今の意見に対してどう思うかということでよろしいでしょうか。

○２番（荒井勝彦君）

例えば、ＡＥＤに関しては、表示する気持ちはございますでしょうか。その辺のところ、じゃ、お願いいたします。

○教育部長（牧 守君）

先ほども体育館のほうに表示がしてあって、施設の利用者についてはその表示をもって周知が行き渡っているというようなことを御答弁させていただきました。今、荒井議員さんのほうからいろいろ水野屋敷とかいろいろなテニスコートのほうにもＡＥＤの設置が事務室のほうにあるよということを周知するための張り紙というんですか、そういったものをやると今以上に迅速にＡＥＤの利用ができるんじゃないかというようなお話がありまし

たんで、一度、その点についてはまた検討していきたいと思います。

AEDについては、知多郡の医師会さん、議員のほうからお話がありましたけれども、170台、郡内で今回整備していただいたということで、町内におきまして7つの知多厚生病院を初め、7医院さんのほうで整備していただいたことを確認しております。その中で、やはり、今、議員のほうからお話がありましたように、屋外で設置してあるのが5カ所、それから、そうでないところが2カ所ということでございました。盗難で、議員さん言われるように売却してお金にかえる価値がないんじゃないかというようなことでございますけれども、何が盗まれてどうだというような話でもどうなのかなという、一概にそれは言えないのかなと思います。現実的に体育館のほうの駐車場におきまして車上狙いのほうが非常にたくさん発生もしております。そういったことで、人目につかない、人家が密集しているようなところについては、屋外にあっても周りの目がありますので、設置しても可能なかなということを考えますし、人の目が行き届かないあいった離れた施設については、やはり施設内の利用のみに限定しておくのが我々としては一番いいのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、瀬戸市さんの例を引き合いにお出しいただいておりますけれども、なかなか全ての公共施設、あるいは、今言われるように、総合公園体育館の中でも水野屋敷もあり、それから、テニスコートにもあり、それから、体育館にもあるということで、ありとあらゆる公共施設にAEDが設置されていることが一番理想的だということはおわかっております。しかし、やはり、本町としてもやれる範囲というのは限界があると思われまますので、現時点では体育館に1機のみということで、しかも屋内にということでやっております。そんなことで、とりあえず屋外設置については、先ほども申し上げたとおり、やはり何が起こるかかわからない、盗難だって絶対ないとは限らないと考えておりますし、今のところ、屋外に設置する考えはありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番（荒井勝彦君）

私がそういったのは、全ての公共施設にAEDを設けなさいとしたほうがいいじゃないですか。当然、そうすけれども、もちろん35万円かかるということで、無理なことは承知しております。ただ、表示をしたらどうすかということを申し上げたつもりです。ここにありますよ、電話番号はここですよ、設置した番号はこれですよ、こういうふうにしていく、答弁は結構ですんで、していったらどうかと思います。

それと、AEDに関しては箱をあけると警報音が鳴るようになっております。私もあけたことはございませぬけれども、大きな警報音が鳴りますので、それで、瀬戸市さんのほうは大がかりな箱でございましたけれども、それほどではないものでは、さほどお金もかからない、盗難ということも高価なものではありますが、転売はほとんど難しいということで、これも前向きに考えていくべきだと思います。これも答弁は結構でございます。

それでは、さっきの喫煙に関しての質問に移ってもよろしいでしょうか。

再度、今度は、喫煙に関しての質問に移させていただきます。

教員という職業を選んだからには、やはり子どもたちに自分たちもこういう教育の上で喫煙に関するリスクをきちんと子どもたちに伝える、この義務はあると思います。ライオンズクラブの方々が毎年、中学校で薬物乱用防止の授業を行っていただいておりますけれども、私は受けたことがございますけれども、いきなり今の薬物、ハーブとかいろいろ言われて、安易に手を青少年が出すような形になっておりますけれども、全てはやっぱ喫煙がきっかけで、それ以上にいう依存性の高いものに手を染めていくような気がいたします。これは私の個人的な考えですけれども、それによって非常に生涯において子どもたち青少年が物すごい痛い目に遭うということ、

これを教員の方はやっぱり教えていくべきだと思います。

それゆえに、やっぱり学校の敷地内は、もう愛知県の県立高校全てにおいて敷地内禁煙になったということは、これからはそうしていくべきだと私はそう考えますけれども、それでももちろん、今、教育部長のそうおっしゃった近隣の皆さんにたばこを吸うのを見せるのがどうかとか、子どもたちにもどうかとか。しかしながら、美浜町はけんこっちゃまを美浜町のキャラクターとして大々的に出しておるまちでございます。町民の健康のため、精神的な健康のためにもそうですけれども、どうも先ほどから伺っておりますと、喫煙者の立場での答弁のように私は感じましたが、喫煙者の方を全部敵に回して私がないよと言っているわけではございませんけれども、全ての喫煙者の方が喫煙する自由はございますが。それと、この庁舎に関しましても3階に移りましたが、答弁は結構でございますので、済みませんが……。

○議長（森川元晴君）

荒井君、質問のほうをよろしく願いいたします。

○2番（荒井勝彦君）

はい、わかりました。

もし、これでも考えは変わりませんか。私はそう思いますが、どうでしょうか。

○教育部長（牧 守君）

荒井議員、いろいろ御意見ありがとうございます。

先ほども申し上げました実態として館内において、敷地内で禁煙ということを打ち出しているのが今、2つ、管内5市5町の中であります。そういったところであっても、やはり先ほど言いましたような敷地外ならいいだろうということで、校門の外で実際吸ってみえる先生もおられると。先ほど言いました建物内は禁煙なんだと言いながら、じゃ、建物の外ならいいだろうということで吸ってみえる先生もちろんおられます。いろいろな学校が、実際にはそれぞれ校長さんのもとでいろいろ規制については前向きに考えていただいている中で、現実にはたばこを吸われる先生方もおられます。いろいろひとときの、厳しい学校の教師の仕事の中でそういった場面もあってもいいのかなというようなことを僕が言うてはいけないんですけれども。実態としては、各学校の校長さんの判断でその職員、またその職員の吸われる方、吸わない方、いろいろこれから出てくるかと思いますが、そういった状況を見ながら適宜判断して、適切な対応をとっていただいているのが実態でございますので、今しばらくはそういったことでやってまいりたいなというふうに思っておりますので、御意見は御意見として私、伺っておきますので、済みませんが、そんなことで御理解いただきたいと思います。

○議長（森川元晴君）

荒井君、終了が54分ですので、よろしく願いします。

○2番（荒井勝彦君）

わかりました。やっぱり喫煙者側の御回答でございました。

それでは、もう一つ、喫煙に関しての同じ質問ですけれども、例えば、この3階に喫煙所が移りましたが、この3階に上がってくると非常に空気がうわっとたばこのにおいがいたします。つまり、有害物質が出ていくわけでございます。昭和の美浜町のこの建物の中で完全なる分煙というのは非常に難しいものがあると思います。来客用の喫煙所も外側に向けて大きな換気扇がございしますが、これも本来でしたら来館者も煙を吸わせることになると思います。その辺のところを改善していく予定、つまり、これはございませうでしょうか。お願いいたします。

○総務部長（本多孝行君）

庁舎内ということになりますので、私のほう、お答えいたします。

私は御存じのとおり、たばこ吸いませんので、個人的な立場、ただ横に置いておきます。議員がおっしゃるような、今、3階と、それから、南側の入り口のところに来客者用のものがございます。あくまで法の本質というものは分煙をしっかりとしなさいということですので、今、形の上では曲がりなりにも分煙はできているというふうに考えております。ただ、議員がおっしゃるように、風の向きによってはたばこの煙が来るんじゃないかという御意見はあるのは存じ上げております。そういった意味で、これもいろんな考え方、一過性だからいいじゃないかという考え方もちろんあると思います。それは申しわけないけれども、我慢してくださいという言い方もあるのかもしれませんが、ですが、何でもそうなんです、だからそのままにしておくというのではなくて、もちろん限度というのはあると思うんですけれども、直すべきときには直していきたいと思うものだと思います。現在のところは、先ほど言いましたように一定の効果を上げておると考えておりますので、今すぐということとはここで申し上げることもできませんが、直すべきときが参りましたらその辺ももちろん検討していくべきだというふうに思っております。

以上です。

○2番（荒井勝彦君）

はい、わかりました。直すべきときが来たということをお前は今、承りましたが、それはいつでしょうか。変えるのは今というふうにおっしゃって、4月にめでたく当選された町長がこちらにお見えになりますので、いつなんですかというちょっと古い言い方ですけども、これは言いたくなかったんですけども、今でしょというのが私の考え方でございます。答弁は結構です。

以上で結構です。ありがとうございました。

○議長（森川元晴君）

以上をもちまして、荒井勝彦君の質問を終わります。荒井君は自席に戻ってください。

〔2番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、横田貴次君は質問の準備をしてください。

1番 横田貴次君の質問を許可します。横田貴次君は質問をしてください。

〔1番 横田貴次君 登席〕

○1番（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。禁煙8年目の横田貴次です。無会派新人でございますが、よろしくお願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出をさせていただきました一般質問通告書に基づき、質問を始めさせていただきます。

6月の定例会におきまして、公共下水道整備事業の今後の取り込みについて御質問をさせていただきました。それ以来、事業費に関する調査結果も公表され、神谷町長も町内各地に赴き、説明がなされてきたと思います。今、町民の皆さんから聞こえてくる声の多くが、公共下水道事業が見直しになってほしかったな、また、子や孫の世代に大きな借金を残さずに済みそうだ、そういった声をよく耳にします。公共下水道事業が見直しになり、あたかも一件落着いたかのように聞こえるわけではありますが、公共下水道事業は美浜町の適正污水处理率をいかに向上させていくかという目的を達成するための一つの手法であるとおは考えています。見直しになったからといってこの問題が解決したわけではない、そう思うわけでありまして、本日は美浜町の污水处理の目的や問題

点を再度確認させていただく意味で、美浜町の適正污水处理に対する将来的な取り組みについてと、公共下水道と合併処理浄化槽の比較検討について、大きく2項目、6つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1つ目です。

美浜町の適正污水处理に対する将来的な取り組みについてでございますが、国は、効率的な污水处理施設の整備及び運営が進むよう、新たに環境省、国土交通省、農林水産省、この3省が統一して持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルを平成26年1月に策定されました。愛知県はこれを受け、今後10年、各自治体の適正污水处理率を95%と想定し、取り組みを始めると発表されました。平成25年度末に国が発表した污水处理人口普及率は全国で88.9%、愛知県は87.6%、我が美浜町は46.3%です。ちなみに、人口5万人未満の市町村の污水处理人口普及率は75.6%という数字が提示されています。

以上の数字を鑑み、以下3つの質問をさせていただきます。

1つ目です。愛知県内では普及率31.9%の南知多町に次いでワースト2位というこの美浜町の現状は、町民の生活環境の向上を妨げ、自然環境の悪化や企業誘致に不利な状況を招き、まちの全体的なイメージが低下する要素として表面化しておると思います。美浜町の活性化のかなめとなる人口の増加や産業の発展に向け大きな障壁となっており、解決せねばならない喫緊の課題と考えるが、執行部として現状をどのように認識しているのか、また、国や県から提示された10年後の目標数値は必ず達成せねばならない数字なのか、執行部としてどう受け止めているのかをお伺いしたいと思います。

2つ目の質問です。10年後、污水处理人口普及率95%を達成できなかった場合、事業停滞により、国や県から何らかのペナルティーを課せられるようなことはありますでしょうか。また、達成できなかった自治体に対し、10年後以降、国や県から污水处理に対して助成金、補助金事業が継続して行われることは、私が常識的に考えて難しいと感じています。執行部はどのように想定しているかをお伺いしたいと思います。

3つ目の質問です。南知多町に污水处理計画に関する問い合わせをいたしましたところ、10月に新たな計画を発表し、国や県への報告を行うと回答を得ました。美浜町の污水处理計画について、国や県に対してどのような報告をして、今後、どのようなスケジュールで進めていく予定なのかをお伺いしたいと思います。

続きまして、公共下水道と合併処理浄化槽の比較検討について、3つの質問をさせていただきます。

8月の広報みはまで示した公共下水道整備事業の事業費に関する調査結果では、美浜町の負担は41億4,000万円と想定され、11年間の施工期間の後、40年間分割して支払う。また、40年の支払い期間中、単年度最高負担額が1億4,000万円との試算が発表されました。一方で、合併処理浄化槽に関するシミュレーションとしては、合併処理浄化槽の設置費用を約80万円と想定し、町内7,000戸に100%補助した場合、56億円という試算をして比較する団体もありました。

この数値を鑑み、3つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。美浜町の污水处理人口普及率95%を10年で達成される有効な手段として公共下水道整備事業が検討されてきましたが、美浜町の財政状況の悪化を懸念し、それを見直し、変わる手法として合併処理浄化槽を推進する方向性が示されています。これまで推進してきたように、世帯主に合併処理浄化槽への移行の判断を委ねていては10年後普及率95%の目標は到底達成することができないと予想されます。合併処理浄化槽への移行費用を美浜町が全額負担するなど目標を達成するための具体的な考えはあるのか、また、それに向けた財政シミュレーションはあるのでしょうか。

2つ目の質問です。公共下水道整備事業の財源に都市計画税を見込むことはできるが、合併処理浄化槽の普及

事業を推進する場合は一般財源を充てなければならないと伺いました。町財政に深刻な影響を及ぼし、合併処理浄化槽の推進において思い切った事業展開ができないことから、公共下水道事業のほうの数値目標を達成するには現実、可能な手法であると感じていますが、執行部としての見解をお聞かせください。

3つ目、最後の質問となります。公共下水道と合併処理浄化槽、それぞれの手法について、美浜町の財政の負担の状況、また、町民各世帯がどれぐらい負担が発生するのかという双方、比較検討が安易にできる情報を示し、いま一度町民の皆さんに判断を仰ぎ、町民みんなで汚水処理の方法を決定していくべきだと思います。このような取り組みに関して執行部がどのように考えているかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、大きく2つの項目、6つの質問をさせていただき、壇上からの質問を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、私のほうからお答えさせていただきますが、横田議員さんにはきょうは公共下水道の質問1本ということで、いつもこの行政のほうの運営に関しまして御心配をいただきありがとうございます。精いっぱいお答えさせていただきますので、これからの美浜町の汚水処理、また、まちづくりに議員皆様方の御理解と御協力を賜りますことをよろしくお願いいたしまして、横田貴次議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

初めに、美浜町の適正汚水処理に対する将来的な取り組みについての御質問の1点目、愛知県内で普及率ワースト2位の現状をどのように認識しているのかについてでございますが、平成26年度末現在の美浜町の汚水処理人口普及率は47.5%となっておりまして、25年度末の数値から1.2%の増加となりましたが、毎年、この合併処理浄化槽により整備を着実に進めておるところでございます。今後も国・県が示す10年概成を目標に行政として前向きに取り組むべき課題だと考えております。

しかしながら、本町の東西に分かれたこういった住宅地の形成、そして、人口減少や少子高齢化、または税収の減少といった財政状況、こういった社会情勢の変化を考慮いたしますと、やはり大規模な整備に手をつけることは困難であろうというふうに考えているところでございます。

そうした中で、町民の方々にとりまして、また、行政にとりまして負担が少しでも軽く、やはり効率的なこういった汚水処理施設の整備を住民の皆様方と協力をいただきながら、一歩ずつ着実に進めていきたいとは考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、国や県から提示されました10年後の目標数値は必ず達成せねばならないのかについての御質問でございますが、国の汚水処理所管3省の連携により、10年程度をめどに汚水処理の概成を示す通知がございます。これを受けて、現在、汚水処理構想の見直しを検討しておるところでございます。この目標数値については、行政として近づけるよう最大限努力していく必要があると考えておりますが、必ずしも達成しなければならない、義務的な数値であるとは考えておりません。

次に、御質問の2点目の汚水処理人口の普及率95%を達成できなかった場合、ペナルティーを課せられないか、10年後以降、国や県から汚水処理に対する助成金、補助金事業は継続的に行われるかについての御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、義務的な数値ではございませんので、ペナルティーを課せられることはないと考えております。行政といたしましては、当然、目標に近づけるよう最大限努力してまいりたいと考えております。

しかし、国土交通省におきましては、既整備地区の汚水処理施設の老朽化対策、それから、または改築・更新の増大がふえてくると考えられますので、議員の御心配されるように、今後10年ぐらいを境に、下水道の新規整

備に充てる予算確保が厳しくなるであろうということは予測されております。

また、合併処理浄化槽の補助金を管轄しております環境省におきましては、今の補助金を切ることはないかと思いますが、今以上の補助金の増額は見込めないというふうに考えております。

次に、御質問の３点目でございますが、町の污水处理計画について、県や国に対しどのように報告をし、今後どのようなスケジュールで進めるのかについてでございますが、現在、国からの通知を受け、都道府県全てが全県域污水適正処理構想の見直しを進めております。そのために、本町を初め全国の市町村がそれぞれの市町村の污水適正処理構想の見直しを進めているところでございます。

この構想の見直しにつきましては、本町も污水関係部局、また財政部局の課長を委員とする美浜町污水適正処理構想策定委員会を設置して検討しているところでございます。この構想は、今後10年程度の短期と、20年から30年程度先の中長期的なスパンの污水处理の構想を策定するものでございまして、スケジュールにつきましては、まず構想の原案を取りまとめ、10月に県のチェックを受け、12月ごろには町民の皆様へ構想案をお示しし、御意見を伺うことを予定しております。いただいた御意見等に対する最終調整をした後に、年度末の３月に県へ報告することになろうかと考えておりますので、お願いしたいと思います。その後、愛知県におきましては、県内の市町村構想を取りまとめ、来年の６月下旬に県の全県域污水適正処理構想を公表する予定となっております。

次に、公共下水道と合併処理浄化槽の比較検討についての御質問の１点目でございますが、世帯主に合併浄化槽への移行の判断を委ねていては10年後の普及率95%の目標は達成できないと予想されるということで、具体的な手法はどのように考えているのか、財政シミュレーションはあるのかについてでございますが、現在、合併処理浄化槽の事業費につきまして、財政シミュレーションの作成を予定しているところでございまして、結果がまとまり次第、整備の方法案など、議員の皆様へ御報告をさせていただく予定をしております。

次に、御質問の２点目、公共下水道事業のほうが実現可能であると感じるが執行部はどのように考えているのかについてでございますが、先ほども申しましたとおり、現在、合併処理浄化槽の事業費について、精査をしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、御質問の３点目、比較検討できる情報を提示し町民に判断を仰ぎ方法を決定していくべきだと思うが執行部の考え方についてでございますが、これまで、平成26年度に検討いたしました公共下水道の結果につきまして、議員の皆様にも御報告をし、町民の皆様方には広報８月号にて御報告をさせていただいております。先ほども横田議員さんも申しておりましたけれども、そういった形で流させていただいております。

また、先ほどもお話ありましたように、議員の皆様が開催をされてみえます町政報告会にも私が出席させていただき、公共下水道につきましての御説明をさせていただいております。既に今現在、布土、野間、奥田地区で行わせていただき、上野間地区は現在、調整中ということで聞いておりますので、また、議員の皆様方からお声かけ次第、私もそちらへ参加し、御説明させていただきたいと考えております。

そうした中で、今後は、合併浄化槽について早急に検討を実施し、町の財政負担等、住民負担など、皆様方に情報をお示しできるように進めてまいりたいと考えております。

また、先ほどの大きな２点目の公共下水道と合併処理浄化槽の比較検討の部分の横田議員さんがお示しいただいた題目のところでございますが、今、合併処理浄化槽で想定約80万円で7,000戸で100%補助した場合、56億円という試算の部分も先ほど申していたように思いますが、これについても先ほどの御説明させていただいたところで約50%ほど、今、うちのほうが合併浄化槽のほうで処理が進んでいっております。残り約3,000戸から3,500戸という形になってまいりますので、もし仮にこれが合併浄化槽のほうで進んだ場合、そうしますと、これが全

額80万円行っただとしても約24億円、あと3,000戸残ったとして24億円ほどのこういった町の持ち出し部分が出てくると。そうしますと、先ほどもケースBのほうで26年度の事業費のほうを、評価をされたものをお示しさせていただいた折に、町の負担41億円、それで、各管の接続が皆様方に当時補助をつけさせていただくということで8億円を都市計画税のほうから見込んでおったということもお聞きしておりますので、その部分を入れますと49億円、約50億円が町の負担相当分としてなってくるというふうに考えておりますので、先ほどちょっと2番目の関係につきまして、再度御説明を申し上げさせていただきました。

私のほうからは以上でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○1番（横田貴次君）

町長、ありがとうございました。

1番の質問から順次、再質問をさせていただければというふうに思います。

国が発表した数値に対して、美浜町としてどう現状を認識しているのかについて、平成25年度46.3%から47.5%の上昇ということで、1年間で1.2%の上昇率という御報告をいただきました。これは、従来どおりの合併処理浄化槽、特に新たな取り組みをすることなく1.2%上昇したということで、10年後単純に考えますと12%の向上で、約60%ぐらいになるということで、到底、目標はクリアできない数字であるというふうに思います。御答弁の中で義務的な数値目標はない、また、ペナルティーも特にない。合併処理浄化槽を推進していく上では、今後10年、それ以降も補助金や助成金に大きく変化がないということを鑑みますと、従来どおりの推進方法でいいんじゃないかというような、まるで達成意欲のない美浜町としての姿勢というものは、国・県、また近隣住民から対しても安易に想像できるわけであります。また、御答弁の中で、今後、住民の皆さんの協力により、合併処理浄化槽の普及推進を検討していくということでございますが、ある意味で言うと、町民に負担を押しつけておいて、美浜町としての行政負担を軽減しているという見方もできます。このままだと美浜町民が合併処理浄化槽を設置する先ほどの試算の金額というものは、莫大なものをやはり負担をしていかなければいけない。やはり、ある程度町のほうも負担をし、我々まちに暮らす住民もある程度の負担はしていかなければならないんですが、何においてもこの46.3%、愛知県内ワースト2位という数字を早く返上をして、きれいなまち美浜町というイメージを取り戻したい、このように思うわけでございます。

いま一度伺いますが、この目標に少しでも近づくよう、最大限美浜町として努力する意味で、何かこの合併処理浄化槽の推進について新たな取り組みのお考え等はあるのか、または、現状のまま行ってしまうのかということを御質問したいと思います。

○町長（神谷信行君）

ありがとうございます。私のほうからも先ほどのこの1点目の関係につきまして、ちょっと御説明をさせていただいている中で、確かに今、横田議員が言われますように、このまま置いていいのかというような雰囲気にとられたかもしれませんが、町としましては当然、今後も国・県のほうが示しております10年概成、これについて誠意を持って取り組んでいくべきことであろうというふうには考えております。

そうした中で、今までの合併浄化槽においては、町もこの公共下水という話題が出てくるまでは、今まで合併浄化槽のほうで推進していこうという方向性の中で動いてきているわけですね、現在が。そうした中で、この公共下水という話題が出てきて、それで、今、公共下水との比較といういろいろなお話が出てきているわけな

んですが、現実的にこの10年概成を行う中で、先ほども申し上げましたように、町としましてただ単に自動的にこの普及を進めていくのではなく、やはり補助的なものの見直し、この合併浄化槽に対します補助の見直し、それと、前回の6月議会のときにもお話をさせていただいているかもしれませんが、そういった産業だとか商店、いろんな形の、今まで合併浄化槽については個人の住宅等についての補助と、それから併用住宅、お店と住まいとの併用住宅、この関係については助成をしておりましたけれども、やはり商店等を誘致するのにそういったものにもお金がかかるこういった下水処理の関係について町もそれに対して目をあけて、少しでも入ってこられる方の負担が軽くなるようなそういった政策もやはり打ち出していかなければいけないじゃないかというふうに考えておりますので、今からこういった合併浄化槽を導入するにしてもどんな形で住民の皆さん方にも、また入ってこられる方にもやはり少しでも負担を軽くする、こういった方法があるんだろうかと。それから、また、町の財政の中でこういった形でそれを負担することが一番、町としても大きな負担を構えずに、また、大きな借金だとかそういったこともせずにやっていくことができるだろうとか、そういったことも順次、今からこの計画の中で検討していきたいというふうに考えております。ですので、手をこまねているわけではございませんので、そういった中で一生懸命努力はさせていただきたいなと思っております。

それと、もう一つ、横田議員さん御心配されるように、まちのイメージというようなことも先ほどお話がございましたけれども、やはり、私は公共下水がないことによって、まちのイメージがダウンするというようなことはちょっと思っておりません。本当に美浜町自体、皆さん方がごみゼロだとか、いろんな面で御協力をしていただきながら、まち自体はきれいなまちだと私は思っておりますし、また、そうした中で河川等もこういった浄化のボランティアの皆様方が河川なども一生懸命努力していただいて、きれいな川にしようということで御努力いただいておりますし、そうした中で私は本当に美浜町のまちというのは、まだまだ手は入れないといけないとは思っておりますが、そういった外から見て、このまちは何だというようなまちではないと私は思っておりますし、よその下水道のない地域、そういったところを見ましても、やはりそれなりに皆さんが努力されて、きれいな町並みをつくってみえるということで、今から町としてはそういったきれいな町並み、そういったイメージ的なもの、やはりつくっていくかざるを得ないのかなと、それは考えておりますが、決してよそに劣ることはないとは私は考えております。

また、先ほど産業等のそういった集積関係もお話ありましたが、やはり企業の誘致とか、そういったことの中でも、じゃ、下水がないと、これはどうしてもこちらに出にくいという話になりますと、やはり企業等については、まずは輸送面での道路アクセス、これを一番、まずそこへ行くのにはどうするのかということを考えられるということを聞いておりますし、また、今まで企業団地だとか、いろんな企業を持っているところは、当然、公共下水のない、そういった住宅地に影響の出ないようなところへ、そういったところにつくっていくもんですから、そういったところが、武豊町でも最近、公共下水の整備されましたが、あそこの企業団地が来るときも公共下水のない段階で、やはり道路アクセスがあるということで、企業団地を誘致されて、それで進んできておりますので、また、そういった企業の関係も考えていく中では、当然、合併浄化槽の中で、これはそういった優遇政策だとか、そういったことも打ち出しながら来ていただけるように努力はしたいと考えておりますけれども、そういったことでこれが後退していくというようなことはないかと私は考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございます。

決して公共下水道見直しを掲げて当選された神谷町長を否定するわけではございません。ただ、4月に行われた選挙で、やはり美浜町の污水处理状況というものは広く社会に知れ渡って、皆さん知らなかったことを知ってしまったという面でありまして、やはり私も議員にならせていただいてから、近隣の市町の議員さんと交流する中では、美浜町ってまだやっていなかったんだというような声も聞きます。そういった意味では、今後、美浜町、どのような代替案を持って、この下水にどう取り組んでいくのかという意味では、結構、社会の皆さんって注目されていると思うんですね。ですので、やはり、今、町長のお話を伺う中で、若干、安心はしたものの、早急にこの適正污水处理率を上げていく必要は私はあると思います。美浜町が今、本気で取り組めば、固定資産の評価の下落に歯どめがかかって、都市計画税の減収も防ぐことができ、まちの活性化のかなめである企業の誘致に有利な要素として町内雇用の場も広がって、若者の流出にも歯どめがかかる。結果的に美浜町が今抱える人口の減少を食い止めるというような成長戦略が一つ見えてくると思うんです。私は、今回この公共下水道事業に関してというのを公約に掲げませんでした。この議会を活性化する、真剣にこれからの美浜町の行く末を考えなければ、私の周りにいた議員の皆さんは消滅自治体として認定されたよとか、そういった危機感ばかりを仰いで、この公共下水道の議論も行く行くは人口が減っていくんでしょ、税収も悪くなっていくんでしょというお言葉を一言、一言聞くと、まだ47歳の私は、30年、40年このまちで住もうと思ったときに夢が持てないと思ひまして、今回、この場に立たせていただいておりますというふうに思います。どうか、この公共下水道、お金もかかることであろうし、合併処理浄化槽、あらゆる手段を駆使してでも毎年順調に数字を伸ばしていく、クリーンなイメージのまち、本来の意味できれいなまち、美浜、胸を張って言えるようにしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

いろいろお伺いしようと思っておりましたけれども、町長、いろんなところで御答弁をいただきましたので、最後に1点だけ御質問をさせていただきたいと思います。

先ほど私が申し上げました設置費用およそ80万円、7,000基、100%美浜町が負担した場合、56億円と試算する団体があると申し上げましたけれども、こちらは神谷町長が4月の選挙のときに後援会だよりで発表されていた数字です。この数字というのは、町民の皆さんに本当にわかりやすく計算していただけるがための数字でありまして、正確な数字じゃないという指摘をしたいわけではございません。広報みはまにおいて、数字の細かい数字が発表されておるのをこの間見まして、大体、5人槽の合併処理浄化槽、平均価格が86万7,000円となるということで、現在、美浜町の中にはくみ取り式、単独浄化槽世帯が6,000世帯あるということで、今後、7,000から6,000基をどうしていこうかということを考えていかねばならないということで、この数字をもとに広報みはまによりますと、86万7,000円の5人槽を入れるのに、個人の負担というのが53万6,000円、その中で美浜町の補助金が16万9,000円、国・県からの負担金が16万3,000円というような数字が紹介されていました。この神谷町長が選挙のときに御提案された、例えば、美浜町の町民個人負担1基53万6,000円、6,000基として32億1,600万円ですね。従来、美浜町が負担すべく16万9,000円を掛けますと10億1,400万円。先ほど町長の申された数字とは若干異なるかもしれませんが、美浜町で負担して頑張れば42億3,000万円という試算も予定もされていると思います。ただ、公共下水道だけで考えて、合併処理浄化槽だけで考えると、どうしても双方行き詰まってしまうと思うんですね。8月公表された中で合併処理浄化槽三河湾側東部、また伊勢湾側西部の工事区別を見たときに、三河湾側東部においては比較的工事も安易であり、不透明な部分が少ないというふうに伺いました。伊勢湾側西部においては、掘削をしていく上でどれだけ地底から水が湧き出るかわからないという大変見通しの悪い部分もあるというふうに聞いております。工事費もその分、東部に関しては想定より安く報告を出されているかというふうに思います。全町、公共下水でやるのも難しい、かといって合併処理浄化槽でやるのも難しい、10年後、

ある程度の数字を出さなければいけない、20年後、30年度の長期ビジョンも出さなければいけない中で、例えば、東部、公共下水道、西部については10年、美浜町からの補助も潤沢に出して合併処理浄化槽を進めて、10年後、社会情勢も見ながら、再度全町として考えていくとか、先ほどから申し上げましたとおり、1つの手法を鑑みただけではなくて、いろいろな手法を取り入れる中で、この美浜町の汚水処理率を上げていくというような取り組みも必要ではないかというふうに思いますが、あと15分となっていましたので、最後、この件に関して町長のコメントをお伺いをして、質問を閉じさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町長（神谷信行君）

今、横田議員のほうからお話がありました。要は、部分的な合併浄化槽と、それから、公共下水との併用的な取り扱い的な考え方だと思いますけれども、確かに、今、西部地区のほうにつきましても、いざ掘削した場合、いろんなやはり要因が、費用のかかる大きないろんな原因も出てきようかと思っております。東部の場合につきましても、基本的にはやはり海岸線に近いということで、それと、そういった水道管のいろんな埋設物も多く入っておろうと思いますし、また、そういった中で、特に今の町の現状としましては、調整区域と市街化区域が東部のほうも混在しているわけですね。そうした中で、考え方的には、工事面だけで考えれば若干の差はあろうかと思っておりますけれども、町並みの現状やそういったものについては、さほど大きな差は出てこない部分があるかと思っております。そうした中で、ただ密集地を構えておりますのは、今の東部でいきますと河和地区、河和地区は美浜町の中でも一番どちらかというと人口密度が高い密集地でございますので、こういったところでの、やはり公共下水だとか、そういったこともどうだというお声もいろいろお聞きしております。どうしてかという、なかなか宅地が、自分のお住まいの土地が狭小で、そういった大きな合併浄化槽が入らないというようなことや、いろんなお話も聞いております。この辺の布土の地区においてもやはりそういった地域もございますので、東部のほうで中で見たところ、どういった形が一番適正なのかなというふうにもやっぱり考えていかないかん部分があるかと思っております。ただ、やはり、こういった部分的に他のまちではそういったまちの現状に合わせながら公共下水と合併処理浄化槽を双方兼ね合わせてやっておるところもございまして、美浜町のようにこういった本当に東西に分かれたような町並みで、また、形成の中を考えていきますと、また、それに投資する都市計画税自体もやはり住民の皆さんから多くの負担をしていただいている中で、じゃ、ここの部分だけ公共下水やります、こちらのだけやめますというような、やっぱり取り扱い上、私はある程度、均一的な考え方で行きたいと思っておりますし、河和地区のようなこういった密集地であっても、この合併浄化槽の中で、そういった前回もお話をさせていただいたかもしれませんが、コミュニティープラントという、早い話は、各家からつないで、それで、道路だとかそういったところに埋設できるわけですね、合併浄化槽を。そうすると、そういう大体20戸、30戸のそういったところを集約して、道路にそういった合併浄化槽を埋設して、そこで、全部流れるようにしていくと。そうしたら、そこで1カ所でくみ取りというのか、浄化槽のあれをやれるというような手法もいろいろございますし、大きく言えば、ああいう美浜緑苑みたいなところですね、あそこもどちらかというと、あれは公共下水道というよりも、あそこも大きな、どちらかというと合併浄化槽のほうの取り扱いの分野で進めておる地域ですね。あそこも各世帯からみんな配管持ってきて、大きな終末処理場をつくって、そこへみんな流れ込んでくるという。ですので、密集地は密集地のやり方がいろいろあるものですから、そういった中で、またコストもいろいろ考えながら、対応を考えていきたいなというふうに考えております。

それに、やはり横田議員さん心配していただきましたように、少しでもそういった環境、汚水浄化がされる中で、やはり、まちとしてのイメージも確かに、先ほど私の美浜町としては悪いイメージは持っておらんという中でお話をさせていただきましたが、何でもより一層順番によくなっていくことはどんなことでもそれは手を入れ

ることによってよくなっていくと思っておりますので、やはり行政の責任としてそういった部分も今から努力をし、進めていかざるを得んのかなということを考えておりますので、はい、また今後とも御協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございました。

先日も公共下水道特別委員会が開催されまして、今後、どういうことを考えていくのかということも先輩議員の皆様方がお話しになられておりました。今、町長のコメントの中にもあった新たな手法というのは、やはり行政サイドでも持ってみえるということでございますので、早急にやはりそういう情報については我々議員のほうにも流していただいて、ともに考えていくことが必要だというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、横田貴次君の質問を終わります。横田貴次君は自席に戻ってください。

〔1番 横田貴次君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩とさせていただきます。再開を10時45分をお願いいたします。

〔午前10時26分 休憩〕

〔午前10時45分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

大岩靖君は質問する準備をしてください。

3番 大岩靖君の質問を許可します。大岩靖君は質問をしてください。

〔3番 大岩靖君 登席〕

○3番（大岩 靖君）

皆さん、こんにちは。

ただいま議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

本日は3項目について質問させていただきます。

まず、質問の1項目めなんですが、美浜町立保育所における熱中症対策について質問させていただきます。

皆さんも御存じだと思いますが、ことしも7月の半ば過ぎから8月のお盆過ぎまで大変厳しい暑さの日だったと思います。美浜町内におきましても、熱中症と思われる症状で病院のほうへ搬送された方もお聞きしております。

実は、私、この8月の一番暑い時期、8月の初旬なんですが、美浜町内6保育所、1軒ずつ突然お邪魔いたしました。施設等を見させていただきました。そのときに突然お邪魔したのにもかかわらず、園長を初め職員の皆さんが適切な対応をしていただきましてありがとうございます。この場をかりてお礼を申し上げます。

乳児、園児は、皆さんも御承知だと思いますが、自分の体温調節がなかなかうまくいかないというのを聞いております。そこで、質問1の1項目め、町内の各保育所の園児、職員がどのような熱中症対策をしているか。それぞれの保育所によってそれぞれの対応の仕方があると思いますが、その辺も具体的にお聞きいたします。

それにつきまして、2項目め、行政サイドは具体的にどのような熱中症の指導をしているか、それをお聞きしたいと思います。

3項目め、本年度、各保育所から要望書が行政サイドに出されていると思われるが、どのような予算配分で実施しているか、その点についてお聞きしたいと思います。

質問の2項目め、私はこの6月の初議会のときにも一般質問で出させていただいたんですが、町営住宅の建てかえ事業についていま一度最終的に、8月末で計画案が完了ということをお聞きしております。それにつきまして、7月31日、議員全員集まりまして、全員協議会のおきまして、行政サイドにもこの建てかえ事業についていろいろな質問があり、変更点等も踏まえて質問いたしましたので、それにつきまして最終的な変更はどういうふうになったのかをお聞きしたいと思います。

それと、質問3項目め、皆さんも御存じだと思いますが、半田市、武豊町におきまして、不審者によると思われる事件が発生しております。美浜町内におきましても、皆さんもお聞きしておると思いますが、不審者情報等も流れております。

この点につきまして、実はことしのお盆のときにも私の耳にそういう不審者があらわれたということを知りまして、お盆明け、早急にこの役場のほうへお邪魔いたしまして、担当課のほうに、ことし美浜町は熱中症とかそういうメール配信をしていただいたということがありましたので、不審者情報もメール配信をぜひとも流していただけないですかということをお願いしてまいりました。その点につきましては、皆さんも御存じだと思いますが、8月25日にそういう事例が発生して、美浜町からメール配信をしていただきました。早急の対応をしていただきましてありがとうございます。

この3項目めの防犯灯設置についてなんです、河和駅周辺及び南部海岸線の防犯灯設置予定についてお聞きしたいと思います。私の子どももそうなんです、たまたま河和駅から南部のほうへ自転車で帰る人も結構います。以前から、本来ですと国道247号線を通って帰ればいいんですが、結構海岸端、ちょうど河和の駅から前の山下町長の道の間を挟んで、天神社の裏を抜けて、河和の地区の方はわかると思うんですが、天神社から中野ミシンさんの前を通って海岸通りへ出て帰宅される方が結構みえます。特にこの海岸線を帰宅される方が多いんですが、実は河和中学校の自転車通学の方、結構みえるんですが、布土地区及び河和駅周辺の方から、自転車で帰るときに中学校側は、今の時期はいいんですが、冬場は最終下校時間が5時から5時半だと思います。その時間帯になると、結構あたりは薄暗くなってくるので、その点も踏まえてこの海岸通り、通学路にもなっておるんですが、何とぞ防犯対策のためにも何とか子どもたちが安全に通学できるよう確保したいと思いますので、この点について質問させていただきます。

以上3項目につきまして、本日は質問させていただきます。回答のほうよろしくお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

先ほどは大岩議員さんの御挨拶の中で、また、保育園のほう、全保育園を回っていただきましてありがとうございます。熱心に足をお運びいただきありがとうございます。また、職員の対応につきましてもお褒めの言葉をいただきありがとうございました。

それでは、大岩靖議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

初めに、美浜町立保育所における熱中症対策についての御質問の1点目、町内の各保育所の園児、職員がどのような熱中症対策をしているかについてでございますが、保育中の熱中症予防策としまして、炎天下での遊びを控えること、水分を十分に補給することはもちろんでございますけれども、外遊びに児童の体温上昇に抑制効果

のあるプールやシャワーなど水を用いた遊びを取り入れたり、猛暑の際には屋外活動をエアコンの入る遊戯室での屋内活動に変えるなど、天候の状況に合わせ、児童の体温調節に配慮した保育を実施しております。

また、夏季期間中のお昼寝に関しましても、遊戯室のエアコンを利用し行っております。

そのほかには、体温調整が未熟な0歳から2歳を保育する乳児室、静養場所を併設する事務室、熱を発する調理室にエアコンを設置しており、児童、職員に対する健康管理体制の整備を図っております。

次に、御質問の2点目、具体的にどのような指導をしているかについてでございますが、毎月の保育所長会において、猛暑の到来に先駆け熱中症に対する注意喚起を促し、各園において暑さ対策への保育環境を整えるとともに、発症時に対する迅速な対応に万全な体制を期すよう指導しております。

次に、御質問の3点目、本年度、各保育所から要望書が提出されていると思われるが、どのような予算配分で実施しているかについてでございますが、熱中症対策に関連する予算要望といたしましては、空調機設置の要望が提出されており、今年度当初予算において、河和北保育所及び上野間保育所に各1台を設置いたしました。

また、本議会に提出いたしました補正予算案まち・ひと・しごと創生交付金を活用しまして、布土保育所及び野間保育所に各1台を設置する予定でございます。

今後におきましても、空調機設置に関しましては、体温調整機能の低い年少児を優先に年次計画的に設置してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、町営住宅の建てかえ事業についての御質問でございますが、答弁の前に、建てかえ事業の趣旨とこれまでの経過につきまして、簡潔に御説明いたします。

河和団地の2階建て住宅は、昭和40年代前半の建設で、老朽化が進む中、建てかえ事業に着手することにいたしました。

これまで、公募によるアイデアの提案を募り、学識経験者の大学の教授等を審査員として設計者を決定し、平成26年度に基本設計を策定いたしました。

この基本設計の概要につきましては、整備方針を若者世帯の定住促進につながることで、入居者同士や近隣住民とのコミュニティが形成される住宅配置とすることと、町内の建築職人の技術力が生かせ、今後普及できるものとするなどを定め、既存の2階建て住宅42戸を、木造平屋建住宅16戸に建てかえ、駐車場16台分を整備するものでございました。

今年度に入り、議員の皆様方にこの設計の内容につきまして2回ほど御説明申し上げたところ、建物の外観、駐車場の配置など数多くの御意見、御要望をいただきました。

その後、議員皆様からの御意見等をできる限り設計に反映させるための再検討を行っておりますが、引き続き現在も修正等を行っている状況でございます。

変更案がまとまりましたら、皆様に御説明いたしますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、防犯灯設置についての御質問についてでございますが、河和中学校の通学路となっている河和駅から天神社までは、80ワット3基、20ワットの防犯灯1基を設置しております。

また、国道の横断歩道に愛知県の交通安全灯が設置され、そこから海岸までは20ワット3基、海岸道路は、路地ごとに20ワットの防犯灯と商工会80ワットの電灯が設置されております。

防犯灯の間隔としては、町内平均的なものでありますが、海岸道路沿いに家が無い所などもあって、一部暗く感じられる場所があることも確認しております。

今後の防犯灯の設置につきましては、御指摘のところが通学路でもあることを考慮しつつ、ほかの場所と同様に地元区からの要望を踏まえた上で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

す。

私からは以上です。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○3番（大岩 靖君）

それでは、1問目の美浜町の保育所における熱中症対策についてなんですが、先ほど町長の答弁にもありましたが、本年度中に北保育所、上野間保育所、布土保育所、野間保育所のほうにエアコンの設備とお聞きしたんですが、私が6保育所をずっと見させていただいたときに、各保育所、熱中症対策ということで、ほとんどの保育所が午前中水遊び、それから食事、それからお昼寝ということで保育所のほうは対応しているようなんですが、例えば食事中にエアコンのない部屋で園児に食事をとらせるということは、職員の方にもお聞きしたんですが、どうしても暑いと食欲はかなり落ちると。やっぱり食事中にせめてエアコンがある部屋で食事をしてもらいたいなということで、ちょうど調べたところなんですが、布土保育所、上野間保育所、それから奥田保育所は、食事中もエアコンが入っている部屋で食事がとれるということなんですが、野間保育所、南部保育所、それから河和保育所なんですが、食事ときは扇風機対応ということをお聞きしております。

やっぱり食事をつくっている職員の方も、ぎりぎりまで調理室から暑い部屋に食事を持っていくのじゃなくて、ぎりぎりまで冷やして、食べるときに食事を運ぶという、皆さんそういう苦勞をしているようであります。できる限り、やっぱりこれは早急に食事中もせめてエアコンがある部屋で乳児、園児のほう、食事がとれるようにお願いしたいと思います。

今言ったように、野間、南部、河和の保育所については、食事中のエアコンというのは本年度中に設置ということでよろしいでしょうか。その点をもう一度伺います。

○子育て支援課長（山下幸子君）

エアコンがことし中に1台ずつでございますが、設置できるかということでございますが、まず奥田保育所につきましては、園舎を建てかえましたときに年長組さんは古い園舎で保育しておりますのでエアコンがございませんが、2歳、3歳、4歳につきましてはエアコンが入っておりますので、そちらのほうは問題なく、あとの保育所につきましては、乳児以外ございませんでしたので、私も各園を回りまして昼間の気温の状況をお聞きしましたら、かなり高いということでしたので、お昼はプールで体を冷やした余韻で何とか食べているというのを聞いておりましたので、今年度から予算を要求させていただきまして、北保育所と上野間保育所は夏前に設置させていただきまして、ことしは利用させていただいていると思っております。

今回の補正で上げさせていただきました布土保育所と野間保育所でございますけれども、年少の3歳児の部屋に1台ずつつけさせていただくように予定しております。そちらのほうは予算を今回の補正で上げさせていただきましたので、夏にはちょっと間に合わないかもしれませんが、年内につけさせていただきたいと思っております。

町長の答弁にもございましたが、来年度からもまち・ひと・しごとの交付金が存続するのかどうかというのは今のところははっきりしませんが、そういったものも活用しながら、当初予算のほうでもまた年次計画的に年に2台から、交付金がありましたら4台、全園4歳児、5歳児とつけられるように予算をお願いしたいと考えておりますので。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

再質問ありますか。

○3番（大岩 靖君）

ありがとうございました。じゃあ、本年度中にということで私のほうは理解しておきます。

それと、先ほど一番最初にも言いましたが、実はこの6保育所、私が突然お邪魔したというのは少し意味合いがありまして、質問ではないので申しわけないんですが、実は保育所、外からずっと見させていただいたんですが、熱中症対策でグリーンカーテンをやっているところがほとんどでした。それで、園児が水遊びしている姿もよく拝見させていただきました。そのときに、職員の方も一生懸命園内の草むしりをしながら、汗を流しながら一生懸命園児に目を向けて、目を配らせているのが実感できました。

ただ一つ、1点だけちょっと、これは質問でないので申しわけないんですが、一つだけお願いしたいのが、限られた予算内で、税収も決まっているので申しわけないんですが、やはり町長がおっしゃるように、これから美浜町に住んでよかったなと実感していただけるようなまちにするためにも、若いお父さん、お母さん方が安心して子どもさんを預けられる、そういう施設を目指してこれからもお願いしたいと思います。

先ほども言いましたけれども、南部保育所なんですけど、たまたま私外観をずっと園に入る前に見させていただいたというのが、南部保育所、外観の一部分、フェンスが破れております。これはちょっと違う意見になって申しわけないんですが、それだけ早急に対応していただきたい。

○議長（森川元晴君）

大岩君、通告外でありますので、通告に沿って質問のほうお願いいたします。

○3番（大岩 靖君）

それでは、質問の2番目の町営住宅の建てかえ事業について質問させていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたが、今いろいろ全員協議会において議員からの意見があったということで、それを今考慮中だということをお聞きしておりますが、進捗状況を踏まえて、私は以前6月の一般質問にもしたんですが、ちょうど河和中学校の交差点に町営住宅がひっかかる、その隅切りをもう一度、何メートル隅切りしていただけるかという確認と、それと全員協議会のときに各議員のほうからも言われましたが、先ほど答弁の中でも若者向けの住宅にすることをお聞きしておるんですが、じゃあ新規で募集してそこに住まわれる空きの部屋数をお聞きしたいと思います。それについてよろしくお願いいたします。

○建設部長（斎藤 功君）

まず隅切りの関係でございます。隅切りについては、前回も御報告させていただきましたとおり8メートルで予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、入居者の関係でございます。実は今戸数も含めまして再検討を行っております。その内容を報告させていただきますと、まず駐車場の配置でございます。これにつきましては、議員さんからも相当御指摘がございましたので、現在敷地面積が約2,200平米というふうで計画を再検討しております。その中で、道路幅員の確保、計画戸数等々で、現在14戸で計画しておりまして、駐車場の位置、これにつきましても、今回の敷地内での東側、当初の計画ですと北側に集約、これをより近くの東側に集約して今検討しております。この辺も決まり次第また御報告はさせていただきます。

また、コストのほうも今再検討しておりまして、ガラスサッシを2枚引きから既製品の3枚引きにすると、屋根裏の断熱を外断熱から内断熱に変更と、そういった利便性の向上の面からの収納スペースの増設なども含めて、今再検討のほうも行っております。そういった中で、今現在の計画戸数は14戸でございます。

そこで、A、B棟、今回残すという計画でございますので、なるだけ多くの方、若者世帯に入居していただくというふうで、例えば14戸のうち何戸が新規入居となるにつきましては、今の入居者の状況にもよりますので、またその辺は今後詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（大岩 靖君）

ありがとうございました。今の答弁で14戸、当初より2戸減っておるわけですが、この今の現存でこの14戸のうちに入られる方がまだわかっていないということで、その点がわかり次第また早急に連絡していただきたいと思います。

それと、今変更点で、駐車場の移転ということもお聞きしたんですが、当初先ほども答弁の中で、北側に駐車場をとということで、我々議員同士で話し合いをしたときに、今の時代駐車場が離れたところにあってはなかなか若い世代のお父さん、お母さん方が、小さい子どもさんを連れて両手に荷物持っていたら、なかなか雨の中じゃ自分の家まで行くのにずぶぬれになっちゃうじゃないかということは意見として出ておりましたので、その点をよくお考えの上、またこの計画の変更点、完了ができ次第また教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、3番、最後の質問の防犯灯の設置についていま一度質問させていただきます。

実は、私、10年ほど前、商工会の河和支部の役員をやっていたときに、河和の地域内の商工会の街路灯を1基ずつ全部調べたことがあります。ちょうど10年前は河和地区で73基商工会員の街路灯が建っておりました。ただ、現時点、10以上減って61基に今なっております。この要因は、なかなか今町内の商店の撤退も含めて、老朽化した街路灯をじゃあもう一度お願いしますと言ったときに、ちょっと勘弁してということで、できる限り町のほうに防犯灯という形で何とかしていただけないだろうかということで、町のほうにも要請したことがあります。

ただ、町のほうも、先ほどの答弁じゃないですが、予算もあることですので、ただそれはわかっているんですが、やっぱり今の不審者、正直言って10年ほど前からそういう情報は耳に入っております。安心・安全なまちづくりをするためにも、せめて学生、通学路、安全に確保していただきたい。

そしてまた、今の通学路も含めてですが、駅周辺、皆さんもこの間のメール配信で知っていると思いますが、昨今不審者による被害が実際に出ております。それも踏まえて、町のほうの税収も決まり、予算配分もあると思いますが、まず何を最初にやっていかなあかんかということをよく考えていただいて、できるだけ早急にこの防犯灯の設置についてはやっていただきたい。

これにつきまして、具体的に担当課の課長のほうにお聞きしたんですが、防犯灯は今現存にある電柱にはできるだけ早く、先ほど80ワット云々と言っていましたけれども、LEDにかえるということも変更はできると聞いたんですが、私はこの今の南部の海岸線、夜歩いてみたことがあります。ちょうど河和の先ほど言っていた天神社からずっと浜場へ出たところから、そこから南側が本当に真っ暗です。答弁の中にも80ワットの電灯が何本かついていると言っていたんですが、本当に海岸通りじゃなくて一本ちょこっと西側というか住宅側に入ったところに電柱があり、そこに電灯はついておるんですが、本当の海岸通り線にはほとんど真っ暗な状態が続いておりますので、そこに逆に言うと新たに電柱も設置、そして電灯も設置できるのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが、よろしくお願いいたします。

○総務部長（本多孝行君）

では、お答えをしたいと思います。

まず、御質問の順番になったりあっちゃこっちゃしますが、それはお許しをいただきたいと思います。

商工会設置の街路灯につきまして数が減ったということなんですけれども、今議員おっしゃったように、せっかくつくったんだけどうちは廃業しますというようなところもありました。そういうところにつきまして、まだ街路灯が健康な状態であれば、商工会さんのほうからの申し入れによりまして、防犯灯といいますか、位置づけですね、それを外してしまうと防犯上好ましくないといったようなものにつきましては、町にいただきまして管理をするということも実際何灯かやっております。ここ４年ほど前からやっておるかと思っております。ですので、商工会の会員さんが廃業されるときに、でも街路灯がまだ十分使えるといったものであれば、それは私どもが頂戴して、そのまま防犯灯としての役目を担っていただいております。

逆に、幾ら電気がついていても根本が腐っているとか、そういったものにつきましては、後々のこともございますので、お断りすることもありますけれども、今数が手元にはございませんが、そういったことも対応させていただきます。

あと、予算不足はわかっているが、せめて通学路の安全確保というふうに今御意見をいただきました。まことにそのとおりで、逆に私ども、通学路等安全を確保したいという気持ちはもちろんわかっておるんですけれども、なかなか予算がついてこないという部分はございます。その中でも、やはり今おっしゃったような通学路というのは優先すべきところだと考えております。ほかの地区におきましても、通学路については優先してつけてきたという実績もございます。今後についてもそういったような考え方は基本的に変わらないというふうに思っております。

議員が御質問の駅から天神社を通ってという経路ですけれども、議員から御相談があったときに担当が夜見に行ったりいたしました。先ほども町長の答弁からございましたように、感覚としては決してあそこは少ないというものではないと思っております。大体電柱一本おきというのが美浜町の標準的なものですので、ただ、80ワット、80ワットと続いたときに20ワットがほんと来ると、すごく暗く感じるということとも言えると思います。ちょうどその海岸どおりにつきましてはそんなような感じではないかというふうに思っております。

ただ、個数としてはちゃんとあるからいいんじゃないかというふうではありません。これは先ほど議員のお話がありましたように、例えば機器の老朽化が見られたときには、じゃあそこは20から80ワットにするとか、そういったようなことは今後の状況等を見て適切に対応してまいりたいと思っております。一本電柱を建ててやるよりも、既存の電柱につけるほうが費用ももちろんかかりませんし、時間も簡単に済みます。そういったような方向のできるのであれば、そこの地区に限らず今後とも進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森川元晴君）

再質問ありますか。

○3番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

今の答弁でもありましたが、今の答弁で、例えば電球玉を今80ワットとか20ワットとかついておるわけですが、これを例えば今の通学路に関してだけでも、LED化した場合、今後のメンテも考えて、5年、10年後ということも考えると、電球玉を交換したときの費用、そしてまたLED化したときの費用でどちらのほうが有利になるかということをお聞きしたいんですが。

○総務部長（本多孝行君）

細かい数字は手元にはございませんので、大まかなことでお考えいただきたいと思います。

20ワットのＬＥＤの機器がおおむね２万４,０００円ぐらいだったと記憶をしております。８０ワットが３万６,０００円ぐらいだったと思っております。これは以前電気の基本料金とか球がえの費用、そういったものを計算したときに、８０ワットの蛍光灯を８０ワット相当のＬＥＤにかえたときに、おおむね４年から５年で元は取れるという計算がされたことを記憶いたしております。

そういった面を含めまして、数年前からなんですけれども、蛍光灯のＬＥＤ化を予算計上して進めております。何年か前までは、古くなったもの、壊れたものを新しい機器に交換するということをやっておりましたが、３年ぐらい前だと思いますが、機器がまだ十分動いているものであっても、いろんな効率化等を考えまして、ＬＥＤ化を進めております。そういった意味で申し上げますと、２６年度につきましては、２０ワットの蛍光灯を５４基やめまして、５２基のＬＥＤ化と８０ワット２基に交換というふうにしております。また、８０ワットの水銀灯を１３７基ＬＥＤ化しております。

このように、全部でまだ防犯灯は２,７００ほどございます。ＬＥＤ化したものがまだ６５０ぐらいですので、おおむね４分の１ぐらいなんですけれども、このように今年度につきましてもＬＥＤ化の予算は見ておりますので、地区をまとめて、この地区では例えば小型一体１５基というような形で、ある程度まとめて更新をするというふうに実施をしておりますので、まだ時間はかかりますが、進めてまいるということだけは御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○３番（大岩 靖君）

ありがとうございます。今の答弁でお聞きしたように、年度内でできる限り１基でも多くそういうふうに変更していただけたらと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。限られた予算ではありますが、何を優先にするかということをよく考えた上で、また凝視のほうしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、大岩靖君の質問を終わります。大岩君は自席に戻ってください。

〔３番 大岩靖君 降席〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす９月４日は午前９時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。どうもお疲れさまでした。

〔午前１１時２４分 散会〕

平成27年 9 月 4 日（金曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成27年 9 月 4 日（金曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 3 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番	横 田 貴 次 君	2 番	荒 井 勝 彦 君
3 番	大 岩 靖 君	4 番	横 田 全 博 君
5 番	大 崎 卓 夫 君	6 番	丸 田 博 雅 君
7 番	山 本 辰 見 君	8 番	鈴 木 美代子 君
9 番	野 田 増 男 君	10 番	森 川 元 晴 君
11 番	中 川 博 夫 君	12 番	石 田 秀 夫 君
13 番	杉 浦 剛 君	14 番	江 元 梅 彦 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（26 名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	本 多 孝 行 君
企 画 部 長	永 田 哲 弥 君	厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君
経 済 環 境 部 長	齋 藤 博 君	建 設 部 長	齋 藤 功 君
教 育 部 長	牧 守 君	総 務 課 長	沼 田 治 義 君
防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君	税 務 課 長	廣 澤 辰 雄 君
企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君	秘 書 広 報 課 長	谷 川 徳 寿 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君	福 祉 課 長	西 田 林 治 君
子 育 て 支 援 課 長	山 下 幸 子 君	健 康 推 進 課 長	坂 本 順 一 君
農 業 水 産 課 長	天 木 孝 利 君	商 工 観 光 課 長	竹 内 康 雄 君
環 境 保 全 課 長	岩 本 健 市 君	土 木 課 長	鈴 木 学 君
都 市 計 画 課 長	石 川 喜 次 君	水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君
生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君	学 校 給 食 センター所長	森 川 幸 二 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	岩 本 修 自 君	主幹兼議会係長	夏 目 明 房 君
--------	-----------	---------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

最近、きょうも雨かというような挨拶が多く最近続いていましたが、けさは久しぶりに日の出を見たような気がいたします。低気圧や秋雨前線の影響で、昨日までこの地方では11日間連続で雨天が続いていました。

来る6日日曜日には、第46回美浜町消防操法大会が開催されます。8月のお盆までは猛暑が続き、お盆過ぎには不安定な天候が続きました。思うような練習ができなかったかもしれませんが、当日は全力で頑張ってくださいと思います。また、住民の皆様にも毎年ひと夏、操法大会に向けて頑張っている団員、御理解とエールを送っていただきたいと思います。私個人の思いですが、操法大会が終わると美浜の夏が終わるんだなと感じています。

さて、本日、傍聴されます皆様、早朝よりお出かけいただき、まことにありがとうございます。昨日も言いましたが、議会の雰囲気や内容の全てはなかなか広報等で伝えることはできません。生の議会を見ていただき、御意見、御感想等をお寄せいただきますとありがたく感じる次第でございます。どうかよろしく願いいたします。

なお、お手持ちの携帯はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込み並びに町広報用写真撮影のためのカメラの持ち込みを許可いたしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（森川元晴君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には9名の諸君より質問の通告をいただいております。そのうちの6名を本日は行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

それでは、中川君、質問をする準備をしてください。

11番 中川博夫君の質問を許可します。中川博夫君、質問をしてください。

〔11番 中川博夫君 登席〕

○11番（中川博夫君）

おはようございます。傍聴の皆さんも早朝より本当に御苦労さんでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長の許可を得ましたので、一般通告書に基づきまして、各項目を質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

今年度より新町政になりまして、神谷町政のほうも本当に日々、週末土日も休みなしで動いておる現状かと思っていますけれども、皆さん方とともに、執行部の皆さんとともに町政がよくなるように一緒に頑張っていきたいと

思います。よろしくお願いいたします。

じゃ、一般質問のほうに入らせていただきます。

1 番、日本福祉大学との連携について。

(1) 町職員、日福大職員との交流を図るため、職員の相互派遣を検討しないか。

(2) 名産品の開発に日福生を利用しないか。

(3) 日福大生を今まで何人採用したか。

2 番、観光協会の役割について。

観光協会の分離独立がなされたが、今まで町職員が行ってきた業務については観光協会が行うことになるのか。

3 番、国道247号、富具崎周辺の道路について。

周辺道路はカーブがきつく、大型車がすれ違うには道路幅員が狭い、見通しも悪い。事故が起きてからでは遅いので、道路改修の予定はどうなっているのか。

以上です。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

また、先ほどは中川議員より町政に関しまして、皆様方とともに一緒にまちづくりに頑張っていきたいと考えておりますので、またこれからも御理解と御協力よろしくお願いいたします。

また、昨日は、先ほど議長さんのほうからもお話がありましたように雨ということで、私もきのう公務のために、このきょうに一般質問の多くを持ち越させていただきましたことを、また御迷惑をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。きのう、東京からこちらのほうへ帰る折に、先ほどの雨のお話でございますけれども、新幹線も東京から帰ってくるときに1時間のおくれということで、それも豊橋のところと浜松のところ非常に大雨ということで運行見直しということで、今現在運行のほうを休止してますということで1時間のおくれが出ておりました。名古屋駅にも7本の電車が待機して待つとということで、なかなか三河安城から先が進まないという状況でございまして、そういった本当にことしの、例年ですが気候がわからない状態になってきたなというふうに心から思っております。

それでは、きょうはまた6人の方の御質問を受けるわけでございますが、誠意を持ってお答えさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず、中川議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、日本福祉大学との連携についての御質問の1点目、町職員、日本福祉大学職員との交流を深めるため、職員の相互派遣を検討しないかについてでございますが、大学との連携につきましては、平成22年10月に日本福祉大学、日本福祉大学付属高校、美浜町との包括協定を、また、翌23年10月には同大学、付属高校と防災及び減災に関する諸事業の連携と協力についての防災協力協定を締結し、知的・物的・人的資源の交流と活用を図っているところでございます。

包括協定に掲げております、地域の活性・振興に関すること、地域文化・福祉の向上に関すること、学校教育の向上・生涯学習の推進に関すること、スポーツ・健康づくりの振興に関すること、安全・安心なまちづくりに関することの5項目につきまして、大学職員と本町各担当課と協働体制を築き、平成27年度では43事業を計画・実施しているところでございます。

また、大学との連携強化のため、包括協定協議会を年に一度開催し、情報の共有や各事業の推進に向けて活発

な意見交換を行うなど、大変有意義な連携や協働体制が築けていると考えております。

したがいまして、議員の御指摘の職員相互の派遣につきましては、今のところ考えておりませんが、日本福祉大学は、教育分野の専門機関として、また民間事業者として、さまざまなノウハウを備えており、密接な関係を保つことが重要であると認識はしております。今後もさらなる関係強化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、名産品の開発に日本福祉大生を活用しないかについてでございますが、本町には、ミカンを始め、自然海水塩、ノリなど地元の特産品が数多くございます。これらの特産品を活用した新商品、名産品を開発し、本町をPRする必要性を強く感じております。現在、名産品として開発したものには、本町の特産品を使用した塩ソフトクリーム、塩ようかん、塩ロールケーキ、グレープフルーツジャムなどがございます。日本福祉大学経済学部が醸造会社と共同し、2011年にジュレ状ののせる醤油「福だまり」を開発いたしております。最近では、日本福祉大学と関連会社との共同で美浜の塩を使った福サイダーも開発・販売されております。また、野間漁協におきましては、ノリのつくだ煮を開発されたと聞いております。

今後、日本福祉大学生や地域の若者の感性、発想を生かすとともに、美浜といえどこれだと言える新商品、名産品を関係部署や生産者、商工会、漁協、JAなどと連携して開発してまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、日本福祉大生を今まで何人採用したかについてでございますが、12人を採用しております。内訳として、事務職6名、保育士5名、調理員1名となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、観光協会の役割についての御質問でございますが、基本的には議員の御指摘のとおり、これまで町職員が観光協会の業務として行ってきたものにつきましては、新たにできる事務局へ移管をいたします。ただ、観光行政という分野はなくなるわけではなく、町が担当する業務も当然残ります。特に本町の場合、東海テレビ放送、名古屋鉄道及び中日新聞との共催、協賛で行っております美浜海遊祭、マンシングウェアレディース東海クラシックなどの事業につきましては、町と観光協会事務局が協力して対応してまいります。あわせて、観光の中長期計画など、行政として対応すべき事項につきましても、これまで同様、町の責任において推進してまいります。

いずれにいたしましても、今回の事務局独立の目的は、美浜の観光をより一層活性化させることであります。この目的達成のため、町行政と観光協会が、これまでも増して緊密に協力し、努力を積み重ねていくことが、双方にとっての責務であると認識しております。

次に、国道247号、富具崎港周辺の道路についてでございますが、御質問の道路につきましては、以前、中川議員より御質問をいただき、路面標示、車道分離標及び走行誘導案内板などの安全対策を県に行っていただきましたが、歩道はなく歩車分離でないため危険な状態と認識しております。

国道247号は、野間中学校の通学路にもなっており、歩行者等の安全対策のため上野間地区から小野浦地区までの歩道設置の要望を、私初め議長、副議長の同席をいただき、本年度も県へ行いました。県は、莫大な事業費、財政状況及び優先順位等から歩道設置には至っておりませんが、引き続き交通安全に配慮した対策を講じていただくよう要望してまいります。

私からは以上です。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○11番（中川博夫君）

町は、本町は大学に対して相談をするのか、それともタイアップしながら向こうと連動、日本福祉大学と連動

しながらやっているのか、それを執行部のほうはどのようなお考えかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○企画部長（永田哲弥君）

これから日本福祉大学とどのようにやっていくかという御質問でよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○企画部長（永田哲弥君）

じゃ、お答えさせていただきます。

先ほど来、町長のほうからお話をさせていただきました包括協定、防災協定、大きく2つの協定等に契約させていただいております。その中でも43事業をことし予定実施しておる最中でございます。特に防災関係も合わせて43項目になるわけなんです、その中では5項目、先ほどもちょっとお話ししました5項目でございます。それを現在実施しております。これからもこの5項目の詳細を煮詰めていきたいなというふうに思っております。現在、完了に至っておる部分もありますが、現在進行形で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○11番（中川博夫君）

ありがとうございます。

それと、日本福祉大学からも相談される、町に対しましてお願い事なんですけれども、年に何回ぐらいあるのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○企画部長（永田哲弥君）

相談件数に当たりましては、特別に何件あるということは、数を数えたことがちょっとございませぬ。ですが、先ほども言いました43事業でございますので、これは町だけでやることではございませぬので、相談、また私ももアドバイスいただいたりということでやっておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○11番（中川博夫君）

現在では、日本福祉大学はなくてはならない町の存在だと思います。町が今後発展するためには、どうしても教授、それと大学生、あと福祉高校のそういった学生方の知恵をおかりしながらやっていくべきではないかと思っております。それを主体的に先ほど申しあげました質問の中で、特産物を、美浜の特産物が今ないんですよ。だからどうしても大学生、それから高校生、地元の小中高、中学校生も結構なんですけれども、それを交えて一度大々的に募集をかけてはどうかと、そういうことをお願い申し上げたいと思うんです。その辺はどうでしょうか。

○企画部長（永田哲弥君）

特産物開発に伴う募集ということでよろしかったでしょうか。

町長の答弁でもお話のほうをさせていただいております。真剣にこれからはまた考えていかないかんということで、日本福祉大学におきましては、地域プロジェクトというのがございますので、そこと連携をとりまして新商品の開発のほうをしていきたいと思っております。

それで、募集ということでお話をいただいたんですが、地域プロジェクトというのは、教育プロジェクトの環境でございまして、学生がその地域プロジェクトに入っておりますので、まず最初にそのプロジェクトに声かけをさせていただいて商品開発のほうを、可能性を含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 1 1 番（中川博夫君）

ありがとうございます。

地域の方々も、一般の方々もそうなんですけれども、やっぱり皆さんの英知の知恵を出し合って、それで、ここ美浜町ではこれが特産物だと、それとあと地産地消の物でつくれないかと、そういうものを早急に、考えとるだけではだめなんです。だから、知恵を出し合って皆さんともども、今からもう早急にやる必要があるじゃないかなと思うんです。本当は町制60周年に合わせて出していただくとよろしかったんですけども、まだまだちょっと時間がありますもんですから、どうしても地産地消の物を題材にして、あとはいろんなものをスイーツをつくれて、1週間から2週間の賞味期限があるように、そういったものをつくる必要があるのではないかと思います、その点はどうでしょうか。

○企画部長（永田哲弥君）

ありがとうございます。スピードを持っていろいろなことをやっていくというのは私どもの使命でございますので、進めてまいりたいというふうに考えております。

ちょっとここで御紹介をさせていただきたいなというふうに思うんですが、地域研究プロジェクトというのが先ほどあるというお話のほうをさせていただきました。過日、24時間テレビで日本福祉大学がドミノをやっておりますが、その中で新商品ということでPRされたのを皆さん御存じだと思います。その中で、新商品というのが、残念ながら美浜キャンパスではないんですが、半田キャンパスの学生とパン屋さんがコラボをしまして、そこにまた美浜町の野間のりを使った食材ということでつくっていただいたというようなことで、宣伝、新聞等がありました。

私ども美浜におきましても、同じ研究プロジェクトを持ってございますので、連携強化しまして、調査というのか問いかけのほうをさせていただいて、若者の感性を生かしたようなものができれば、その中でまた地域の特産物がこれまで以上に目の目を見るというのか、販売等を含めてできるような体制づくり等も同時に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 1 1 番（中川博夫君）

ありがとうございます。

いろんな試行があるかと思いますが、どうしても美浜に産物が今、これだというものがないんです。美浜町見ましてもね。だから、どうしても皆さんのアイデアと、それと執行部の方々もお願いなんですけれども、いい知恵がありましたらどしどし出していただきまして、早急にできたらと思います。よろしくお願いします。

それから、日本福祉大学には野球部があります。そういった中で、今年度、この秋でしょうかね、ドラフトにかかりそうな選手もおりますけれども、その辺の情報だとかお話し合いはどうなっているのか、その辺をお聞かせ願います。

○議長（森川元晴君）

中川君、通告外になりますので、ほかの質問のほうに移っていただけますか。いやいや、関連はありませんので、よろしくお願いします。質問のほうをお願いいたします。

○ 1 1 番（中川博夫君）

それと、職員の相互派遣を検討しないかということで質問をさせていただきましたんですけども、どうしても専属が一人必要かと思うんですよ、職員はね。だから、それをそうすれば交互にやっぱり思っていること、また、福祉大のほうからも、また福祉高校からもそうなんですけれども、やっぱり意見が飛び交うと思うんです。

ですから、こちらから出向いたり、そういった相談事でなしに、職員をやはり一人でも派遣されたらどうかと思うんです。これは私からの強い要望なんですけれども、その辺は町長が先ほど言っていただきましたけれども、どうしても検討段階にまた今後でも入っていただくように、どうしても必要じゃないかとは思っておりますので、その辺をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森川元晴君）

答弁要りますか。

○11番（中川博夫君）

一言だけで結構です。

○議長（森川元晴君）

一言ですか、じゃ、一言お願いします。

○企画部長（永田哲弥君）

一言というとなかなか難しいところがあるんですが、包括協定の中で協議会を持っておるということでお話をさせていただきました。その協議会の中でまたいろいろこういう職員の派遣等も含めてお話し合いを、また可能性のある限り調査・研究、話し合いを進めていきたいと思っております。

もう一つ、また大きなCOCという大きな、美浜と東海市と半田市の首長たちが集まる、そういう会議を日本福祉大学は持っていますので、そういう市町とも連携しまして、一度お話をさせていただきたいというふうに思っておりますのでお願いします。

○11番（中川博夫君）

どうもありがとうございました。

じゃ、2番目の観光協会の役割についてをさせていただきます。

本町の観光協会を今まで以上に強くする必要があるかと思いますが、その辺の見解はどうでしょうか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

観光協会の役割につきまして、今まで以上に強くするという御質問でございますが、独立しまして、町のやるべきこと、観光協会のやるべきこと、これ、十分掌握しながら進めていきます。観光協会は今、ことし独立ということで10月から奥田駅の下の空き店舗を利用して改築というのか、部屋の改造をやっていきます。それが終わりますと、1月から正式に観光協会は独立して具体的に動いていきます。そういったことで、今、着実に準備中ということで、観光協会の事務局長になっていただく方も、もうほぼ決定ということになっておりまして、民間の方から来ていただきまして民間のノウハウを活用しながら美浜の観光に対するステップアップ、そういったものを図っていきますのでよろしくお願いします。

○11番（中川博夫君）

今、部長のほうからちょっと御回答いただきましたんですけれども、奥田駅を一応拠点として観光協会の事務局をおつくりするということなんですけれども、ちょうど国道247号からちょっと入るもんですから、その点を一般の観光客の方々が入ってくるのにちょっと心配しとるんですけれども、場所だけ見れば、本当は国道のほうがいいじゃないかと思えますんですね、案内所としましては。美浜町の総合案内がそれで役目をとるもんですから、その点を今は多分、答えのとおり決まっているかと思うんですけれども、そういう点がちょっとまた不安になっている状況です。

それと、先ほど申し上げましたんですけれども、観光協会さんももうちょっと町と連動しながら、今まで以上に動く必要があるかと思うんですね。だから、お客さんが来ない、そういうふうではだめなんですよ。だから、

自分たちも動く。それと町内外も発信できるような行動をとる必要があるかと思うんですが、その辺の執行部のほうのお考えは、観光協会長、それから役員の方々、それにはどのような指図をされているのか、その辺をお願い申し上げます。

○経済環境部長（齋藤 博君）

先ほど10月から観光協会の準備を進めていきます。今、準備進めておるわけですが、実は事務局長に原さんという方をお招きしましてやっていこうということです。この方につきましては、大手旅行者において30年以上営業の第一線で活躍しておられた方です。経験やノウハウ、人的なネットワーク、素晴らしいものを持っておられます。

そこで、地元のこの観光ということなんですが、今回の補正でも実は300万円の地方先行の予算をいただきまして、300万円をいただきます予定はしておりますが、この大きく2つの予算の内容がありまして、海外観光客の誘致の関係、パンフレットの多言語の関係がウエート大きいですが、もう一つ、観光人の人材育成、観光に携わる方々の人材育成を図ろうという予算も今回の中に含まれております。これでもって今まで例えば旅館に関して申し上げますと、どうしたらこうおもてなしをお客さんが喜んでいただけるようなおもてなしをしたらいいか、もう一からたたき直してもらおうというような勢いで考えておりますので、せっかくのプロをお迎えいたしますので、そういったことをやっていきたいと思っております。

また、ちょっと前に6月には研修会をやっております。インバウンドの関係の研修をやっております、6月19日に、こういったところで観光に携わる方々、町の会議室へ集まっていただきまして、免税の関係だとかインバウンドの関係、これも勉強していただきました。1回聞いていただいたわけですが、地元の観光に携わる方々、非常に興味を持っていただきまして、1回じゃ足らなくて2回やってくれということで、実は2回、地元の要望からやっております。

そういったこともありまして、今回の補正に至っておるわけですが、そういったところでしっかりこの意識改革といいますか、これまではない受け入れの仕方だとか、手法だとか、そういったことをやっていこうと思っております。我々もこの事務局長をお願いするときには、そういう観光のプロでございますので、お客を呼ばってこようと思われれば幾らでも呼ばってくれるお方なんですが、そうではなくて観光によるまちづくりといいますか、人材育成といいますか、そちらのほうに重きを持っていただきたいというようなことでお願いがしてありますので、その点、安心しておっていただければいいと今は思いますので、よろしくお願いします。

○11番（中川博夫君）

ありがとうございました。

大手の旅行業者の原事務長さんをお迎えということなんですけれども、原さんのほうはやっぱり人材の育成だとか、そういった回答がありましたんですけれども、あと観光協会、美浜町観光協会会長からみんな各支部長も方々が見えるんですけれども、一応、宿泊関係からいきますと西海岸が多いんですね、旅館だとかホテルはね。そういったふうで今度、足を運ぶ、足を運ばないとだめだと思うんですよ。そういったふうで観光協会長、原さんもそうなんですけれども、基礎の人材育成も結構なんです、足を運んでお願いすると、そういった態度が出てこないとやっぱりだめじゃないかなと思うんですよ。だから、営業が必要だということなんですよね。営業をどの程度するかは、その程度によってもやっぱり宣伝効果が違うと思うんです。パンフレットでこうだあだと、おいしいものがこうだこうだというパンフレットだけではだめだと思うんですね。だから、この辺ですと長野県、岐阜県、そういったところも山があるところからやっぱり人を呼んでくると。そのようなまた計画を立てながら皆さんと喜んでいただくような観光客づくりをしていかないとだめなんですね。営業関係のほうでしたら、私も

行けといや一緒に行きますんで、その点よろしくお願い申し上げたいと思います。

それと、春夏秋冬、美浜にはいろんなことが、材料がありますもんですから、それをメインにも加えていただいて、今後、観光経営のほうの率がよくなった、上がったというイメージをどしどしまたやっていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○１１番（中川博夫君）

あとは３番に移ります。

○議長（森川元晴君）

今の答弁要りますか。

○１１番（中川博夫君）

結構です。

○議長（森川元晴君）

じゃ、質問をお願いいたします。

○１１番（中川博夫君）

最後に、国道247号、前からもちょっとお願いはしているわけなんですけれども、ここは国道の中でも知多半島を見てみると一番急カーブで危ないところです。死亡事故等も起きたり、ガードレールにぶつかったり、いろんなけがをしたりそういったところもあり、先ほど町長さんからもお話がありましたように通学路になっております。そういった面では、先ほど県の知多事務所、それから県土木にはお願いがしてある中で、どうしても要望事項としては第一番にすることじゃないかと思えますんですけれども、その辺もほかのところもありますもんですから、その点をいろいろ予算の面もあるかと思うんです、国道ですもんで。地権者、さわるいろんな方々もあるかと思えますんですけれども、その辺をちょっとお伺い申し上げたく、よろしくお願い申し上げます。

○建設部長（斎藤 功君）

中川議員のおっしゃる国道247号、富具崎のカーブの現場でございます。ここにつきましては、せんだって、先ほど町長も御答弁申し上げましたとおり、知多建設事務所長さん、また県庁の建設部長さんのほうへ要望活動を行ってまいりました。その際には、森川議長さん、中川副議長さんも御同席いただきましてどうもありがとうございました。

その中で、中川副議長さんより、そういった御意見も提案されたと思います。その後、早速、県の知多建設事務所の担当者が現場を再確認いたしまして、今後どのような対応をとっていくか、またちょっと検討させてほしいというお言葉もいただいております。実際、国道247ということで、歩道設置を今、本町は第一要望として挙げてはおるんですけれども、なかなか延長も長く部分的な着手という形になろうかと思えますけれども、今後とも精いっぱい要望活動等は努めていきたいと思っておりますので、また、その際には御協力のほうよろしく願いいたします。

○１１番（中川博夫君）

ありがとうございました。

部分的でも結構ですけれども、一応、着手、着工が毎年でもできるようにお願いを申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、中川博夫君の質問を終わります。中川君は自席に戻ってください。

〔11番 中川博夫君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、山本君は質問の準備をしてください。

7番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君は質問をしてください。

〔7番 山本辰見君 登席〕

○7番（山本辰見君）

おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、事前に提出してあります質問通告書に基づき質問をいたします。町当局の皆さんからは明解なる答弁を求めるものであります。

まず、最初に、防災に強いまちづくりのこの課題についてであります。

神谷町長は、さきの6月議会の中でも旧市街地の整備再編問題に触れられました。しかし、全体像が何ら見えきておりません。担当部局に対して計画の具体化をどのように指示してあるのか。また、この問題は具体的にモデル地域を選定し準備に入らなければ、時間のかかる事業だけに計画倒れになってしまうおそれもあります。

2点目は、各自主防災会の準備している1次避難場所、通告では、私、避難所と書きましたけれども、いわゆる各地域にあります裏手の高台等の避難場所のことでございます。これらの各地域防災会から出ている避難場所の整備に関して、担当部署としてどのような準備、あるいは援助を準備されているのかお尋ねいたします。

3点目は、本年度、各自主防災会が準備している防災訓練の現状、一部にはもう済んだところもあるかと思えますけれども、この計画と、町としてはどのようにそれぞれの自主防災会に支援を準備してるのかお尋ねします。

2点目は、総合グラウンドの拡張事業についてであります。

1番目の問題と同様に、神谷町長は選挙のときの、町長選挙のときの公約の中にも、また、6月議会の中でもこのグラウンド拡張事業に対して、計画の大幅な見直しをと言っておりますけれども、担当部署のほうにいろいろお尋ねしましても、概要、あるいはどう見直すのかというのが聞こえてきません。いわゆる変更内容、グラウンドの規模、全体の青写真などについてどのようになっているのかお尋ねします。

2点目は、神谷町長が考えてみえる一定これもやっぱり選挙の公約の一つに入っとったと思うわけですがけれども、美浜の里構想というのがありました。先ほどのグラウンド拡張事業との関連に大にかかわるわけですがけれども、それらも含めた青写真、いわゆる事業の内容、あるいは面積だとか場所とか、そういうこともまだ明らかにされておりません。私はぜひこの事業は一定賛成するところもあるわけですから、交流拠点の一線とは画していただきたいというのが本音でございます。いわゆる一角に事業が集中することはいかかなものかということを考えます。

3番目の課題は、町の行政における窓口の業務、窓口だけではありませんけれども、職員の配置についての課題であります。

臨時職員の皆さんも正規の職員と変わらず本当に一生懸命業務に努められていることは、本当にありがたく思っております。私は、これまでも昨年の決算のときにもやっぱり指摘しましたけれども、長期にわたって臨時職員という形でお世話になってる職員については、ぜひ正規の職員に格上げしていくべきではないかということをお尋ねしたことがありますけれども、これらの課題について、その後どのような検討をしてみえるのか確認したいと思います。

2つ目は、今の問題と関連するわけですがけれども、図書館における図書館司書の職員の配置、正規の職員と臨

時の職員ではどうなっているのかということですね。それから、窓口業務等も含めて正規職員と臨時職員の配置、業務をどのような形で運営しているのかお尋ねしたいと思います。

それから、最後になりますが、この臨時職員の問題を取り上げた際に、厚生部長との面談の折、住民課の受付を外注化した旨の発言がありました。これはもう後でまた補足して聞きたいと思いますが、半田市とか東海市では、もうこういう事業というか業務が始まっております。この発言について、その趣旨を再確認したい。その後、もしかして具体的な検討をしたことがあるのかということも含めてお尋ねしたいと思います。

壇上からは以上で質問を終わります。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、私のほうから、山本辰見議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、図書館における司書職員の配置、正規職員と臨時職員の配置はどのようになっているかについての御質問には教育部長がお答えをし、私からはその他の御質問について答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、防災に強い町づくりの課題の御質問の1点目、旧市街地の整備再編の具体化はどのように指示を出しているのかについてでございますが、まずは、まちをどのように整備するのかなど、基本的な方向を定める必要があると考えております。そのために、土地建物の利用状況、それから空き家の実態など現況調査を行い、課題を整理した後、住民説明会等を開催し、御意見を伺いながら整備区域、地区施設・住宅等の整備に関する基本方針、区域の整備予定時期等を検討してまいりたいと考えております。

また、この整備に当たっては、日常生活の利便性の向上、防災・減災への対策等を目的とするほか、地域住民の思いが反映されたまちづくりを進めることが、地区外への流出を抑制し、魅力や愛着を感じるまちが形成されるものと考えております。その地域の住民の思いを反映させるためには、行政と地域住民、地域住民同士の合意形成が不可欠となります。

このことから、整備の実現のためには、補助金を初めとする事業費の確保はもちろんでありますが、地域住民の関心や地域の盛り上がりを高め、整備の必要性を示していくことが多くの課題等を一つ一つ解決し、行政と住民など関係者がそれぞれの役割を担いながら同じ方向に向かって取り組みを進めることが重要となりますので、一定の時間が必要になると考えております。議員におかれましても、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、各自主防災会の準備している1次避難所の整備に関し、担当部署としてのどのような援助が準備されているのかについてでございますが、美浜町自主防災会防災対策事業補助金交付要綱により補助を行っております。

この補助金は、自主防災会が防災対策及び資機材の整備を行うに当たり、町がその費用の一部を補助することにより自主防災会の体制強化並びに負担軽減を図ることを目的としております。補助対象の主なものは、スコップ、チェーンソー、発電機、資機材倉庫、ヘルメットなどで、その整備費の2分の1以内で、かつ補助金を受けようとする年度以前3カ年に受けた補助金との合計で20万円以内を限度とするものでございます。

次に、御質問の3点目、本年度各自主防災会の準備している防災訓練の現状と、町としての支援はどのようなことを準備しているのかについてでございますが、8月末現在で、若松区、布土学区、河和区、奥田学区、上野間学区から防災訓練計画書が出ております。自主防災訓練としては、消防署による人工呼吸の訓練、応急手当訓練、AED操作の訓練、消防団との消火訓練、避難場所の確認、炊事器具等による非常食訓練などが例年行われ

ており、若松区では、既に7月26日に実施されました。布土学区では、9月9日布土小学校において、例示した訓練に加え、布土区長による防災講話を行うほか、なまず号による地震体験訓練も予定しております。河和区では、9月13日河和小学校において津波想定避難訓練、防災専門官による避難時の心得の講義、車椅子避難者支援訓練、家具転倒防止対策の展示等も含めて行う予定であり、奥田学区においては、10月18日、奥田小学校で実施される予定でございます。

また、昨年度から、町と学区との合同防災訓練を学区を交代しながら実施しておりますが、本年は、来る11月22日に町と上野間学区との合同防災訓練を予定しております。この合同防災訓練では、愛知県の防災ヘリによる救助訓練、陸上自衛隊による災害対策車両等の展示説明、愛知県警察による災害対策車及びパトカー展示、知多南部消防署によるはしご車動作展示及びAED訓練など、消防団による消火栓放水訓練、樋門操作訓練等が実施されるほか、自衛隊炊き出し車両と日赤奉仕団による炊き出し訓練、美浜町商工会による家具転倒防止啓発、愛知建築士会半田支部による耐震診断などを予定しております。

町はこれらの訓練に対し、従来より、保健師や防災専門官の派遣、資材の提供等を行ってまいりましたが、また今後も各自主防災会等の防災訓練を把握し、消防団の派遣や各機関との連絡調整、可能な範囲での職員派遣及び資材の提供などを支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、総合公園グラウンド拡張事業についての御質問の1点目、変更内容、グラウンドの規模、青写真など具体的な計画はどのようになっているかについてでございますが、まずは以前計画しておりました体験学習センターについては、中止することにいたしました。

しかしながら、さきの定例会でも申し上げたとおり、総合公園グラウンドでは、年間延べ2万人の利用があり、特に土曜、日曜の利用率が非常に高く、また、第2町民グラウンドでは手狭であり利用に制限があることから、2つのグラウンドを統合し、スポーツ機能を集約させる必要があるとの考えに変わりはありませんが、グラウンド機能そのものに加え、駐車場の確保、災害時の応急仮設住宅の建設や物資輸送の活動拠点等を考慮し、現在、計画区域の規模を検討しております。また、施設の内容につきましても検討中でございますが、よりよいグラウンド整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、町長が考えている美浜の里構想について、青写真がどのように描かれているのかを示されたい。グラウンド拡張と関連して、一角に事業が集中することは避けるべきではないかについてでございますが、美浜の里構想につきましては、第5次美浜町総合計画の基本構想で示されております美浜町の中央丘陵部を中心とした緑地・レクリエーションゾーンや観光農業ゾーンにおいてアウトレット型の大型施設を建設し、その上で施設を中心とした一つのエリア内で遊休農地等を活用した畑作や果樹栽培を行い、水産物も含め、施設での加工、販売も行うものでございます。また、体験農園であるとか、市民農園的なものも整備するほか、町民のための日用品販売も行えるようなものにするなど、いわゆる、道の駅的要素に、三重県のモクモクファームのような体験型の観光農業施設も含めた一大ゾーンとして整備し、雇用の場を確保するとともに、人生経験を多く積んだ町内のさまざまな人材に、マイスターといいますか、師匠となつていただき、畑作であるとか、果樹栽培、体験型農業の講師として活躍を願い、健康づくりと生きがい対策を行おうとするものでございます。

事業に係る費用につきましても、地主に遊休農地を提供していただき、事業の利益を配当するという形での還元をするといった出資型の事業参画を構想として検討しているところでございます。

御質問のグラウンド拡張と関連して、一角に事業が集中するというものではないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、町行政における窓口業務その他の職員の配置についての御質問の1点目、長期の臨時職員について、同

一労働同一賃金の考え方、長い方については正規職員として格上げすべきだが、検討結果はについてでございますが、昨年の9月議会での一般質問でもお答えいたしましたとおり、地方公務員法第22条には、臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権を与えるものではない旨の規定がされております。仮に臨時職員として長期に勤務していたとしても、優遇して採用することはできません。したがって、正規職員となるには、正規に採用試験を受験していただき合格する以外にはございませんので、御理解をいただくようよろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、以前、住民課の受付を外注化したい旨の発言があったが、その後、具体的な検討をされているかについてでございますが、担当職員との対話の中であった発言であり、今、議会等の場での発言ではないと思います。

平成27年4月からパスポートの申請・交付業務がふえ、平成28年1月から個人番号カードの交付業務もふえる中、受付業務の効率化や住民サービスの向上は考えておりますが、外部業者への委託は現在のところ考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（牧 守君）

次に、御質問の2点目、図書館における司書職員の配置、正規職員と臨時職員の配置はどのようになっているのかについてでございますが、職員の内訳でございますが、まず、正規の職員が3名で、内1名が司書資格を持っております。臨時職員につきましては10名で、この内3名が司書資格を持っております。

なお、1名につきましては、学校の先生の経験者で、小中学校との連携事業などに携わっていただいております。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

山本君、再質問はありますか。

○7番（山本辰見君）

それでは、順番に補充の質問をさせていただきます。

1番目の旧市街地の再編問題、これは総合的にはむしろ第5次総合計画等に盛り込まれるべき、本当にまちをどうつくっていくのかという大きな課題だと思います。ただし、もちろんそれは総論で当然進めていかなあかんことですが、とりわけ昨年からことしの選挙に合わせてまちづくりをどうするのかといったときに、グラウンド拡張だとか、公共下水の問題よりも、よりもというか比べる問題ではありませんけれども、本当に私たちの実際住んでるところの事があったときに逃げられるだろうかと、道がないとか、曲がりくねっているとか、それから古いうちがあるとか、そういうことも含めたいわゆる局所的に改善していかないかんまちづくりのことをもっと優先するべきだと。トータルで、先ほど言いましたように住んでよかったというようなまちをつくるということは、それは大事なことです。それを否定するものではありませんけれども、そういう意味では、これまでの都市計画税を使った事業は、とりわけ総合公園の体育館も含めた、あるいはことしは散歩道も含めたそういう事業、あるいは区画整理事業、柿谷を含めた、そういうところに多くを費やしてきたと思っています。そして、それぞれの地域でいきますと都市下水路の整備等にももちろん充てられてきました。

しかし、実は、西海岸の上野間地域というのは、この都市計画税をもう都合何十年、20年近く、30年、40年近く負担しているわけですが、先ほどの都市下水路一本つくってないですね。上野間の駅前の区画整理はこの都市計画税が入る前でした。ということですからずっと負担しているんですが、自分の地域での事業はないと

というのが率直なところですよ。ほかの区画整理のところに金払っていかんとかそういうことを言っているわけじゃないかもしれませんが、そういう面では、先ほどから指摘しましたどこかを区域を限定して検討を始めるべきではないかと。いわゆる細い道を広げる、あるいは住宅に取り組んでカーブになっているところを住宅の買い上げも、土地の買い上げも含めたそういう計画が必要だと思います。

私は、率直にどこの地域も大変ですけども、先ほどの都市計画税のことを思うと、この整備再編を検討するときに真っ先に取り上げていただきたい地域の一つでありますけれども、その辺ではいわゆるモデル地域ということの考えはいかがでしょうか。

○町長（神谷信行君）

今の山本辰見議員のお話ありましたように、私も以前からもこういった私の政策の中で打ち出させていただいておる中で、やはりまち全体の中を、先ほどちょっとお話をさせていただきましたように、当然全て評価をさせていただき、そして、その中でまずどの地区をどういった形で進めていくかという優先順位決めさせていただいて、その中でモデル地域を選定していきたいというふうに考えております。

当然、予算的な面も全てございますので、全地域、本来ですとこれを順番に入っていきたいという部分もありますけれども、そうした先ほどの財政的な面だとかいろんなことを考えていきますと、やはり一歩ずつ順次、そういったモデル地区の中で進め、そしてまた、住民の皆様の中で皆さんがそういったところを見ていただき、そしてこういった形になるのかということも見て評価を見ていただけることが、また自分たちの地域もこうして進めていってほしいという御協力の体制が前向きな体制になっていくのではないかなというようなことも考えておりますので、この辺も先ほどお話ありましたように、順次モデル地区も選定しながらそういった形で進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○7番（山本辰見君）

私は、特にたまたまその都市計画税の関係から、この地域はどうだということを提案しましたがけれども、例えば道を広げて高台へ逃げる道を一本つくりたいと思ったときも、例えば奥田の農協から入ってくる道、あれ県道ですけども、一角が広げられない。もうそれこそ10年も20年もかかっているのではないかなと思ったり、それから野間地域ですと、大坊の横に一角広げてもらいましたけれども、どうしても広げられない一角があるとか、県道でもそういう状況ですから、もういわゆる10年も15年もかかっても広げたり、下がってもらうのについては本当に大変な事業だと思います。

そういう面では、先ほど指摘したように、早くやっぱり青写真を、全体の構想ももちろんそうです。その中でもモデル地域を一本引いて、例えば新しい道をどこに一本セットするんだと、家を全部立ち退いてもらうのは大変だと思えば、例えば住宅のない横の農地のところですよと意外と早く道を。いわゆる多くの地域が国道に並行した道はあるけれども、国道にいわゆる東西にわたる道が本当に少ない。古い時代からの道のそこに新しいうちをつくっているもんですから、そういう面ではそういうところを本当に絞って、絵を描いて、それを住民説明会に提示して、御理解をいただいて、必要によってはある方のおうちは立ち退きも含めて、買い上げも含めてというのが必要だと思うわけです。それは本当に全体の写真もさることながら、前の町のほうで発行していただいた将来のまちづくりの正式の書類忘れちゃったけれども、そこには茨城県かどこかの例がありました。こういう青い線を引いて立ち退いてもらうこういう事業は必要だということがあったもんですから、そういう面では本当にモデル地域をどのくらいの時期で、今、全体の計画もと言いましたけれども、どのぐらいの想定で今スケジュール的には考えているんでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

今、既成市街地の整備事業ということで、これにつきましては平成22年度に策定いたしました美浜町住生活基本計画、この中の重要プロジェクトという位置づけもされております。

それで、来年度以降どのような予定かということでございますが、具体的には、来年度からは既成市街地のエリアを設定いたしまして現況調査していきたいと思っております。その中で、災害に対する課題、文化・歴史、公共施設の状況、もちろん空き家等もございます。そういったことを把握いたしまして、エリアごとの整備の重要性、優先順位、整備時期などをあわせて検討していきたいと思っております。

それを積み重ねていきまして、例えば、まだこれ本当の予定でございます。来年度はそういった意味でのエリアの設定を考えていきたいと。平成29年度につきましては、整備方針の策定、これまだ本当の案でございますので、たまたま今、第5次総合計画、第3期実施計画の策定中でございますので、その中に盛り込んでいきたいというふうで今準備を進めておる段階でございますので、よろしくお願いいたします。

○7番（山本辰見君）

私は先ほども繰り返すんですけども、全体の計画もさることながら、本当にモデル地域を先行してそこをやりながら、実際にやってみたらほかの地域の展開にいっぱい課題が出てくると思いますから、そういうスケジュールを置いて進めていただきたいなと思います。

全体の問題に触れたいものですから、次に移ります。

自主防災会の避難場所の問題、それからこの整備に関して、先ほど各自主防災会援助資材の購入とかそういう形でありましたけれども、私は今の1問目の質問にもかかわってくるわけですけども、たまたま私の住んでいる地域では、避難訓練等では裏の5メートルか6メートルかなと思いますけれども、高台に学生アパートがあります。そこに一番近いから行こうじゃないかと、一角のうちの数でいくと10軒か15軒ぐらいです。実際にそこは急な坂道というか、普通は通らない道ですから、手すりらしきものがないとちょっとやっぱり危ないんですね。実際、逃げてみてそういうことでしたけれども、例えばそういうところではぜひ手すりをつけてほしい、あるいは資材を提供してほしいという要望が出されています。なかなか、もう2年ぐらいたつんですけども具体化されていません。

これは決して町にやってくれということを行っているだけではなくて、例えばロープと鉄柱が何本かあれば地元でも施工することもできます。そういった形のいわゆる学区でいくと6学区ある、自主防災会でいくと20近くあるかなと思うわけですけども、それらから出ている要望をどういうふうにつかんでみえて、こういうところにこれまでこういう援助をしたというのはあるんでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

高台のアパートがある地域、避難したい、訓練をしてみても手すり等が必要だったという、だからその手すりをつけてほしいとか、資材を提供していただきたいというお話があったということは前々からいただいております。

今、議員おっしゃったように、町に全部やってくれと言っているわけじゃないんだということをおっしゃいました。まさに、町長が答弁いたしました自主防災会の防災対策事業費補助金というのは、その趣旨に合ったものではないかというふうに考えております。これも前お答えしたことがございますけれども、自主防災会が自主的に防災活動をするための資材等を購入する場合については、町のほうも限度はございますけれども、補助はいたしております。そちらのほうで対応できるものにつきましては対応してまいりたいと思っております。具体的に申し上げますと、例えば議員の所属してみえます細目区の場合は、平成24年度に高台への避難ということで看板を設置されたということで、そちらのほうにも2分の1の補助をいたしております。

そのように自主防災会が自主的に住民の方の安全を考えるものにつきましては、くどいようで申しわけないで

すが、予算の限度はございますけれども、過年度よりしております。じゃ、こういったものがあるかということ
をざっとでございますが申し上げます。補助制度の旧制度の部分もありますので、私の手元にっておりますの
は平成11年度からなんですけれども、ちょっと額が大き目のものだけ申し上げたいと思います。例えば平成14年
度では、布土区で防災倉庫を購入するということでこの補助をいたしておりますし、また、18年度にはやはり
切山区で防災倉庫を買うということで補助を要望がございました。また、20年度には一色区でもございましたし、
21年度は若松では公会堂の耐震診断をしております。そちらのほうにも補助を出しております。

あとは、非常時のテント等の資材購入、あるいは古布区におきましては、かまどとしても使えるベンチをつく
るといった場合に、これは自分たちでつくるのでその資材の補助をしてほしいということがございましたのでこ
ちらのほうもいたしておりますし、あとは井戸、災害時の井戸のために手押しポンプを購入したいといった場合
に補助をするということで、大変大きなものではございませんけれども確実に役に立つ、使うものというものに
つきましては過年度より補助をいたしておりますし、昨年度も金額で11万円ほどですか、決算書のほうに出てま
いりますけれども、そのようにしております。

これにつきましては、予算の枠はございますけれども、防災担当としては仮にその枠を超えて各地区が出てく
るのであれば、なるべくなら仮にお許しをいただけるのであれば補正を対応してでもやっていきたいという趣旨
のものでございますので、区長さんにもこういった制度があるということはお知らせしております。十分に活用
していただければというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

○7番（山本辰見君）

では、ちょっと次の課題に移らせていきます。

グラウンド拡張のことでございますけれども、先ほど全体としては、先ほどどういう言葉を使ったんですか
ね、いわゆる200人規模、200人ぐらい入れる建物も含めた計画だったところを、それはやめたいということだ
けけれども、利用者のスポーツ人口はどんどんふえているという言い方しましたけれども、実は去年、25年度だ
けはちょっとふえているんですが、この間、四、五年調べますと、むしろ第1グラウンドも第2グラウンドもテニス
コートも含めて、全体としては少しずつ減っている。昨年のこの予算の資料の中にも、昨年と比較した数字を見
ても、25年度と26年度でいくとちょっとやっぱり減っているぐらいなんです。

率直に言いますと、だからやらんでもいいというつもりはないです。私たちは率直に、第2グラウンドの閉鎖も
再利用も含めて賛成するものではありませんでしたけれども、率直に言ってグラウンド2つ、いわゆるサッカー
場、野球場が2面必要だと、今のところも含めると3つになるわけですから、それは私たちというよりも地域の
人から本当に言われるんです、2つも要らないと。たとえ第2グラウンドの閉鎖が決まっとったとしても、この2
つも要らないんじゃないか。それから文化ホールは当然要らないと思います。

大幅の見直しが必要だと思っておりますけれども、先ほどほかの事業の関係、あるいは駐車場のことも含
めると規模としては正確じゃないかもしれませんが、今の計画のままいきたいようなことにも聞こえてき
ましたけれども、全体としては青写真、そのグラウンドの数も含めるといかがでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

まず、このグラウンド拡張につきましては、昨年度、基本計画を実施しております。その基本計画の内容でご
ざいですが、先ほど山本議員がおっしゃったとおり軟式野球場2面、サッカー場2面、遊戯広場1カ所、体験学
習センター1カ所という案でございました。現段階では、この体験学習センター、これを取りやめて更衣室、休
憩室に変更していきたいというふうに考えております。

あと、このグラウンドの関係でございます。今、利用者も毎年そうふえてないという指摘もございましたけれども、やはり今、グラウンドを整備することによって町外の利用者も見込めると考えております。また、各種いろいろな大会の開催もできるものと、その辺も考慮しながら最終的に今グラウンドの面積等も決めていきたいということで、今現在、最終的な打ち合わせを検討しておる最中でございますので、また、結果が出次第、議員の皆様にも御報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○7番（山本辰見君）

実は、この総合公園の全体の、昨年それから24年度ぐらいからこの話題が出たのは、都市計画税がもうこれまでに2億円近い歳入がある中で、これまでの体育館とか何かの支払い、いわゆる借金の支払いはほとんどもうめがついたと、率直にことしの会計の中ではそれらの分はもうゼロになりました。そういう中で新しく使い道をとというのがもう見え見えだったような気がするわけです。

今年度の補正予算、今審議している補正予算の中で、この都市計画税、言葉悪いですが、余って8,800万円積み増しをしました。2億円の中の半分ぐらいがそういう形であります。率直に住民の方から出てくるのは、都市計画税の負担を今のぜひ半分でも3分の1でも減らしてほしいと。負担を減らしてほしいというのが先にあるわけですから、そういう面では事業ありきではなくて、今の財政から見て本当にどんどん広げるのはいいのかと。昨年の26年度の計画ではあったわけですが、新しい町長がこのことをきちっと指摘して、見直しが必要だということを出して、そのことも含めた選挙の結果だと思っているわけですが、今の本当に都市計画税をどんどん使うんじゃなくて減らしてほしいというのは住民の率直なお気持ちです。町長も選挙の期間中も都市計画税はぜひ将来的というか、減らしていきたいということも言われました。

そういうことから見ると、グラウンドも、今、黙っているとそのまま2つでいくような気がするわけですが、いかがでしょうか。ぜひ、最低でも1つに絞ってほしいと思っていますけれども、いかがですか。

○町長（神谷信行君）

ただいまの山本議員の御質問ですけれども、確かに私も選挙の公約の中で、総合公園グラウンドの関係の整備につきましても触れさせていただいております。そうした中で私としましては、決して都市計画税、事業があるところへどんどん使おうという発想ではありません。ただ、今の現状として、この総合公園グラウンドの拡張関係の中で、無駄な施設だとかそういったものの投資はやめていこうというようなことで、補えるものは補っていきいと、ほかのものとという考えの中で、総合公園の見直しの部分も上げさせていただきました。

そうした中で、先ほどお話のほうが出ましたように、学習体験センターですかそういったものも、もうこれは今の現状として必要ないだろうということで、その廃止については中止のほうをはっきりと示させていただいております。ただ、その後のほかの今のグラウンドの関係でございますが、駐車場の関係も今現実的にちょっと問題になってきております。今まで借り上げておった駐車場の関係やそういったものも当然、所有者との関係もございますので、そういった中で駐車場の不足等が生じてくる可能性が出てくるということで、その駐車場の確保というのをおわせて、今回の総合公園グラウンドの拡張整備の中に踏まえさせていただいております。

それと、もう一点としまして、確かに第2グラウンドの関係がございます。第2グラウンドの関係につきましては、事実上、今の利便性だとかそういった利用の関係で、鍵等もわざわざこちらへとりに来てまたそちらで使わなくちゃいけないというような問題の中で、いろんな御意見をいただいております。そうした中で、この今のグラウンドを、じゃどういった形でその第2グラウンドのほうを整理し、そして、今度の新しい総合公園グラウンドのほうの拡張整備の関係をどういった形で今進めていこうかということも、先ほどのお話にもありましたように計画をさせていただいております。ただ、面積的な面だとかそういったものも、私も少しでもこれが減少に、もう少し

縮めることができればというようなこともいろいろ考えてはおるわけですが、なかなか現実的な利用をされてみえる実態だとかそういったことも、今、私も担当のほうとも聞き取りながら、どういった、じゃ、仮にそれが前のサッカーグラウンドだとか、野球グラウンドだとかそういった関係でなく、そのグラウンドの利用形態自体をどういった形態に持っていこうかということも今担当を含め検討させていただいておる中で、これをできる限り縮小できれば縮小させていただきたいと思っております。それが先ほど申し上げましたような実態に合わせての部分で、どうしてもこれだけの部分が必要なんだということが出てまいりましたら、それはそれでもう一度、再度、皆様方にお示しさせていただいて、こういった計画で進めていきたいということでお話をさせていただこうかなと思っております。

また、先ほどの都市計画税にも絡んでおりますけれども、この都市計画税がその部分ある中でそちらへ何でも投資して使えばいいというふうには私は思っておりませんので、これはあくまでも最小限の中で、そうした中で前回もお話をさせていただきましたが、こういったまちづくり、そういった今の整備計画等が終わっていった中で、やはり皆さんの都市計画税の負担を少しでも軽くしていきたいという考えは一緒でございますので、その辺も御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

山本君、あと6分で、残り。

○7番（山本辰見君）

ぜひ、見直しということは、規模を縮小して経費を本当削減してほしいというのが大前提でございます。

それから、美浜の里構想のことで先ほど質問しましたら、すごい壮大な計画を述べられましたけれども、そのことはまるっきり否定しませんが、すごい手広く考えているなと思うわけですが。

この総合公園の整備とはちょっと違うわけですが、実は奥田駅前の整備計画、大学のことも含めてあったわけですが、例えば美浜の里構想、いわゆる先ほど道の駅というようなことも考えた6次産業、農業、漁業の関連、新しい産業、働き口というようなこともありましたが、思い切ってこの奥田駅前整備のところを構想の中に里構想を思い切って展開して、そこを上手に利用できることはないのかということのをちょっと時間が無いので、次のことも含めて2つやらせてください。

最後の窓口行政の問題、私は決して外注化の問題を問題として指摘したよりも、むしろ職員は本当にスキルアップを図っていただき、基本的には町の行政というのはどの部門もサービス業だと思っているわけですね。安易に外に出すのではなくて、職員の力をつけて窓口で本当に頑張っていただきたい。先ほど、出す予定はないということですから、そういう方向でしっかりと職員の研修を図って力をつけていただきたいと思います。

もう一点、こっちは質問ですが、いわゆる長期に頑張ってみえる臨時職員の方、決して特例で引き上げるとかそういうつもりは毛頭ございません。今、一般の正規の職員は220人前後の職員の中で、臨時職員、非常勤の職員が148人見えます、数字です。これは27年度3月末ですが、そのうちいわゆる正規の人と同じ時間7.75時間、いわゆる産休の代替の保育士さんたちだと思うわけですが、それと15分だけ早く帰れる人、それから45分だけ早く帰れる人、ほとんど正規の人と同じような仕事をしてみえる方、数えますと48人です。ちょうど3分の1、しかも月曜日から金曜日までしっかり働いている3分の1、この人たちが例えば産休の保育士さんですと10年選手、選手という言葉正しくないですが、そういう方がいるかもしれません。その方の年収だとか収入から見たときに、新規の町の職員なんかと比べたときに、本当に年収でいくとほとんど同じような仕事をしているのに、15分早く帰れるから、責任はないからとかいうことで、年収でいくと本当に大変だと思う

わけですが、そういう人たちが正規に勤められる方法を本当に援助してやる必要があると思いますけれども、この２点についてお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

執行部、あと３分ですので、簡潔にお願いいたします。

窓口業務のことはいいですね。じゃ、答弁をお願いいたします。

○企画部長（永田哲弥君）

じゃ、お答えになるかわかりませんが、先ほど年収の関係で非常に安いというようなこともちょっとございました。ちょっと御披露させていただきたいと思うんですが、高卒の初任給で時間給掛ける日数掛けるというような形で簡単な計算となります。それにつきましては、年収が約230万円ほどになろうかと思います。臨時職員の一般事務職におきましては160万円ほどというような形の金額が算出では出てきます。それと保育職の正規につきましては260万円ほど、臨時保育士につきましては230万円ほどというふうな金額になろうかと思います。

それで、先ほど来、責任の関係多少あるというようなこともちょっとおっしゃっていただいたんですが、私どもといたしましては、臨時職と正規職員につきましては、同じ仕事をしていただいておりますというふうには感じておりますが、まるっと同じ責任の中で動いてみえるということはちょっと考えておりません。やはり臨時職は臨時職、正規の者は正規の者ということで、お子さんたちや、例えば保育園であればお子さんたちを見る、そういう気持ち、姿勢は当然同じでございますが、その後のいろいろなフォローだとかを考えると、やはり正規職員の責任というのは非常に大きいというふうに感じております。臨時職員が、言い方はちょっと悪いんですが、手を抜いておったりとかということは全然思っておりません。非常に助かっておるのが現実ですので、そういうような取り扱いというのか、考えでおります。

あともう一つは何だったですかね。ごめんなさい、じゃ、そんなふうでございますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○町長（神谷信行君）

先ほどの美浜の里構想の関係でございますけれども、奥田駅前の整備関係とあわせて一体的にということとお話がありました。

今、実際に駅前整備構想のほうが先にこの話が進んできております。そうした中で今、検討のほうへ入っておりますので、一つは、やはり奥田のこのまちづくりとそれから奥田駅前の整備、大学との関連、そういった中で区域としては分けて今考えてはっております。ただ、美浜の里構想自体の実際のそういった計画、青写真をつくっていく中では、そういった全体を踏まえた構想になっていこうかと思っておりますけれども、事業のそういった目的の部分でちょっと若干そことの区分けをさせていただきながら進めていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本君は自席に戻ってください。

〔 7 番 山本辰見君 降席 〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩といたします。再開を10時50分をお願いいたします。

〔午前10時31分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木君は質問する準備をしてください。

8 番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子君は質問をしてください。

〔8 番 鈴木美代子君 登席〕

○8 番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、当局の明快なる答弁を求めるものであります。

まず、1 点目は、小学校区の再編についてであります。

少子化の中で子どもたちの人数が急激に減少しており、小学校の存続の危機を迎えています。例えば、河和南部小学校では、来年度入学する子どもは 8 人ということで非常に深刻であります。小学校区の再編を考える時期がきたと思いますが、教育委員会は現在どのように考えているでしょうか。お考えがあるならお聞かせ願いたい。

2 点目は、国民健康保険税についてであります。

その 1、国から低所得者対策して配分される支援金を活用して国保税の引き下げをした自治体があります。美浜町も引き下げはできないか。ちなみに、本町へは支援金として幾ら入ってきたのか。

その 2、ゼロ歳から算入される均等割について、おぎゃあと産まれたその時点で均等割が始まります。その子ども数に入るんです。18歳未満は廃止すべきではないでしょうか。

その 3、資産割についてで、廃止する自治体がふえています。2014年度で、県内54市町村で8自治体が廃止しています。資産については、固定資産税、都市計画税、国保税の資産割と合わせてトリプル課税は、町民にとっては負担が大き過ぎると考えます。廃止する考えはありませんか。あるいは、税率を減少する、低くする考えはありませんか。何とか町民負担が少しでも軽くなるように、資産割の税率を下げられないかお伺いいたします。

その 4、美浜町は国保会計の一般会計からの繰入額が54市町村で、2012年は47位、2014年は34位と非常に低いわけです。財政が厳しいことは重々わかりますが、せめて中ぐらいになるぐらい繰り入れはできないでしょうか。

3 点目は、子ども医療費の拡充についてであります。

高校に入ると授業料やクラブ費用など保護者負担が増加するため、医療費の無料化を延長してほしいというのが母親たち保護者の願いでもあります。無料にするには予算はどれほど必要となりますか。子育て支援策として、せめて入院費だけでも無料にできないでしょうか。

4 点目です。放課後児童クラブの対象年齢の拡大についてであります。

対象年齢を今の小学校 3 年生から 6 年生まで拡大しませんか。

5 番目です。教育の中立の中で自衛隊をどう取り扱うのか。

数年前から、正確には 3 年前、ことして 4 年目になると思うんですけれども、中学生の職場体験を県事業「あい・出会いと体験の道場」として行っている。この体験道場の狙いは、働くことの大変さ、大切さを学び、自分の生き方を決める一つの参考資料にすることだと思います。

今、問題なのは、職場体験道場の一つとして自衛隊があることです。職場体験として駐屯地の体験内容に、私が拝見した内容ですと、見たことあるんですけれども、護身術とありましたが、自衛隊という護身術とは武器を持った相手に素手で立ち向かう徒手格闘の意味で、戦闘訓練であります。集団訓練を実際にやっていることは知っておりますか。豊川や守山駐屯地まで行く意味はどこにあるんですか。職場体験と称して14歳、15歳の子どもを守山や豊川の自衛隊の駐屯地まで連れて行くのは、異常としか言いようがありません。教育委員会の中で十分論議して、今後取りやめてほしいと考えております。

以上で、壇上での質問を終わります。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、鈴木美代子議員の御質問にお答えさせていただきます。

小学校区の再編を及び教育の中立の中で自衛隊をどう扱うかについての御質問には教育部長がお答えをし、私からは、そのほかの御質問について答弁申し上げますのでよろしくお願いいたします。

初めに、国民健康保険についての御質問の１点目、国から低所得者対策として配分される支援金を活用して国保税の引き下げはできないか、本町へは支援金として幾ら入ってきたのかについてでございますが、美浜町の国民健康保険は、税の負担能力の低い低所得者層の加入割合が高く、他の被保険者の国保税負担が相対的に重いものになっております。そのため、国から低所得者を多く抱える市町村を支援する制度により、負担金の交付を受けているものでございます。国庫支出金の保険基盤安定負担金が、この御質問の低所得者対策の保険者支援金になります。平成26年度では724万8,000円であり、県費負担金が4分の1、町費が4分の1で、合わせて1,449万7,000円を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れしております。

国保税の引き下げについては、平成26年度単年度決算を見ますと、9,408万円の赤字になっておりますので、とても引き下げができるような状況ではないと考えております。

御質問の２点目、18歳未満の均等割を廃止すべきではないかについてでございますが、18歳未満の美浜町国保加入者が約570人おり、医療分と支援分の均等割、合わせて2万9,000円を掛けると1,653万円国保税に影響が出ると考えられます。現在の美浜町の国保会計におきましては、18歳未満の加入者にも応分の負担をいただかなければ国保財政が成り立たなくなってしまうので、廃止できるとは思っておりません。

御質問の３点目、資産割を廃止する自治体がふえている。美浜町も廃止する考えはないかについてでございますが、美浜町の国保税の中で資産割は、平成27年度の算定で9.7%を占めております。知多管内では、東海市だけが資産割、平等割を除く２方式で算定しておりますが、残りの９市町は資産割を含めた４方式で算定しております。資産割は今後の検討課題と認識しておりますが、廃止については現在のところ考えておりません。

御質問の４点目、美浜町は国保会計への一般会計からの繰入額が非常に低い。せめて県内で中位になるぐらい繰り入れができないかについてでございますが、鈴木議員御指摘の順位は、平成24年度その他繰り入れの１人当たりの額に対する順位と思います。その後、美浜町では繰入額をふやし、平成24年度その他繰入額1,139万2,000円だったものが、平成25年度には5,257万2,000円と増額し、33位になりました。平成26年度には5,473万4,000円で28位となっております。

町税は、町の各種事業を実施する上で大切な財源でございまして、美浜町としても限られた財源の中で精いっぱい努力してまいりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、子ども医療費の無料化を18歳まで拡大しないかについてでございますが、愛知県の制度による子ども医療費の対象年齢は小学校就学前までとなっておりますので、高校生を対象にしようとするれば、町単独の助成制度となります。愛知県下で実施している自治体は、入院のみも含めて7市町村であります。実施している自治体は、財政力が高かったり、対象人数が少なかったり、それぞれの自治体の状況に応じて実施しているものであります。

美浜町国保の年齢階層別の医療費から推計しますと、約2,000万円の費用がかかるものと予想されるため、現在のところ、年齢拡大は考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

次に、放課後児童クラブの対象年齢枠の拡大をについての御質問でございますが、初めに、本町が運営する放課後児童クラブは、小学校の余裕教室等を活用し、東部地区に河和児童クラブ、西部地区には奥田児童クラブを

開設しております。現在の利用者数は、河和児童クラブが定員29名のところ26名の児童に、奥田児童クラブが定員25名のところを16名の児童に御利用をいただいております。

平成24年度開設当初の放課後児童クラブは、事業の運営指標となる厚生労働省より示された、放課後児童クラブガイドラインに基づき運営しております。対象児童に関しましては、ガイドラインに準じ、基本的に小学校1年生から3年生を対象とし、定員や人員に余裕がある場合は高学年も預かることとして実施しておりました。このたびの児童福祉法改正により、平成27年4月から対象児童を小学校に就学している児童とすることが法律上明確になりましたので、本町におきましても、本年3月に策定した美浜町子ども・子育て支援計画において、低学年を優先し高学年も受け入れることを明記し、本年4月より小学校6年生まで受け入れを行っております。ちなみに、本年4月からは4年生2名を受け入れております。

今後とも事業のPRに努めるとともに、放課後児童クラブの利用人数を的確に捉え、適正な実施体制の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

〔降壇〕

○教育部長（牧 守君）

次に、御質問の1点目、小学校区の再編についてでございますが、議員御指摘のとおり、河和南部小学校の新入学児童数につきましては、来年度8名の予定となっております。これに伴いまして、全校児童数も本年度94名であったものが来年度82名となり、その後におきましても減少傾向が続く予想をしております。

なお、児童数の減少につきましては、河和南部小学校に限らず、全ての小学校において同様の傾向にあります。

議員御質問の小学校区の再編につきましては、たとえ小学校区の変更をしたとしても、一時的に児童数は復活するものの、将来的に向けての児童数の減少に歯止めをかけるものではないと考えております。また、小学校は地域コミュニティの核となる施設であり、地域に根づいた施設でもあります。通学区域と行政区とは、地域の生活圏として密接な関係があり、過去からの経過も踏まえて、見直しに当たっては慎重を期していかなければならないものであり、一朝一夕に変えることのできるものではないと思っております。

今後間違いなく到来する本町の児童生徒数減少の事態に向けた対応策を、本町教育委員会といたしましても模索しなければなりません。去る6月24日には小中一貫校を制度化する学校教育法等の一部を改正する法律が公布されたところであり、これまでの複式学級となることも含めまして、このまま少人数学級でいくのか、小規模校を統合していくのかとの選択肢に加えまして、小中連携・一貫教育も含めまして、間近に迫った問題として認識した上で今後は研究していかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の5点目、教育の中立の中で自衛隊をどう取り扱うのかについての御質問でございますが、議員も御存じのとおり、キャリア教育につきましては、児童生徒の発達段階に応じて小学校段階から組織的、系統的に推進しているもので、毎年、愛知県教育委員会よりの委託を受け、小学校におきましては県内の3分の1の学校が、また中学校におきましては全校が取り組んでいる事業でございます。

中学校におきましては、「あいち・出会いと体験の道場」という事業を実施しており、平成26年度の事業実績を申し上げますと、河和中学校におきましては、第2学年の生徒132人が農業、運輸業、卸小売業、飲食宿泊業、医療福祉、教育学習支援業、サービス業及び公務の8業種51事業所に、また野間中学校におきましては、第2学年の生徒93人が製造業、卸小売業、金融保険業、飲食宿泊業、医療福祉、教育学習支援業、複合サービス事業及び公務の8業種25事業所にそれぞれ出向き、職場体験のほうを行っております。この職場体験実施に当たりましては、事前に教師より職場体験を行うことの意義について説明を受けた後、受け入れの申し出がありました各業

種の中から、生徒みずからが選択し、事前学習も行い、受け入れ日程の調整も全てこなしの上で職場体験に臨んでいるものでございます。

議員に御心配いただいております自衛隊につきましても、その職場体験における事業所の一つではありますが、職場体験をしたからといって、それがすぐ就職に結びついていくものではない。むしろこの事業を行うことの本来の目的は、この職場体験を通じて社会的、職業的自立に向けて必要な人間関係を形成する能力、自己管理の能力や課題に対応する能力といったものを身につけるためのものであると理解しておりますし、これから長い人生を生き抜いていくに当たって、みずからの考え方を見直すよい機会であると考えております。したがって、教育の一環として実施している以上、いずれの職場体験であろうと問題はなく、自衛隊への職場体験をやめる必要はないものと考えております。

本年度の実績につきましては、まだ学校よりいただいておりますが、電話にて確認いたしましたところ、河和中学校2名、野間中学校8名の生徒が守山駐屯地において、それぞれ2日間の日程で職場体験をしたと聞いております。体験の内容につきましては、基本教練、ロープワーク、地図判読、野外電話体験、救急法等の体験でございます。

また、自衛官募集のチラシ及び陸上自衛隊高等工科学校の入校案内チラシの配布の件でございますが、自衛官募集のチラシにつきましては、総務部を通じまして自衛隊愛知地方協力本部半田地域事務所のほうに、学校に持参しないように強く申し入れをいたしました。なお、高等工科学校への入校チラシにつきましては、従来どおり、依頼があれば3年生を対象に配布する予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、答弁を終わります。

○議長（森川元晴君）

再質問ありますか。

○8番（鈴木美代子君）

小学校区の再編であります。確かに再編は難しいと思いますが、一方的に行政のほうで強行するとすごい反対がくると思うんですけども、その地域の住民だとか、子どもたちだとか、大勢の人が参加して1年とか2年の長いスパンで論議をしていて、どうしても小学校区を再編せねばこのままでは学校が成り立たなくなるということで、私はやったらどうかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

それともう一点は、子どもの人数がどんどん減っていくんですね、確かに。私は、今こそ子育て支援策が大変重要になるのではないかなと思います。お答えください、両方とも。

○教育部長（牧 守君）

答弁の中でも申し上げました。学校というのは、やはり地域のコミュニティーの核であり、これまでいろいろ学校を中心に地域の住民の方、それから子どもたちが協力し合っているのか、それで一つの地域が形成されてきたということは理解しております。

そういった中で、学校再編、学校区の再編を行うということは、確かに議員言われるとおり、今後ちょっと考えていかなければならない問題なのかもしれません。ただ、それでは河和南部小学校のほうに今、河和小学校のほうに通ってみえる子どもさんを、河和南部小学校のほうの児童数が減少してもうこれでは学校が成り立たないというような状況だから、君たち申しわけないけれども、こちらの河和南部小学校のほうに通学してくれますかというような話が本当にできるのか。実際に、では河和小学校の子どもとしてこれまでずっと河和小学校でやってきた、そしてお母さん方もお父さん方も河和小学校のPTAとしてこれまでやってみえた、そういった方々に対して、申しわけないけれども河和小学校区の一部を、この区域のあなたたちはエリアに住んでいるので、では

申しわけないけれども、南部小学校のために行ってくれますかといったときに、本当に理解が得られるのかなという、もちろん話し合いの場というのは持たなければならぬと思いますけれども、それで本当に理解が得られるのかなというところが非常に私自身疑問に思っておりますので、議員の考え方自体は地域でよく説明してやっていこうということは大切なことだと思いますけれども、なかなか、それぞれ河和小学校区の方々の理解を得ることは非常に難しいのかなというふうに考えております。

○８番（鈴木美代子君）

私もそのとおりだと思います。なかなか、きのうまで通った学校を、今度はこっちへということは難しいと思います。ただ、どうしてもこのままでいけばもう学校の存続ができなくなる可能性は十分なんですね。だから、例えば、南部小学校を例えに出して申しわけないけれども、南部小学校は人数が確かに小さいけれども優秀な子が多くて先生の目が届くのかな。本当に私は南部小学校のほうに変わってほしいと、そういう話し合いの中でそういうことも私はできるのではないかなと思うんですけども。

教育委員会のほうでは、こうした小学校区の問題はいつでも話し合ったことがあるんでしょうか。

○教育長（山本 敬君）

順序が逆になりますけれども、教育委員会で話し合ったことがあるかということで、まず昨年度までも何度か話し合っておるという話を聞いております。今年度に入っても教育委員さんと二度ほど、それなりの２時間、２時間半の時間をとって、どうしたほうがいいのかという検討に入っております。詳細につきましては、まだいろんな道筋があるものですから、はっきりした方向はお話しできませんが、近々のうち、とにかく河和南部小学校の学区をさわるというような段階までには何らかの青写真が示されたいねということは、教育委員会議のほうでも話しております。

それから、学区の変更の話でありますけれども、他市町の話で恐縮であります。２市が小学校の学区を変更すると。これは、住宅地の拡大、開発に伴いまして、今まで行っておった小学校に入り切れないというところで線引きを変えようとしたところでありまして、大変な紛糾をいたしました。まだ結論の出ていない市もあると聞いております。

もう一つ、これは私の以前勤めた東海市の話でありますけれども、あそこも学区の線引きが非常に微妙な市でありまして、平成17年の折に、自宅が学校に近い、実際には遠い学校に通っておる、でももっと近いところに学校があるというような児童はたくさんおります。その中で選択していいですよということで東海市は実施いたしました。ところが、ほとんどかわらない。実際、東海市、小学校12校あります。小規模校1校を除けば、ほとんどが中規模、大規模校でありますけれども、本当に数えるほどしかかわらないという実態がありました。

したがって、鈴木議員がおっしゃるような、一つの住民説明をして説得をするというのは、方策の一つであるということは否定はいたしません。大きな期待はできないであろうというのが私の見解であります。

以上です。

○８番（鈴木美代子君）

難しいことは最初から重々わかってはおりますけれども、とにかく子どもが少ないものですから、学校の形態を持って、南部小学校を例えに出して申しわけないけれども、南部小学校の子どもたちがやっぱり一番犠牲になると思うんですね。何とか子どもたちも健やかに育てたいという気持ちはお母さんも先生方も一緒だと思うし、やっぱり教育委員会の中でしっかりと議論をして、それが必要だと思います。教育委員会の中の議論の中に、もちろん保護者だとか地域の住民の方の意見も聞きながら、結論を早急に出すのではなくて、やはり長いスパンで考えてやっていくしかないかなと思っています。

この問題の最後に、町長、これだけ子どもが少ないと、やっぱり子育て支援策いろいろやってみないと、幾らお金が足りないといったって、お金がないといったって、少しずつやっていかなければ、やっぱり子どもを産もうかという気になかなか生まれてもらえないし、この話でもよそへ行けと言われるよりも、今、例えば複式学級だとかそういうふうになるんだったら、子どもを連れてよそへかわるとか、そういう人たちもいるものですから、これは本当に真剣に考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

国保の問題に移りますけれども、国保会計ですけれども、去年、私、ゆとりある会計だと思っていたんですが、単年度で9,000万円の赤字になったということなんですけれども、その主な原因は国に借りていたお金を返すということなんですか。それだけで9,000万円の赤字なんですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

国保会計、去年の議会でも鈴木議員の御質問にお答えしたと思うんですけれども、21、22、23、24年まで4年間、5,000万円ぐらいの単年度の赤字が続きまして、合わせますとやっぱり2億円近い。普通繰越金、家庭でいえば普通預金ですか通帳預金、それがなくなっております。次の年、たまたま国のほうから療養負担金がたくさん入ってきておったんです。それほど医療費を使っていないにもかかわらず、なぜかたくさんくれた。それを精算すると、その次の年に返さないといかんという確実なものがあったので、そのときもお答えしたんですけれども、たまたまそのとき単年度で黒字になりましたけれども、それを返さないといけないので、それほど下げるほど豊かになったわけではありませんよとお答えいたしました。

それともう一つは、町のほうから25年度から思い切った繰り入れをしていただきましたものですから、それでやっと黒字になっているということでございますので、26年度につきましては、いただいてもなおかつ単年度で赤字が出たということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○8番（鈴木美代子君）

ごめんなさい、もう一度。国に対して幾ら返したんですか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

先ほどの議員の御質問に対して、先日の議案説明の中でも話があったかと思うんですけれども、約3,700万円、26年度で返還しております。

以上です。

○8番（鈴木美代子君）

今回もらったお金は、この赤字に補填するわけですか。1,000万円ちょっと低所得者対策として国からもらったお金があると思うんです。それは赤字を補填することですよ。

○厚生部長（岩瀬知平君）

低所得者対策としていただいたお金ですけれども、これは以前からいただいておりまして、もともとの趣旨を説明いたしますと、低所得者が多いと、要はほかの所得がある方の負担がそれだけ重くなるわけですよ。重くなると、保険制度なんで不公平が出てくるので、それを公平を保つために国からその分をいただいております。ことですので、そのほかの応納分といいますか、所得割で徴収している方々の税率がその分下がっているというふうにお考えをいただきたいと思います。

○8番（鈴木美代子君）

私、書いたのは18歳未満の均等割を廃止すべき、廃止しているところもあるんです。資産割を廃止しているところは54市町の中で8つあるんですけれども、資産割をなかなか廃止はできないと、美浜はそれだけ厳しいということなんです、やはり資産割を廃止している傾向はだんだんと強くなると思うものですから、美浜町も考

える時期がくると思うんですけども、そのときには資産割を廃止しなければならないんじゃないでしょうか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

資産割につきましては、町長もお答えをいたしましたけれども、知多管内では東海市だけが資産割を廃止しております。美浜町も以前よりは資産割は下げておりまして、今のレベルは隣の武豊町さんとか常滑市さんと同じようなレベルにしようということで、今、資産割を設定しております。今後、もしよその町がどんどん下がってくるというようなことであれば、美浜町も当然下げのことは検討していきますし、なしになるということであれば、なくなることも検討していかなければいけないと考えております。

○8番（鈴木美代子君）

次に移りますが、一般会計からの繰り入れが、ここ2年ぐらい3,000万円ずつ一般会計から繰り入れしてくれて、27年度、ことは2,000万円繰り入れをしたんですかね。繰り入れを、それこそ隣の武豊町なんかはお金があるから1億円超えるようなお金を繰り入れしていますが、法定外繰り入れをね。美浜町も、もう少し繰り入れできるともう少しよくなるかなと思うんですけども、今27位ですか、28位ですか。ここがいっぱいですかね。

○厚生部長（岩瀬知平君）

財政力からいきますれば、美浜町の財政力、一番最初の1,000万円ぐらい得たときぐらいのレベルかと思えます。相当財政のほうも無理をして入れていただいております、これは一般財源ですので、本当に皆さんのお金なんです。我々の事務局のものではありませんので、皆さんの理解があってこそ初めてできる話でございますので、今後につきましても、よく皆様の意見を聞きながら、みんながいいよということであれば、それは財政のほうともお願いをしていきたいと思っております。

○8番（鈴木美代子君）

次に移ります。

子どもの医療費の無料化を、私も15歳まで無料化しようということを一生懸命署名を集めたり頑張ったりしまして、お母さん方と話す機会があって、お母さん方から、今、本当に医療費の無料化18歳までしてほしいんだと。授業料も高いし、それから遠くへ行くから通学費も高いし、それから子どもたちの部活の費用も高いし、何とか本当に。高校生が一旦けがをするとちょっと大きいものですから、余りないと思うんですけども、件数は。医療費も高くなるから、ぜひよそでやっているところがあるからやってほしいと。医療費全額できなければ、まず入院費だけでもできないかという、そういったお母さん方からの願いがあったんですけどもいかがですか。

先ほど、もちろん答弁はいただいたんですけども、2,000万円ということで、小さい子どもよりもそんなに要らないと思うんですけども、いかがですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

18歳までの子ども医療費の拡大でございますけれども、確かに医療費自体はかからない年齢でして、少ないと思います。ですが、町長答弁でもありますけれども、2,000万円費用がかかるということで、現在のところでは今の美浜町の財政を考えると、少し背伸びをし過ぎではないかなというふうに考えております。

○議長（森川元晴君）

鈴木君、あと10分です。

○8番（鈴木美代子君）

確かに私も子育てしてきました、15歳まで医療費が無料ということで、これ以上はいいじゃないかと思った時期もあったんですけども、お母さん方から怒られましたよ。これからお金がかかる時期に、医療費はぜひ

支援してほしいと、無料にしてほしいと、そういうお母さん方が随分たくさんおりました。せめて入院費だけは無料にできないかという声があったものですから、入院費だけだと、試算すると幾らぐらいになるんでしょうか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

ただいまの質問の入院のみだと幾らぐらいになるかという御質問ですけれども、先ほど町長の答弁で2,000万円という金額を出させていただいたのは、通院費、こちらのほうは国保の医療費しか出ないものですから、国保の年齢階層の中での数字からの試算で出しております。入院については、母数が少ないもんですから、幾らということを出すのはちょっと無理かと思っておりますので、出しておりません。

以上です。

○8番（鈴木美代子君）

やはり、それこそ美浜町は子どもが少ないものですから、大切な子どもたちだものですから、ぜひ入院費だけでも無料にしてほしいと要求いたします。

4点目の放課後児童クラブについては、私がうっかり知らなかったということで、6年生まで空きがあればいいということみたいですが、今、満杯ではないものですから、6年生までの子どもたちが申し込んでも何とか受けてもらえそうですか。

○子育て支援課長（山下幸子君）

広報等でも優先させていただくのは低学年というふうに表示させていただいておりますが、定員に余裕がある場合はこういう高学年と記させていただいておりますし、奥田児童クラブが開設した当初も、まず11月に開設した当初の10月には低学年にチラシを配らせていただきまして、その後、入所の様子を見まして、定員に余裕がございましたので高学年の6年生までチラシを配布させていただいておりますので、現在、定員に余裕がある以内に申し込みがあった場合、基準に沿った方でございましたら入所していただけるということになります。

○8番（鈴木美代子君）

最後になります。自衛隊の問題です。

自衛隊については、今、国会で安保法案というのが論議されていて、あの中で自衛隊は本当に、そういった集団的自衛権の行使で、ややもすると戦場に送られる可能性があると思うんですけれども、子どもの命が大事なものですから、私は自衛隊については何も中学校のまだ何もわからない14歳、15歳の子どもを職場体験と称して自衛隊まで連れて行く、自衛隊員としての職場が登録されているんでしょうか。私は、何も守山だとか豊川まで職場体験で連れて行く必要はないんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○教育部長（牧 守君）

先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、今回は、自分たちがこの職場体験をするに当たって事前にいろいろ調査し、手はずを整えて行っているということの中で、今回、守山の駐屯地のほうに両中学校で10名行かれたということで、これについても連れて行ったということではなくて、みずからの計画に沿った形で自分たちが守山の駐屯地まで出向いて職場体験をしてきたということでございますので、連れて行ったわけではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○8番（鈴木美代子君）

守山だろうが豊川だろうが、駐屯地まで行って集団訓練というのをやっているんですね。やっぱり、本当に小さな子どもたちが集団訓練が必要だろうか。私は、3月議会にも同僚議員から質問があったものですから、教育委員会の中で論議をして、この職場体験の同列の事務所の一つとして自衛隊があるのだったら、自衛隊をやめるべきだと思ったんですけれども、いかがですか。

○教育部長（牧 守君）

これについても、答弁の中でお答えさせていただいたとおりでございます。その集団訓練云々ということで格闘技を別にメニューの中でやっているわけではございません。先ほども申し上げましたように、ロープワークだとか救急法だとか、そういったものを行っているわけございまして、それとあわせて、繰り返しになりますけれども、要はこの職場体験をするということによって、その道に進んでいくわけではないと。あくまで議員、教育中立の立場でということで今回御質問いただきましたけれども、まさに政治的なものを排除して教育というのは成り立っていると。政治的に中立な中で子どもたちを健やかに育てていくというのが教育の使命だと思いますので、その考え方を踏んで、文科省も、そして愛知県も子どもたちを育てていくと。職場体験を通じて、自分たちがこれから生きていくということについて真剣に考えさせる一つの場としてこういった事業の展開をしているというふうに考えておりますので、余り中立ではなくどちらかに偏った考え方というのはまさにありませんので、その辺、御理解いただきたいと思います。

○議長（森川元晴君）

鈴木君、あと2分です。

○8番（鈴木美代子君）

どっちが、私は偏った考えですか。そんなどっちがどちらか、本当に。高等工科大学というところは知っていますか。そこの案内チラシを配るらしいんですけども、ここは、もともとは陸上自衛隊の少年工科大学だったんですね。名前を変えて、自衛官という身分も生徒に変えただけで、2学年になると学科の半分は実践訓練やるんですよ。そんなところへ子どもたちを入学させるのは、とてもじゃないけれどもせつないですよ、それは。戦前の教育の中で、教え子を戦場に送った、そういった状況で泣いて反省をした教員がいっぱいおるんですけども、やっぱりそんなことはさせたくないと思います。だから、何としてもそういった自衛隊には、若いものですから、まだ子どもたちは自分の判断でできないものですから、そういった職場体験も、あるいは高等工科大学の入学案内も配るべきではないと思いますけれども、もう一度、最後をお願いします。

○議長（森川元晴君）

簡潔に。

○教育部長（牧 守君）

今、高等工科大学の話が出ましたので、高等工科大学について若干説明させていただきますと、高等工科大学につきましては、基本的にはそのまま高等工科大学を卒業しますと自衛隊のほうにも入れるというような話になるんですが、その高等工科大学入学と同時に、神奈川県横須賀修悠館高等学校の通信制のほうに入学するという形になりまして、高等工科大学卒業時には高卒の資格が取得できるということで、何もそこから自衛隊のほうに進むばかりではなくて一般の高卒の資格を得て違う道を歩んで行かれるという方も相当おられるということで、全て自衛隊の道に進んで行くということではありませんので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木美代子君は自席に戻ってください。

〔8番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩いたします。再開を午後1時からということで、よろしくお願いいたします。

〔午前11時42分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

江元君は質問する準備をしてください。

14番 江元梅彦君の質問を許可します。江元梅彦君は質問をしてください。

〔14番 江元梅彦君 登席〕

○14番（江元梅彦君）

14番 江元梅彦でございます。事前に議長宛てに提出をいたしました通告書に従って、2項目の質問をいたします。

初めに、公共下水道事業についてでございます。

神谷町長の選挙公約の目玉は、公共下水道事業の中止でありました。本町では、齋藤元町長の時代に職員の英知を結集し2年間かけて調査研究した結果、地形、人口密度、財政等あらゆることを熟慮した上で、公共下水道は無理であり、合併浄化槽による処理が割切であるとの結論に至り、合併浄化槽に補助金を出し推進してきたと承知をしています。ところが、山下前町長の2期目途中で突然公共下水道事業が浮上し、6,500万円の調査費を予算化し、本年3月に調査結果がまとまり、6月22日には議会の公共下水道調査特別委員会に報告され、広報みはま8月号にも公表されたところでございます。

以下4点質問します。

1点目に、公共下水道事業について、この調査結果を踏まえた町長の考えをお聞かせください。

2点目に、県下54市町村のうち、公共下水道事業を実施している自治体数、合併処理浄化槽推進自治体数及び計画のない自治体数はそれぞれ幾つでしょうか。

3点目に、知多5市3町の公共下水道使用料金について、上水道使用量を1カ月20立方メートルと仮定した場合、1立方メートル当たりの単価は幾らか。

4点目に、知多5市3町は公共下水道事業の稼働中であるが、公共下水道事業会計に都市計画税を各市町どれだけ充当しているか。また、一般会計から繰り入れている市町と、その金額を教えてください。

次に、2項目めの道路工事承認申請制度についてでございます。

歩道と車道が分離された道路に接した土地所有者が新たに出入り口を確保するために歩車道分離ブロックを外したい場合、経費は原因者として土地所有者が全て負担することになっているが、設置者である美浜町が負担すべきではないか。

以上、壇上での質問を終わります。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、私のほうから江元梅彦議員の御質問にお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、公共下水道事業についての御質問の1点目、調査結果を踏まえた町長の考えはについてでございますが、平成26年度の調査により算出したしました財政シミュレーションの結果は、総事業費の増額とともに、町負担額約16億円でございましたものが、それぞれ管の接続の補助金等を踏まえた中で、約50億円に大きく変更となりました。また、町がこれまで事業に対し可能としておりました年間最大負担額が1億円ということでございましたが、1億4,000万円に増額したことにも注目をさせていただきました。

これは、私どものほうの税の都市計画税の歳入の見込みを立てさせていただきましたところ、今後9年間のうちに都市計画税が1億5,000万円ほどになってくるという見込み、または25年では1億2,000万円程度になってく

るというような内容の試算を見ましたところ、この中で1億4,000万円に増額をしてきたということも大きな点として注目をさせていただきました。

今後、本町の抱える少子高齢化の急速な進行や、人口減少といった社会情勢の変化に伴います税収の減少による財政の悪化が予測されますので、現時点におきましては、公共下水道事業の実施は困難であるという判断をさせていただきます。

次に、御質問の2点目、県下54市町村のうち、公共下水道事業を実施している自治体数、合併処理浄化槽推進自治体数及び計画のない自治体数についてはでございますが、まず、公共下水道事業を現在実施している自治体数は、美浜町、南知多町、設楽町、豊根村、飛島村の5町村を除いた49市町でございます。

また、合併処理浄化槽推進自治体数及び計画のない自治体数についてはでございますが、合併処理浄化槽推進自治体という定義はございませんので、これを5町村ともに合併浄化槽で汚水処理をしております。なお、公共下水道計画のない自治体数という意味では、豊根村、飛島村の2村でございます。

次に、御質問の3点目、知多5市3町の公共下水道使用料金について、上水道使用量を1カ月20立方メートルと仮定した場合、1立方メートル当たりの単価は幾らかについてでございますが、消費税抜きの金額で申し上げますと、半田市が約93円、常滑市が約78円、東海市が約88円、大府市が約75円、知多市が約94円、阿久比町が85円、東浦町80円、武豊町85円でございます。

次に、御質問の4点目、知多5市3町の公共下水道事業会計に都市計画税をどれだけ充当しているか。また、一般会計から繰り入れている市町とその金額についてはでございますが、まず、公共下水道事業会計に都市計画税をどれだけ充当しているかについて、知多5市3町では、公共下水道事業だけでなく、その他、都市公園事業や区画整理事業などの都市計画事業も実施しております。納めていただきました都市計画税以上の一般会計を財源として事業を行っておりますので、決算上、下水道事業に都市計画税をどれだけ充当しているかについては一概に説明できない状況となっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、一般会計から繰り入れている市町とその金額についてはでございますが、一般会計から繰り入れをしている市町は、全ての市町となっております。その額としては、半田市が約20億600万円、常滑市が約7億8,600万円、東海市が約25億4,100万円、大府市が約8億9,200万円、知多市が約7億300万円、阿久比町が3億3,700万円、東浦町が6億1,200万円、武豊町が8億8,100万円でございます。しかし、一概には繰入金全てが赤字の補填額ということは言い切れないことを御理解くださいますようお願いいたします。

次に、道路工事承認申請制度についての御質問でございますが、道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合には、道路法第24条に基づき道路管理者の承認を受ける必要がございます。道路から民有地への乗り入れやのり面の埋め立てなど、個人の都合で道路工事が必要な場合、承認を受けるため申請書を提出して工事を行っていただきます。

工事は、申請者が施工するものでございますので、土地所有者の方には大変申しわけありませんが、みずからの事情で道路に関する工事をしようとする場合は、工事に要する費用は全て申請者において負担していただくこととなりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問ありますか。

○14番（江元梅彦君）

公共下水道事業について、ただいま町長のお考えをお聞かせいただきました。

4月26日執行の選挙では圧倒的というほどの得票で当選をされました神谷町長が誕生して4カ月でございます。多忙な職務をこなしておられますが、選挙戦で訴えられた内容以上の金額といたしますか、その大きな食い違いがあったというふうに認識をされておられますでしょうか。

○町長（神谷信行君）

ただいまの御質問でございますが、私としましては、選挙のときに私の試算といたしまして皆様方にも350億円から400億円の総事業費がかかり、またその中で今の美浜町の地形、それから人口減少、そしてまた税収の減少、そういった高齢化の中で、また空き家も非常に多くふえてきております。そうした中で、私としては今以上のこういった現実的な個人の負担もかかってくる、そして総事業費もまた上乘せになってくるだろうということで考えておまして、今回の26年度の評価表を見させていただき、またこれも8月の広報のほうに皆様方に示させていただいたところでございますが、24年度までの公共事業に対します事業費、そういった関係を広報等にも上げさせていただいておりました24年度までのコストキャップ型下水道の関係でございますが、その数字についても私からしてみますと非常に現実性のない数字だと、私は考えておりました。

そうした中で、今回26年度の評価が出てきた中で、初めにケースAというのも出てきております。その数字につきましても、やはり10年の工事を要する中でのそういったリスク等が示されておられません。また、数字的にも非常に締めた数字なのか、詰めた数字が示されておまして、今回のケースBの中におきましては、今現在予想できるそういったリスク部分を上げさせていただいた中での数字が出てまいりました。そうした中で、内容的に全体的にケースBでは約350億円という数字が出てまいりました。

そういったことでかなり現実に近い数字ではなかろうかなということで、先ほど私の考えを申させていただきましたように、やはりこの公共下水の事業については、今の美浜町にとっては、これはとてもできる状況ではないというふうに判断をさせていただいたのが結果でございます。

以上です。

○14番（江元梅彦君）

選挙戦を通じて公共下水道事業の中止というか見直しを強く訴えられて、支持者といいますか、町民の信託を得て町長になられたということでございます。この選挙結果につきましてですが、町民は公共下水道事業というものに余り理解ができないうちに選挙戦になって、神谷町長の誕生になってしまったというような見方もあるようでございますが、私は選挙前、選挙期間を通じて個人演説会等行かせてもらった中で、最終日あたりには確実に町長の主張が皆さんに伝わったというふうに感じております。最終日には、個人演説会を終えて下におりてきましたときには、「江元、ちょっとこっちに來い」と呼ばれまして言われたことが、自分は今、公共下水道をやるべきではないというふうに思うと言われるその理由として、子どもや孫の世代にまで負担を押しつけるような事業は、今、美浜町ではするべきではない。現実にはその方は、合併浄化槽による汚水処理を実施されておる方でございましたが、自分は合併処理浄化槽で何も不満はない、そして、仮に合併処理浄化槽をしておる自分たちが損をしたなと思うような状態になったときでも、それはそれでいいと。だけど、今、公共下水というような大型事業はやるべきじゃないなというようなことを強く私に訴えられた方もお見えになって、そのような方と何人かお話しさせてもらって、当時、神谷候補でございますが、その主張は十分伝わったなというふうに感じておるところでございます。

それで、総務省の市町村財政比較分析表というものが公表されておまして、平成25年度の美浜町の財政力指数というものが0.70ということで公表されております。美浜町と類似団体内順位として、138自治体中49番目と

いうことでございます。全国平均の財政力指数は0.49、愛知県の平均は0.92ということで公表されております。

そして、その分析欄というところに、美浜町について、類似団体及び全国平均は上回っているものの、県平均を大きく下回っている。人口減少や地価下落がとまらない中、それに伴い固定資産税等の減収により財政力指数が悪化する傾向にある。緊急に必要な事業を峻別し、投資的経費を抑制するなど、歳出の見直しを実施するとともに、税収の徴収率向上対策を中心としながらも、ふるさと寄附金制度など新たな歳入制度確保に努める必要があるというふうにあります。この点について御所見をお聞かせください。

○総務部長（本多孝行君）

財政のことでございますので、私のほうが、簡略になりますが申し上げたいと思います。

今、議員おっしゃいましたように、財政力指数0.7、ここ何年か大体その辺を前後しております。愛知県は裕福、裕福と言いますが、その中では残念なことながら決して裕福ではない。確かに、例えば中国、四国、東北の市町に比べれば恵まれておるとはいうものの、地方交付税を年間10億円ぐらいいただかないことには回っていかないという財政状況というのは、これは間違いないことであります。その辺を踏まえたと、新たなことをやるのは、財政面からいくとなかなか制限がかかる状態であるということは、どなたが見ても感じるのだと思います。かといって、では税率を上げればいいというものでもございません。

そういった中で収入を上げるとなると、今、議員おっしゃいましたように、ふるさと納税制度というものがございします。これは本来の趣旨と違うという御批判もございしますけれども、現実問題、各市町の間での競争、競争という言葉が適切かどうかは別といたしまして、現実にはそういう状態であります。その中でほっておいてはお金が出ていくばかりですので、その中で少しでも財源の確保ということは緊急の課題であるというふうに、財政担当としては思っています。

以上です。

○14番（江元梅彦君）

財政力についてのお答えをいただきました。

誕生されました神谷町長におかれましては、美浜町に住む人々の毎日の生活が明るくて充実したものになるように、持続可能な行政運営に努められて勇往邁進されますことを期待するものでございます。

次に、2点目に移ります。

県下54市町村のうちという質問でございましたが、公共下水道事業を実施している自治体数49自治体で、合併処理推進ということではなくてというような御回答をいただきました、それが5自治体でございました。

その中に、今、町長が御答弁されましたけれども、飛島村という名前が出て、え、というふうに今ちょっと考えておりますけれども、飛島村というのは全国でも1位でしょうかね、豊かな自治体というふうに記憶しておりますけれども、その日本一リッチな自治体であっても、汚水処理に関しては選択肢があるというのでしょうか、そのような言い方が適切かどうかちょっとわかりませんが、選択肢はあるということでしょうか。この質問でお答えください。

○建設部長（斎藤 功君）

飛島村が合併処理浄化槽と。なぜ下水道ではないんだと。たしか飛島村につきましては、大変人口が少のうございます。そういった関係で下水道設備をつくるより、合併処理浄化槽で補助を出して対応したほうが財政的にはいいというふうで合併処理浄化槽を推進しているというふうにお聞きしております。

○14番（江元梅彦君）

わかりました。自治体の状況によって選択をされておるということでございます。

我が美浜町も最適な污水处理施設を推進していただきますように、よろしくお願いをいたします。

次に、5市3町の公共下水道使用料金についてお尋ねをしました。93円から94円、一番低いのが80円でしたかね。美浜町が想定をされたというのでしょうか、1立方メートル当たり150円の使用料というこの金額、いかにもなというふうに思いますけれども、この差額についての考え方をお聞かせください。

○建設部長（斎藤 功君）

この使用料単価につきましては、当然財政面の考慮がございます。本町につきましては、総務省の推進しております1立方メートル当たり150円という単価を想定しておりました。他の市町村につきましては、歳入歳出それぞれ総合的に判断してこの単価を決めておるといふふうにはお聞きしております。

○14番（江元梅彦君）

財政上のいろいろな配慮があつての金額だというふうにとめました。

次に、5市3町の公共下水道の事業会計に都市計画税をというふうにお尋ねをしたところ、この都市計画税、また一般会計というものは区別がつかないというふうに理解をいたしました。それにしても、半田市が20億600万円ですか、常滑市が7億8,600万円というような金額を繰り入れということでしょうけれども、赤字補填というふうには見られないとお聞きをいたしました。かなりこの維持費というか、必要だなというふうに感じております。

もう何にせよ、神谷町長には公共下水道中止ということで皆さんに信任を受けられたということで、自信を持って御自身のお考えを進めていただけたらというふうに思います。

次に、2項目めに移ります。道路工事承認申請制度についてでございますが、これはまた、私が期待しておりました御答弁とはちょっと違って、まことにお役所的なお答えでございました。それでも、この質問をするに先立って担当部局にお尋ねをしましたときにも、経費は原因者として土地所有者が全て負担することになっておりますというふうにお聞きをいたしておりました。

道路法によりということでございますが、その道路法というのは、道路の管理者といいますか、所有者が美浜町である町道も包括された道路法ということでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

おっしゃるとおりでございます。道路法ですので、町道は町、例えば国道、県道は今現在、県のほうでその辺の管理をさせていただいております。

以上でございます。

○14番（江元梅彦君）

という思いで、美浜町の管理であるのだからどうだというふうにお尋ねをしたところ、この法律によってできませんと、原因者である土地所有者が支払うことになっておりますというお答えでございますが、こうなりますと、私の質問が法律の壁にぶち当たってしまったというふうに思っております。

私がこの質問をいたしましたのは、道路が完成をした当時には、まだ幼かった土地所有者のお嬢さんがこのたびめでたく結婚をされました。実家といいますか、母屋の近くに家を新築されたのですが、車を乗り入れるのに歩道を斜めに横断する不便な状態であつて、縁石を外したいという思いがあるがどうなんだろうという話題になってきたのがそもそもでございます。その土地所有者のお嬢さんは相手の方に、私と結婚したいなら美浜町の〇〇に住むのが条件ですと、また、嫌なら諦めてちょうだいとまで言ったとか、言わないとかというのはともかく、現実にお嬢さんを美浜町の住民に引っ張ってきてくれたわけです。人口減少に歯どめをかけたいという美浜町の思いにしっかり沿ってやってくれておるわけですが、美浜町に住んでもらうというありがたいことですので、

このことに美浜町が積極的にかかわることはできませんかというお尋ねでございますが、再度お願いします。

○建設部長（斎藤 功君）

現在、本町は人口減少の対策にいろいろ取り組んでおるところでございます。そういった中、新たに美浜町のほうに引っ越してきていただけるということで、大変喜ばしいことだと思っておりますが、道路法につきましては、今のところ適用除外がないというふうになっておりますので、まことに申しわけございませんけれども、御本人の負担で工事のほうはよろしく願いたします。

○14番（江元梅彦君）

法律を破れというわけにもいきませんし、美浜町に限らず、よその自治体でもそうですが、住みよいまち、住んでよかったと思えるまちというような行動目標や指針となる標語をよく見聞いたします。我が美浜町の優秀な職員皆様のありとあらゆる知恵を総動員して、今住んでいる人はもとより、新しく住んでいただけるこのような人に、美浜町が積極的にかかわれる方法はないか、何とかできる対応策はないかということを、この際しっかりとお考えをいただくということで熟慮断行されることを期待して、私の質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、江元梅彦君の質問を終わります。江元君は自席に戻ってください。

〔14番 江元梅彦君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、杉浦君は質問する準備をしてください。

13番 杉浦剛君の質問を許可します。杉浦剛君は質問をしてください。

〔13番 杉浦剛君 登席〕

○13番（杉浦 剛君）

皆さん、こんにちは。腹もいっぱいになり眠い午後かと思いますが、ひとつしっかりと質問しますので、よろしく願いたします。

ただいまは議長の許可を得ましたので、通告書に従って壇上で質問をさせていただきます。

美浜町の安心・安全を確保する手段についてというテーマで、第1項目めを質問します。

全国で多発する殺傷事件等、ますます困惑する世相となつてまいりました。隣町武豊や半田でも、春から8月にかけて事件が起きております。けさの新聞でも、それから先ほどの昼間のニュースでも、早速、その事件が報じられておりました。容疑者が逮捕されたという、本当にその近くに住んでみえる住民の方はほっとしたというコメントも伺っております。本当にこのような事件が起きるたびに、我々は困惑するばかりでございますけれども、何とか美浜町の安心・安全を確保する一つの手段として、公共施設など防犯カメラの導入も考えられるのかなということで、今回質問させていただきました。

一つには、防犯カメラというのは、個人情報等とてもプライバシーの侵害に当たるとして監視社会の到来を危惧する声もあります。これは事実として、至るところで今、都会では今回の事件の手がかりとなる防犯カメラ等、ニュースで、例えば関西方面で起きた事件ですと中学生2人が殺された事件でありますけれども、駅前の防犯カメラが30カ所、それぞれの角度から本当に詳しく証拠を出していたという状況でありました。このように、本当に監視社会が到来しているわけですがけれども、これが一つの決め手ともなり、またこれが抑止力にもなるという考え方もあるということで、都市部から徐々にでありますけれども、こういった防犯カメラが導入されているという事実が考えられます。

そこで、このような状況を踏まえた上で、我が美浜町の現状の防犯カメラの設置状況、これが（1）です。

そして、今後に向けた美浜町としての基本的な考え方、これを伺いたいと思います。

そして、それに伴うリースにしても設置にしても、今回の26年度決算・予算の中でも防犯カメラ導入の予算が記されておりましたが、こういった年間維持経費等々をお伺いしたいと思います。

そして、大きな2問目の質問でございます。いってきバスの増便・拡充についてでございます。

野間支所並びに上野間出張所の廃止に伴う町民の利便性の確保として、平成14年4月よりスタートしたいってきバスも、東部線、西部線とも、すっかり町民の足として定着してまいりました。神谷町長の公約の一つでもあるこのいってきバスの増便・拡充の考え方を伺いたいと思います。

(1) 現在の利用者数は。

(2) 増便する場合の費用。そして、どのようなコースで具体的に考えているのかをお聞かせください。

また、今までもいろんな利用者のアンケート調査等で、きっと課題がいっぱいあると思いますけれども、その中の一つの大きな声として、高齢者、障害者に対する配慮等々、耳にします。この点についてもお伺いしたいと思います。

(4) 我が美浜町のいってきバスは、隣町と比べても無料ですとやってまいりました。例えば南知多町はたしか300円ぐらいで、そして子どもとかお年寄りの割引きもあると聞きました。また、武豊町は100円ですかね。そういった料金でやっておりますけれども、今後、増便した場合に今までどおりでやっていけるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

そして、大きな3番目、特定空家の特措法が、ことしの6月25日に施行されました。そのことを6月議会で私も同僚議員も質問させていただきましたが、その後の経過です。そのことを再度お聞きしたいと思います。

そのときのお答えの一つに、県のガイドラインの説明の後、美浜町は具体的にいろんなことを検討していきたいんだということでした。その後の経過、課題は何か。

そしてまた、それを受けて今後のスケジュールはどのように考えているのかを伺いたいと思います。

壇上での質問は以上です。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、杉浦議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、美浜町の安心安全を確保する手段についての御質問の1点目、現状の防犯カメラの設置状況はについてでございますが、本町での自転車盗難件数が県内でも上位だったために、知多奥田駅の駐輪場に平成24年7月に2台、河和駅の駐輪場に平成25年7月に1台設置させていただいております。

次に、御質問の2点目、今後に向けた町としての考え方はについてでございますが、防犯カメラの有効性については理解しておりますが、効果的な設置場所の選定や費用等の問題もございまして、なかなか単独で進められないのも事実でございます。

先月、名古屋鉄道に対しまして、知多4市4町の首長さん及び知多5警察署長の連名におきまして、駅構内への防犯カメラ設置依頼をいたしました。駅への防犯カメラ設置は、事件や認知症などの行方不明事案等が発生した場合に、早期に解決する手段として、また犯罪そのものの発生を抑止する効果も高いものであります。

このように、今後も警察のみならず関係団体とも連携しながら、全体のバランスをとりつつ、できる限り対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、年間維持経費はについてでございますが、河和駅駐輪場、奥田駅駐輪場とも5年間リース契約をしておりまして、河和駅駐輪場は1台で月9,800円と消費税、奥田駅駐輪場につきましては2台で月

1万8,000円と消費税で、合わせて36万288円が年間維持経費でございます。

次に、いつてきバスの増便・拡充についての御質問の1点目、現在の利用者数にはについてでございますが、平成26年度年間利用者数は4万264人、その内訳は、東部コースで2万493人、西部コースで1万9,771人、月平均では3,355人、1日平均113人でございます。

次に、御質問の2点目、増便する場合の費用は、そして、どのようなコースを考えているかについてでございますが、まず現状を申し上げますと、西部コース、東部コースとも、1日5便、朝8時30分から18時15分で、1便が約1時間40分で一回りし、それを5回行う運行をしております。現在のコースは、利用者の利便性や要望を加え、巡回バスの運行体制、利用状況、経費等のバランスを総合的に考えて、平成25年1月4日に変更したもので、運行に要する時間は余裕のあるものではなく、コースの大きな変更拡大は、現在の車両2台では極めて難しい状態だと考えております。

仮に現在2台の車両を3台に増車した場合の費用につきまして概算で申し上げますと、委託料が500万円、燃料費が130万円、車検点検費が40万円、保険料が10万円、初年度の車両購入費、これは3年ごとの更新ですが、350万円で、合計1,030万円が見込まれます。

現在、新たなコース等の具体的な検討は、今現在はしておりませんが、さらなる利便性の向上を念頭に今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、御質問の3点目、高齢者・障害者に対する配慮はについてでございますが、高齢者及び障害者の方が利用される場合には、運転手の方が乗りおりに細かい配慮をして対応していただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、御質問の4点目、料金設定は今までどおりゼロ円でやっていけるのかについてでございますが、仮に有料化する場合には、料金徴収業務がふえること及び大型2種免許の所有者を雇用することに伴う委託料の増加、緑ナンバーとして営業するために要する機材等に係る費用が発生するとともに、他市町でも見られますように、有料化による利用者減等も予想されます。

また、過去のアンケート調査によりますと、利用者の21%が中学生以下、38%が70歳以上の高齢者の方でございます。本町は無料ということで、これら子ども、高齢者に優しい制度であり、有料化することによって顕著な効果も期待できないため、現在のところ有料化は考えておりません。

今後は、タクシー等の研究など、ほかの方法も含め、巡回バスのあり方等を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、特定空家特措法のその後についての御質問の1点目、県のガイドライン説明会の後、町での協議会に向けた課題は何かについてでございますが、空き家等対策を効果的かつ効率的に実施していくためには、その実施体制の整備が必要であります。そのためには、防災、衛生、景観などの多岐にわたる政策課題に横断的に応える必要があることから、庁内での防災、環境、建築、税務等の関係部署が連携して空き家等対策に対応できる体制づくりを構築するため、早急に内部検討委員会を設置してまいりたいと考えております。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条では、「市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる」と規定されており、町長ほか、地域住民、町議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化などに関する学識経験者で構成することとなっております。

協議会におきましては、空家等対策計画の作成及び変更に関する協議を行うほか、同計画の実施の一環として、特定空家等に該当するかどうかの判断、特定空家等への立入調査、特定空家に対する措置の方針などに関する協議の場として活用することも考えられますので、今後、内部検討委員会等で協議会設置に向けて検討してまいり

ます。

なお、現時点での知多5市4町における協議会の設置につきましては、設置を予定しておるのが5市町、予定していないのが1市、検討中が3市町となっております。

次に、御質問の2点目、今後のスケジュールを伺いたいについてでございますが、現在、倒壊のおそれがあり危険で、衛生上、景観上支障を来している空き家、いわゆる特定空家に該当する物件につきましては、関係部署と連携をとりながら、今年度中をめどに現地調査を実施したいと考えております。調査方法については、地域からの通報により調査した物件をもとに、地元行政区等の協力を得ながら、担当職員が町内をくまなく歩きたいと考えております。

来年度からは、統計資料等で町内1,700軒ほどあると言われる全ての空き家について、固定資産税情報、水道使用状況、住民基本台帳等の資料を基に現地調査を行い、所在等の実態を把握するため、データベースとして整備したいと考えております。その後、協議会を設置し、現状と課題を整理しながら、空家等対策計画策定に向けて協議に入りたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、空家等対策計画の中で定めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問ありますか。

○13番（杉浦 剛君）

1番目の防犯カメラですが、やっぱりこの設置に至る過程を聞きますと、自転車の盗難が美浜町は顕著であったという外的な要因で、何とかやらなきゃというのが大きなあれでしたよね。そういったことはどの事件でもそうなるわけで、何かあった場合にしかこういったことが起きないということで、私が先ほど壇上で言った抑止力という面においては、むしろ先ほど今後に向けた町の考え方で町長がおっしゃったように、警察とか、名鉄とか、各店とか、そちらのほうの防犯充実体制、これを町単独でやるには経費もかかりますし。聞くところによりますと、半田警察署は各交差点に町で設置してほしいというような要望もあるということもお聞きしましたけれども、なかなか費用面で無理だということで、これは一つ大きな事故があれば何とかなるのかもしれませんが、それじゃ遅いんですけれども、そういう実態なのかなというふうなことです。

後は、この面については、ぜひとも警察、各公共機関と検討し合ってやっていっていただきたいというように思っております。

それから、いつてきバスの件ですが、今のお答えですと、今後検討していくということですが、具体的に来年度予算に向けて予算請求もしながら、ぜひやっていっていただきたいと思うんですけれども、その辺は検討していくというお言葉だけですか。それとも、ぜひともやっていきたいと。その辺ちょっとお答えください。

○町長（神谷信行君）

ただいまの杉浦議員の御質問の巡回バスの関係でございますけれども、この巡回バスは、私はやはり住民の方の特にこういった高齢化が進んでおる中で、住民の生活の足となるような形で運行を考えてっております。そうした中で、来年度は一応1台増車ということで予算のほうを計上していきたいと考えております。

その運行方法の内容、またどういった形でやるかは、これは今から計画を練らせていただきまして、そして、そういった中で1台をふやすことによって、買い物難民等々の問題もございます。そういったことで少しでも解

決につながるのであれば、またこういった巡回バスの方法を一年一年考えていながら、こういった形が一番いいのかということで進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

以上です。

○13番（杉浦 剛君）

ありがとうございました。

厚生病院の増便コースをふやしてから利用客が本当に伸びてきたということでもわかるように、本当に皆さんは困って、いろんなアンケートで今までお寄せいただいていると思います。今、町長がお答えいただいたように、西部地区ではもう既に買い物難民という方たちのお言葉も聞かれて久しいですけども、商工会の方々が軽トラックでそういった対応もされているということもお聞きしました。ぜひとも、これからますます必要となるこういった町民の足を充実・拡充していただけますように、よろしくお願いいたします。

それでは、3点目に移ります。

この件について、本当にがっかりしました、正直なところ。これは前のお答えと何一つ変わりません。私、このたび本当に土木の対応のよさにびっくりしたことが一つあります。ここで皆さんに御披露させていただきますけれども、せんだっての大雨で布土の排水溝が、台風15号、あれは風だけの台風でしたので、砂の出口が詰まりまして排水溝があふれて、ある方の家は2回とも床下浸水でありました。そのたびに、私や区長たちに電話がありまして、現場に駆けつけました。そのときに、布土の土木の係の方も呼んで、もう早急に対応してほしいということで、早速、地元の伊藤組さんに工事を頼みまして、そういった応急措置をしていただいて、本当に緊急な場合に一生懸命やっていただけると感心しているところなんです。

翻ってこの問題を考えますと、この空き家が本当に台風のたびに隣は飛んできて困っているわけです。それが、私がこの問題を取り上げたのはもう1年以上前ですよ。そのときにやってくださいということで同じような答えでした。何とぞ、こういったことはやれるところから手をつけましょうよ。南知多が今度、新聞読んでわかると思いますけれども、7軒の特定空家を協議会で特定して、まず順序があるんですよ。勧告からしか始まらないんです。勧告、指導していくんですよ。それだけでも時間がかかります。

今の町長の答弁を聞いておきますと、来年に向けてこれを調査して、それから協議会を立ち上げて、特定空家を選定するんですよ。また半年かかるんですよ、話を聞いていると。それじゃだめですよ、やっぱり。

各区では、緊急性の高い空き家はもう特定されています。必ず。その要望が来ておるはずですよ。今度の6月に回ったときでも、きっと各区長さんはお困りになって、布土でも1軒、2軒あるんですよと、もう近隣住民からやいのやいの言われて困っていると、ぜひこれを何とかしてくださいという声があったはずなんです。それを優先的に取り上げて、まずやっぱり早くやりましょうよ。やってください、協議会を立ち上げて。もう内部で検討するという話は聞き飽きました。ぜひやっていただきたいと思います。お約束していただけますか。部長さん、どうですか。

○建設部長（斎藤 功君）

この特定空家の取り扱いにつきまして、以前から杉浦議員より同様の御質問をいただいて、同様の答弁をさせていただいております。

ただ、やはり個人の財産、資産ということでもございますので、この取り扱い、これも以前と同じ答弁になって申しわけございませんけれども、やはり個人の財産ということでもございますので、その取り扱いについては十分留意しながら進めていく必要があるという考えは変わっておりません。

そういった中で協議会とか、内部の検討会、そういったものも当然必要になってくると思います。スピード感

がないと言われるのはごもっともだと思いますけれども、より慎重に対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほうをお願いいたします。

○13番（杉浦 剛君）

前の議会でも言いましたけれども、あなたたちが本当に忙しくて課題が多いのは重々わかっております。

この問題に対して、ではどうするんですかという答えが、来年度に向けて新しい臨時職員を入れて拡充していきますというお答えでしたよね。このキャップは誰がやるんですか。部長さん、あなたが先頭になってやるんですか。それとも誰か特定の方をつけてやりますか。

○建設部長（斎藤 功君）

この内部の検討委員会というところになれば、まず都市計画課が窓口となって、例えば関係する防災安全課、環境保全課、税務等々を集めまして検討させていただくという形になろうかと思えます。その中でキャップというか、当然、都市計画でございますので、私になろうかとは思います。

以上でございます。

○13番（杉浦 剛君）

余りくどくど言いたくありませんが、これ1回ほどやりましたか。関係者が集まりまして内部検討をやりましたか。

○建設部長（斎藤 功君）

まだ正式には行っておりません。

○13番（杉浦 剛君）

最後になります。

あれから3カ月たちますね。私が昨年の12月議会でも質問してから9カ月になります。こういったことを本当に何回も言わせてほしくないです、議会で。必要とあれば何回でも言います、これは尻をたたくために。ですが、余り言わせないように頑張ってください。

以上です。終わります。

〔13番 杉浦剛君 降席〕

○議長（森川元晴君）

以上をもって、杉浦剛君の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を2時25分からお願いいたします。

〔午後2時05分 休憩〕

〔午後2時25分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○建設部長（斎藤 功君）

先ほどの江元議員に対する答弁の中で訂正が1点ございますので、おわびして訂正させていただきます。

飛島村につきまして合併処理浄化槽での処理という答弁をさせていただきましたが、農業集落排水でございました。どうも申しわけございませんでした。

○議長（森川元晴君）

はい、それでは、横田全博君は質問をする準備をしてください。

4 番 横田全博君の質問を許可します。横田全博君は質問をしてください。

〔4 番 横田全博君 登席〕

○4 番（横田全博君）

皆さん、こんにちは。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました通告書に基づき一般質問をさせていただきます。ただ、私今歯の治療中でして発言が不明瞭なところがあるかと思いますので、御容赦お願いいたします。

私の質問は、大項目で2点です。

1、都市計画について。

2、広報みはまに掲載された公共下水道事業導入可能性に関する検討結果についてでございます。

都市計画についてですが、都市計画事業に要する費用に充てるために目的税として都市計画税があります。その趣旨からまいりますと、税の公平性から見ても、そこに住んでいる住民や地域の環境整備に使うべき税であります。

そこで、（1）の27年度の歳入予算で、都市計画税を1億8,100万円計上しておりますが、どんな事業に使うのでしょうか。都市計画税は、目的税にもかかわらず一般財源化しているように見受けられます。どの事業に使われたか、よくわからないとの声をお聞きいたします。納税していただいた町民の方々に理解していただくための説明や情報提供、つまり透明性が求められる税であるのではないかと考えているからでございます。

次に、（2）の現在の市街化区域で建築ができない区域を見直す考えはありませんかということでございます。

同じような財政規模の南知多町では、都市計画税はないとお聞きしております。よほど合理化等に努めていると推察しますが、本町においては、家も建てられない傾斜地等にも一様に課税対象になっていると聞き及んでいます。このような土地でも課税されるのかと、不満の一因となっていることは否めません。納税者の方々は、必要な税、納得できるものについては気持ちよく税金を納めていただけていると思っております。26年度の決算報告においてもほぼ100%に近い納税率で計上されておりました。納税者の思いに沿った公としての判断が必要ではないでしょうか。

（3）の今後の都市計画事業で予定・計画しているのは何かということですが、町長は講演会日より都市計画税の半減を公約として掲げていたにもかかわらず、6月議会で同僚議員のいつから半減できるかとの質問に対し、公園整備事業、奥田駅前整備事業、土地区画整備事業等の実施の財源として活用していきたいので当面は見送るとの答弁をされました。それでは、今後の都市計画事業の予定・計画の概要は何かの説明を求めます。

次に、大きな項目の2、広報みはまに掲載されました公共下水道事業導入可能性に関する検討結果についてであります。

6月22日開催の公共下水道調査研究特別委員会において、かねて調査依頼した公共下水道事業に関する調査結果を丁寧に、また詳細に説明を受けました。本年8月にその調査結果が記載されましたが、多くの町民の皆さんから、よくわからない、ここはどういうことだと説明を求められておりましたが、残念ながら私の力不足、勉強不足のために納得していただけるまでには至りませんでした。そこで、町民の皆様の理解を得ることが肝要と思いいま一度、執行部より詳細な説明を求めるところであります。

町長にお伺いいたします。

（1）この検討結果を出した意味は何なんでしょうか。

（2）財政シミュレーション結果の平成26年度のケースAとケースBの相違点は何か。また、具体的に何を調

査した結果なのか。

（３）公共下水道実現評価において、町の年間最大負担額が、ケースＡでは１億５００万円、ケースＢでは１億４、０００万円となっております。この最大負担額が生ずる期間は、それぞれ何年間ですか。

（４）広報みはまの「もう一度考えてみよう！！公共下水道って何??」シリーズの第４回、１３回、１８回で、公共下水道と合併浄化槽の個人負担の比較が掲載されておりますが、合併浄化槽の個人負担分以外に負担しなければならないものはありますか。

通告書による質問は以上です。明確な回答を求めます。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、私のほうからただいまの横田全博議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

まず初めに、都市計画税についての御質問の１点目、２７年度の都市計画税はどんな事業に使うのかについてでございますが、当初予算に基づき御説明をいたしますと、総合公園グランド拡張事業のための交流拠点実施設計業務及び用地購入、遊歩道整備工事、污水適正処理構想を策定する美浜町効率的污水处理整備計画策定業務、開発の可能性を調査する奥田駅前東地区開発可能性調整業務、柿谷特定土地地区画整理事業への補助、その他公園事業の起債償還等に充当する予定をしております。

次に、御質問の２点目、現在の市街化区域で建築できない区域を見直す考えはないかについてでございますが、市街化区域は、都市計画法の定義として、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とされており、原則建築ができない区域はないものと考えております。しかし、市街化区域には、用途地域を定める必要があり、建築可能な建物の制限や土地利用の内容を規制しております。また、防火地域等補助的地域を定めて地域の特色に合わせた制限をかけております。これらの規制によって、良好な都市環境の市街地の形成を目指すものであります。

また、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域なども建築を一律禁止しているものではなく、建築物の構造規制等を行っているものでございます。

このことから、現時点におきましては見直しをする考えはございませんので、よろしくお願いいたします。

なお、平成３２年度に県内全ての市町村において、市街化区域等の総見直しが予定されており、本町の今後の土地利用の動向、計画によっては、一部編入、逆線引き等、見直しを検討する必要性が生じると考えております。

次に、御質問の３点目、今後の都市計画事業で予定・計画しているものは何かについてでございますが、まずは現在整備を進めている総合公園グランド拡張整備事業がございします。この事業は、平成３２年度の完成を予定しております。また、早期の整備が望まれ、本年度調査をしております奥田駅周辺の開発整備事業もございします。

なお、来年度から調査を予定し、事業実施に多額な財源が必要と予測される旧市街地再編成事業や社会情勢により未着手となっている土地地区画整理事業等を、実施時期は未定ではありますが、都市計画事業として進めたいと考えております。

次に、公共下水道事業導入可能性に関する検討結果についての御質問の１点目、この検討結果を出した意味は何かについてでございますが、公共下水道事業につきましては、これまで財政的な理由により、断念してきた経緯がございします。

このような中、平成２４年度に国が進めるコストキャップ型下水道に美浜町が選定され、国との共同研究により、財政状況を踏まえた新しい下水道整備や維持管理手法を検討するとともに、概算であります但経営シミュレーションを実施し、将来的にわたり、町の健全な財政を維持しながら下水道事業を実施することができるかどうか

どが研究されました。この成果を受け、平成26年度の業務では、公共下水道事業のさらなる実現可能性を調査・検討を進め、今回、8月の広報みはまにて御報告いたしました財政シミュレーションの結果を策定したものでございます。

次に、御質問の2点目、財政シミュレーション結果の平成26年のケースAとケースBの相違点は何か。また、具体的に何を調査した結果なのかについてでございますが、御報告した財政シミュレーションのケースAとケースBとの相違点は、ケースAをもとにケースBにおいて、建設工事費を対象に建設物価や労務単価の上昇を加味したものとっております。

先ほど、ケースAとケースBの関係につきましても江元議員のほうで若干触れさせていただきましたので、ちょっとその辺省かせていただきますが、もともとケースAにおいては、現状のその数字をそのまま使ったと。それから、ケースBにおいては、そういったいろんな今申し上げましたように、この建設物価や労務単価等のこういったものをそれに加えたものだということでございまして、下水道事業の実施のために起債することになります。この利子に過去の利子率を考慮し採用したものでございまして、財政シミュレーションを行っております。

以上のように、ケースBにつきましては、2点がケースAとの相違点となっております。

また、具体的に何を調査した結果なのかについてでございますが、下水道予定箇所の現地測量、処理場予定箇所の地質調査、それから地下埋設物等の調査を行うとともに、事業実施のための関係各所との調整を行い、より具体的で詳細な下水道計画の検討を行うことにより、より厳密な財政シミュレーションの試算を行っております。

次に、御質問の3点目、ケースAとケースB、町の年間最大負担額が生ずる期間はそれぞれ何年間かについてでございますが、平成26年度の財政シミュレーション結果によりますと、毎年の負担額は一律ではなく異なり、最大の負担額はそれぞれ1年間ずつとなっております。

次に、御質問の4点目、広報みはまに合併浄化槽の個人負担額が掲載されていますが、それ以外の個人負担はあるかについてでございますが、広報でお示ししているもののほか、電気代、機器修繕費及び老朽化による設備の更新などが必要となっております。

私のほうからは、以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

先ほど、町長の答弁の中で、平成と昭和を間違えた部分があると思いますが、訂正をお願いいたします。

それでは、再質問はありますか。

○4番（横田全博君）

ただいま回答がありました総合グラウンド拡張工事、それと奥田駅前地区、それから柿谷地区整備への補助、起債返還になる等々ございましたが、それに充当する金額はそれぞれどれぐらいでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

充当する都市計画税ということでございます。総額で約7,000万円ほどの都市計画税の充当を見込んでおります。内訳を御説明させていただきますと、総合グラウンドの拡張整備事業を初めとする5事業の総事業、約1億8,000万円から国庫補助金と今年度公園事業に対して予定しております起債額を控除した金額5,800万円に柿谷土地区画整理組合事業への補助金76万円、それと公園債への起債償還金約1,100万円を加えたものとなる予定でございます。

以上でございます。

○４番（横田全博君）

公園事業の起債残高というのは、今どのぐらいございますか。また、それが終わる年度はどのぐらいを想定されておりますでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

起債の残高でございます。これにつきましては、平成26年度末で約3,400万円ほどになります。先ほど御説明申しました起債のうち、今年度約1,000万円の償還を予定しておりますので、残り2,340万円ほどになろうかと思っております。ただし、この2,340万円の起債につきましては平成26年にお借りしたもので、据置3年後、15年間で償還することになりますので平成44年度に終了いたします。この償還は年200万円ほどの償還の返済金額になります。なお、今年度から、さらに公園事業として起債を予定しておりますので、その分の償還金が今後また増額すると見込まれております。

以上でございます。

○４番（横田全博君）

そうしますと、先ほどの同僚議員の質問の中でもございましたけれども、ほぼ都市計画税は丸々余るという言い方はあれですけども、そういう感じで多くのところに使えるという解釈でよろしゅうございますか。

○建設部長（斎藤 功君）

都市計画税の使用用途につきましては、先ほど町長も御答弁させていただきましたとおり、今後さまざまな、奥田東とかさまざまな事業を予定しております。そういった中でまだその金額、例えばその事業費等が確定していない段階でございますので、ちょっと今後の、今の段階ではちょっと都市計画税の充当見通しについてははっきり申し上げることはできませんので、よろしくお願いいたします。

○４番（横田全博君）

町長の目玉政策の一つであります都市開発ですけども、まだまだ計画段階で概要は定まっていないと思うんですけども、多大な経費がかかることが予想されるというような見通しが出ておりました。概算ですけども、どのぐらいの規模でやる予定をしておりますでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

市街地再編事業のことでよろしかったでしょうか。

これ、本当の概算でございますけれども、1ヘクタール当たり2億円ほどというふうにはお聞きしております。ただし、これも手法によって国庫補助も違いますので、どういった再開発事業を行うかによって変わってきます。

○４番（横田全博君）

御回答の中で、建物制限があるというような土地利用の内容を規制する箇所というのはどのような場所でしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

建物制限といいますと、今、本町は都市計画区域内、なおかつ市街化区域、市街化調整区域。市街化区域におきましては用途制限がございます。そういった中で、建物の制限というののもいろいろございまして、その用途に合った建物、これが市街化区域での制限になろうかと思います。

市街化区域だけでよろしかったでしょうか。

あと、例えば市街化区域の中であっても災害危険区域というのがございます。これは急傾斜地崩壊危険区域とか地すべり防止区域、こういった区域内でございまして建物の構造等の制限が出てきますので、よろしくお願いいたします。

○４番（横田全博君）

防火地域と補助的地域というものも同じように御説明されましたが、これはどういうことでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

今、防火地域というのは市街化区域の用途地域でいいますと、商業地域、近隣商業地域に限られております。なぜかと申しますと、こういった用途地域につきましては、店舗が多いということで火災の延焼を防ぐということで建物の構造に制限が出ると、そういった区域でございます。

○４番（横田全博君）

それぞれ規制がかかっておりますけれども、規制地域への減免措置というのはあるのでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

減免措置といいますと、税法上の減免措置……。減免措置が特にあるとは聞いておりませんが、固定資産税の評価額算定の中での参考にはなるというふうにお聞きしております。

○総務部長（本多孝行君）

固定資産の評価ということでございますので、私からちょっと補足といいますか。

議員がおっしゃるのには、平らな土地と傾斜地では1平米当たり同じ単価じゃおかしいという意味かと思えます。おっしゃるとおりでありまして、基本的には国のほうの統一的なある程度基準みたいなものがございしますが、平地に比べて崖地は何％にするとか、評価のほうで補正で落とすというふうでございします。ですので、全くゼロにはならないんですけれども、平地と同じような評価をするわけではないと、そういうふうに御理解いただきたいと思えます。

○４番（横田全博君）

平成32年に町内というよりも愛知県中全部で市街化区域の見直しをするということでございますけれども、見直しというのは何年ごとに行われるのでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

県下全域の総見直し、これは都市計画法の関係になっております。これにつきましては、おおむね10年をめぐりに総見直しというふうで行っております。

○４番（横田全博君）

その間の部分的な見直しなんかというのはしないんですか。

○建設部長（斎藤 功君）

先ほど申しました総見直しは10年でございます。また、当然その間にも、例えば土地区画整理事業、道路・河川のつけかえ等々で位置等が変わる場合がございます。そういった中で、そういった場合においては10年ごとではなく、それぞれ県と協議しながら見直しを随時行っておるものでございます。

○４番（横田全博君）

最初にも私、申し上げたんですけれども、見直しをするとき、現状をより正確に把握するために、地主の方、納税者の方に聞き取り調査とかアンケートなんかを行って、納税者の適正な判断も参考にして線引きをするような考え方はございませんか。

○建設部長（斎藤 功君）

今、例えば地権者の同意、そういった関係だと思います。今ですと市街化区域です、ただし今後、市街化調整区域に戻したいと、そういった手続の場合は地権者の同意が必要となる場合がございますので、地権者の方の意見をお伺いするという形になろうかと思います。

○４番（横田全博君）

町民の方の感覚として、昨今の土地価格の下落もあって、課税標準額が実勢よりも高く感じられるという方が多くいると聞いております。でも、納税者の皆さん、土地計画税は必要なものと理解しておりまして、払いたくないというようなことは聞いておりません。ただ、納得できるものについては税金を納めていただけたらと思いますけれども、そのために公平・公正な処置、税をかけるときの一番大原則でございますけれども、住民の立場に立った公としての判断を求めてまいりたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（森川元晴君）

答弁要りますか。

○４番（横田全博君）

結構です。

公共下水道のほうにまいります。

公共下水道の実現可能性を調査・研究するために、平成26年度に委託、調査業務を発注したと広報みはまの検討結果についての冒頭にありますが、どちらの機関に調査依頼をしたのでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

委託業者は日水コンという会社でございます。下水道のそういった専門の会社に委託をさせていただきました。

○４番（横田全博君）

平成24年度のコストキャップの下水道でございますけれども、費用が増額している主な要因の中で、消費税や詳細設計等を考慮してより厳密なシミュレーションを試算したと、26年度はそういうふうには書いてございますけれども、なぜ24年度のときは厳密なシミュレーションを行わなかったのか。もうそれは何か最初は、先ほどの町長の答弁にもございましたように、国との折衝ですとか、そういうのもあったというように若干触れて、御答弁されておりましたけれども、その辺がもう影響しているのでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

平成24年度のコストキャップの調査、これにつきましては本町と国と共同研究でございます。この調査につきましては、限られた予算や時間、現存する資料等を用いて実施しております。そういった中で、厳しい町財政の中であっても持続的な下水道経営が可能な新たな下水道の整備手法、維持管理手法等々を検討したものでございます。そういった中で、詳細な、例えば測量業務とかそういったことまでは行っておりませんので、あくまでも概算の積算、そういった中で町の負担額がどのぐらいになるかという試算を行った業務でございますので、お願いいたします。

○４番（横田全博君）

そうしますと、ぶっちゃけて言えば、机上でプランを練ったということでございますね。

それぞれ表の項目別のお尋ねに入りますけれども、平成24年と26年で維持管理費が43億600万円増加しておりますが、大きな理由は何でしょうか。また、どのようなものが含まれておりますでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

まず、平成24年度のコストキャップ下水道につきましては、工事期間11年と起債償還期間30年を合わせまして41年間で財政シミュレーションを試算しております。平成26年度に行いました調査・検討業務におきましては、工事期間11年、起債償還期間40年、合わせて51年間での試算をしております、試算期間が10年間、長い試算となっております。これにつきましては、起債の償還年数、平成27年度より国の制度が、起債の償還年数が30年から40年に延長されているためでございます。このため大きな要因といたしましては、この10年間の維持管理費等

が単純に増加しているところが大きく、その他の消費税、物価上昇分の費用が増額した要因と考えられます。

また、今回はどのようなものが含まれているかについて、管渠や処理場の維持、管理に係る費用や汚泥の処理費用も含まれておりますので、その部分も合わせて増額の要因となっております。

以上でございます。

○４番（横田全博君）

管渠の分も含めてですけれども、平成24年当時地下埋設物の移設等13億200万円計上しなかった理由というのは、わからなかったからですか。

○建設部長（斎藤 功君）

はい、わからないというか、おっしゃるとおりでございます。現況測量等行っておりませんので、地下埋設物がどこにあるかとか、そこまでの詳細の設計は行っておりませんでした。

○４番（横田全博君）

平成26年度の調査・検討のケースAとケースBについてですけれども、まずケースBではAに対してある程度のリスクを考慮した結果、建設費がAでは168億4,300万円に対してBでは183億3,200万円と14億8,900万円増加している、これは先ほどの御回答、また昨日の御回答の中にもございましたけれども、リスクとは、オリンピック等による建設費や労務費の上昇という説明もございましたが、そのほかは何かあるんですか。

○建設部長（斎藤 功君）

今、議員おっしゃったとおり、建設物価、起債償還率の増加、その辺を見込んでおります。

○４番（横田全博君）

次の起債利率についてですけれども、24年度が2.1%ですね。これの根拠は何なんでしょうか。また、2年後のAでは1.2%、それからBでは過去の利率を考慮してAに対して将来の上昇、金利の上昇リスクとして0.4%上乗せして1.6%としておると。その上昇の根拠は、0.4%上がった根拠は何でしょうか。過去という言葉を使われていますけれども、過去何年間を見たのか、また関係機関、銀行等の調査機関、そういうものの見通しを参考にしたのでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

まず、平成24年度のコストキャップの起債利率でございます。これにつきましては、平成22年に策定いたしました美浜町污水適正処理構想策定時の貸付利率を参考に設定しております。今回、ケースBで使用しております金利上昇のリスクを考慮した利率1.6%につきましては、直近過去3カ年程度の貸付金利の平均値及び40年償還における貸付利率の状況を考慮して設定させていただいております。

以上でございます。

○４番（横田全博君）

2.1%はわかりますけれども、そのもとになる1.2%というのは、そのときの26年のときの金利ですか。

○建設部長（斎藤 功君）

1.2%というのは、シミュレーションAの利率です。それで、コストキャップのときは2.1%で計算しておりますので、お願いいたします。

○４番（横田全博君）

今、御説明していただいたのは、24年の2.1%は平成22年の計画をつくったときの金利、それはそうですね。0.4%を上乗せすれば、3年間の利率を見て、また40年償還期間のものを見て、0.4%上乗せをしました。Aは1.2%ですけれども、1.2%は25年ないし26年のときの利率を参考にしているんですかと聞いておったんです。

○建設部長（斎藤 功君）

大変失礼いたしました。1.2%でございます。これにつきましては財務省の財政融資資金における貸付金利に関しまして、この26年度時点での利率が1.2%前後であることから、この利率を利用しております。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

横田君、あと10分でありますので。それと、指名してから質問してください。

○4番（横田全博君）

シミュレーションによりますと、受益者負担金はA、Bとも4億400万円となっておりますが、これは1戸当たりどのくらいの計算になりますか。

○建設部長（斎藤 功君）

今回の財政シミュレーションにおきましては、受益者負担金は平方メートルあたり80円で試算しております。1戸当たりの負担額につきましても、各それぞれの土地面積によって変わってまいりますので、広報等には敷地面積が約70坪ということで1万8,480円として、例として掲載してございます。

○4番（横田全博君）

合併浄化槽を推進していくというお話もございましたけれども、合併浄化槽を建設したときには、5人、7人、10人槽の差はありますけれども、町負担分を除き約50万円、約60万円近くなりますけれども、現在設置したい家では、昨日の横田貴次議員の質問でもありましたけれども、10年程度で設置しなければならないと。この理解でよろしゅうございますか。

○建設部長（斎藤 功君）

今回、国交省、環境省、農水省、この汚水処理の3省によりまして、10年概成を目指していくという目標が掲げられております。そういった中で合併処理浄化槽、10年概成ということですので、一人でも多くの方に設置していただくそういった手法を、今、本町のほうでいろいろ検討しておるところでございます。

○4番（横田全博君）

個人の維持管理費、合併浄化槽の場合、年額で5人槽ですと4万円、7人槽で5万円、10人槽で7万円ほどかかり、そのほかにも清掃代とかいろいろかかりますけれども、下水道では年額どのぐらいの負担だったんですか。

○建設部長（斎藤 功君）

合併処理浄化槽の場合、5人槽ではおよそ4万円、この辺の数値もたしか広報等で御紹介させていただいております。下水道につきましては、立米当たり150円として設定してございますので、1カ月に20立米使うということでございますと消費税も含めまして3万8,880円という金額で、広報のほうにもお知らせのほうをさせていただいております。

○4番（横田全博君）

合併浄化槽では、老朽化による設備の更新が必要という答弁がございましたけれども、大体、更新しなければいけないめどというのは何年ぐらいですか。

○建設部長（斎藤 功君）

これは今行っております都道府県の構想策定マニュアルのほうで提示されてございます。このマニュアルによりますと、おおむね32年程度というふうで設定されております。

○4番（横田全博君）

32年というと、もうこれずっと永久に、補助金は、たとえ100%になっても永久に補助金は出していかなきゃ

いけないという話になるわけですか。

○建設部長（斎藤 功君）

合併処理浄化槽、32年が耐用年数と仮定しますと、例えば33年に新たに合併処理浄化槽を設置するといった場合でも、現在の補助要綱でいきますと、同様の補助は出ると思います。

○4番（横田全博君）

時間もないですね、はい。

〔発言する者あり〕

○4番（横田全博君）

いいですか。

合併浄化槽を設置したいけれどもまとまった敷地がない場合の対応は、どのような対応を。昨日も町長のほうから何軒かのあれは御説明受けておりますけれども、改めてどういうものがありますでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

当然、敷地内での設置が基本となろうかと思います。ただ、どうしても敷地内での対応ができないといった場合には、例えば四、五軒集まった隣組同士での設置、そういったことも今後検討する必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○4番（横田全博君）

今、浄化槽のほかに小野浦、それから緑苑等々ありますね。柿谷も一部あるのかな。浄化槽というのか、汚水処理の方法が。ちょっとそれ、簡単でいいですから違いだけを。

○建設部長（斎藤 功君）

美浜緑苑につきましては、集中浄化方式という方法をとっております。浄化槽の大きなものでございます。それに対して、住民の方が使用料を支払ってみえるという形になります。農業集落排水、これは下水道とほぼ同じ形態と考えていただければ結構かと思います。今現在、立米当たり100円という使用料で、汚水処理、生活処理の排水処理をさせていただいております。

○4番（横田全博君）

先ほどの江元議員の質問の中で、それぞれに合った処理の仕方もありますねということがあったんですけども、やっぱり浄化槽なら浄化槽、町長は今のところ入れる気はないというような下水道、それぞれ、その場所場所に合った汚水処理の方法を考えていったほうがいいと思うんですよ。どちらにしても、あと10年で美浜町の汚水処理をどういうふうに対応していくかと、また考えていかなきゃいけないものですから、そのときの選択肢としては、まだまだ公共下水道もやっぱり残してもいいんじゃないかなと思うんですけども、どうですか、そのあたりは。

○町長（神谷信行君）

今、横田議員のほうが言われております、一つの考慮の中に下水道をまた含めてみたらどうだというようなお話かと思いますけれども、今の現状の中でどちらにしても、公共下水にしましても合併浄化槽にしましても、必ず耐用年数が来るわけです。その中で、今、仮に合併浄化槽を進めていって32年間の一応耐用年数が来ると、そうしますと今、私どもの町の中で先ほど財政的なものも説明させていただきましたように、現状この10年の中で公共下水を仮に進めたとしますと、もう後戻りができない状態になってまいります。そうしますと、今の町の財政を見ておると明らかに、先ほどもちょっと財政指数の話もありましたが、とてもそれに耐え得るだけの財政力がないということを考えていきますと、やはり今の段階では合併浄化槽で、これは10年概成というのはございま

すけれども、必ずしも、きのうの質問じゃありませんが絶対に10年間の間に95%なり100%の接続をしなくては
いけないというものではないわけです。

そうしますと、今やはり私どもの町の財政力の中で、その年その年の余裕的な面、財政的に何とか投資できる
面、そういったものを見ていって、これを一つずつ進めていくというほうが現実的なものだとは私は考えておりま
す。そして、仮に先ほどの32年の耐用年数が来た折には、当然このときの町の状況というのがどういった形に変
わっておるかわからんですね、まだ。もっと減少しておるかもしれん。それか、もっと町としては何とか財政を
賄えて潤う状態になってきておるかもしれない。そういったときには、皆さんのこういった耐用年数が来て、そ
ろそろ更新の時期だというときに、そしてまた国のほうのそういった制度が、制度というのはころころ変わっ
てきますので、現実的に、その制度が適合できる制度で町としても取り入れてもいいそういった制度であれば、そ
の皆さんのところの償却が来る時点で、それはもう一度考えていけばいいかなとは私は思っております。

そういうときに、そのときの町の財政が、そのときでもたとえ、これは見ておっても無理だなと思えば、やは
り今の継続のままの形を、将来の30年間のときにもうそういった形で進めていくしかありませんし、先ほど言い
ましたように、そのような財政力があれば、また現状的に動いていける状態であれば、そのときにまたそういう
方向性を考えていくしかないかなと。

これは、国としても必ず下水というか、汚水の処理というのはついて回りますので、10年になったらこれは知
りませんよということは国は絶対ありませんので、そういった中で、こういった部分を見ながら進めていったほ
うが、より現実的な、美浜町にとっても、また負担をされる方にとってもいいのかなと。そしてまた、うちのほ
うもそういった財政的な面を見ながら、先ほどそう言いましたように合併浄化槽のほうも今の補助率よりも、ま
たこれが仮に私もそう言ってきましたが、下水をやるよりもこれだけのもっと助成をふやして皆さんに普及をお
願いしたほうが、より現実的に財政もそれだけ大きな負担がかからないということであればそちらのほうでやは
り考えていくべきかなと、今現状思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（森川元晴君）

横田君、時間となりました。

以上をもって、横田全博君の質問を終わります。横田全博君は自席に戻ってください。

〔4 番 横田全博君 降席〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、9月5日から9月7日までの3日間を休会したいと思います。これに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、9月5日から9月7日までの3日間を休会することに決しました。

来る9月8日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午後3時18分 散会〕

平成27年 9 月 8 日（火曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

平成27年 9 月 8 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開 議

◎ 議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 同意第 5 号 美浜町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 議案第 33 号 美浜町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 34 号 美浜町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 35 号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 36 号 美浜町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 37 号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 38 号 町道路線の廃止について
- 日程第 8 議案第 39 号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 40 号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 41 号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 42 号 平成27年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 認定第 1 号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成26年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 13 発議第 10 号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について
- 日程第 14 発議第 11 号 国民的合意のないままの状態で安全保障体制の見直しを強行しないよう求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番	横 田 貴 次 君	2 番	荒 井 勝 彦 君
3 番	大 岩 靖 君	4 番	横 田 全 博 君
5 番	大 崎 卓 夫 君	6 番	丸 田 博 雅 君
7 番	山 本 辰 見 君	8 番	鈴 木 美代子 君
9 番	野 田 増 男 君	10 番	森 川 元 晴 君
11 番	中 川 博 夫 君	12 番	石 田 秀 夫 君
13 番	杉 浦 剛 君	14 番	江 元 梅 彦 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２６名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	本 多 孝 行 君
企 画 部 長	永 田 哲 弥 君	厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君
経 済 環 境 部 長	齋 藤 博 君	建 設 部 長	齋 藤 功 君
教 育 部 長	牧 守 君	総 務 課 長	沼 田 治 義 君
防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君	税 務 課 長	廣 澤 辰 雄 君
企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君	秘 書 広 報 課 長	谷 川 徳 寿 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君	福 祉 課 長	西 田 林 治 君
子 育 て 支 援 課 長	山 下 幸 子 君	健 康 推 進 課 長	坂 本 順 一 君
農 業 水 産 課 長	天 木 孝 利 君	商 工 観 光 課 長	竹 内 康 雄 君
環 境 保 全 課 長	岩 本 健 市 君	土 木 課 長	鈴 木 学 君
都 市 計 画 課 長	石 川 喜 次 君	水 道 課 業 務 係 長	中 川 徹 君
生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君	学 校 給 食 センター所長	森 川 幸 二 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議 会 事 務 局 長	岩 本 修 自 君	主 幹 兼 議 会 係 長	夏 目 明 房 君
-------------	-----------	---------------	-----------

〔午前９時００分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

６日、日曜日、嵐の中での消防操法大会、御苦労さまであります。正直言いますと、大会の結果よりも、あのような悪天候の中で競技されました団員諸君の雄姿には感動すらいたし、頼もしく感じた次第であります。本当にお疲れさまでした。

またその日は、千葉や埼玉、関東地方で、竜巻なのか突風なのかわかりませんが、大きな被害、けが人が出ました。本当にここ最近の天候はわかりません。また、台風１７号、１８号はあすには接近するとの予報が出されていますので、早目の対策をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

水道課長の鈴木晴雄君より、病気療養のため、本日の会議を欠席させていただくとの連絡がありました。

なお、鈴木水道課長の代理として、水道課業務係長の中川徹君が説明員として出席しています。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から諸般の報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長、発言してください。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

議会に先立ちまして、諸般の報告のほうさせていただきます。

また、先ほど議長のほうからもお話ございましたように、6日の日曜日の第49回美浜町操法大会におきましては、本当に天候の悪い中を最後まで議員の皆様方には応援をしていただき、ありがとうございました。ああいった天候の中ではございますが、要員の皆様方も、団員の皆様方も、そうした中で一生懸命頑張っていたいただき、美浜町をこれからも支えていただけるそういった一つの力となっていたいただけるかなと思っております。皆様方には、本当に悪天候の中を席を外すことなく最後までごらんをいただき、本当にありがとうございました。この場をもちましてお礼を申し上げさせていただきます。

それと昨日ですが、高齢者慰問、美浜町として行わせていただきました。私どもと、それから社会福祉協議会のほうの理事長さん初め理事の皆様方と、それぞれ分かれまして高齢者慰問のほう行わせていただきました。今回につきましては、90歳の方が100人ということでお聞きしておりまして、それから99歳以上の方を、99歳が20名、それから100歳以上の方が13名ということで、一応、美浜町のほうの登録では最高齢が105歳ということだそうでした、この関係で昨日は、私は99歳以上の方を中心に回らせていただきました。

ビラ・オレンジのほうでも、19名の方が席にこうして並んでいただいております。皆様方にねぎらいの言葉をかけさせていただきながら、一つの敬老会という形で私も出させていただきます。訪問させていただきました。あとの方たちにつきましては、各家庭を訪問させていただき、本当に皆様方、しっかりと自分のお足で歩き、そしてトイレだとかそういったことも自分でしっかりとやられるということで、中にはデイサービスのほうへ出向いてみえる方もおりまして、本当にこの激動の、戦争の時代を生き抜いてこられた方たちだなどいうように、本当にたくましく感じました。また、その方たちが本当にこれからも末永く、一日でも健康で、そして御自分の力で歩いて生活されることを心から願っております。そういった形で、きのうは皆様方のほう、御訪問させていただき、ねぎらいの言葉をかけさせていただきながらお祝いをさせていただきましたので、ちょっとこの場をおかりしまして御報告させていただきます。

以上です。

それでは、諸般の報告を2件申し上げますので、よろしくお願いいたします。

最初に、本町在住の方が運転する軽自動車町道を走行中、消防団が操法訓練のため使用中であった消火栓の開閉用ハンドルに接触しフロントバンパーが破損する事故が、去る8月19日に発生をしました。この事故について協議が調いましたので、専決処分事項の報告を行うものでございます。

次に、法人町民税の予定納税のありました町内事業所から確定申告の提出があり、税を還付する必要が生じたので、町税過誤納還付金の増額に伴う平成27年度美浜町一般会計補正予算をお願いするものでございます。

両議案とも、来る9月本会議最終日に追加上程をいたしますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

諸般の報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

それでは、日程に入ります。

○議長（森川元晴君）

日程第1、同意第5号、美浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第5号、美浜町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は同意することに決しました。

日程第2 議案第33号 美浜町行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第2、議案第33号、美浜町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第3 議案第34号 美浜町情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第3、議案第34号、美浜町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第35号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第4、議案第35号、美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第36号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第5、議案第36号、美浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第37号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第6、議案第37号、美浜町観光施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第38号 町道路線の廃止について

○議長（森川元晴君）

日程第7、議案第38号、町道路線の廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第39号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第 8、議案第39号、美浜町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 9 議案第40号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（森川元晴君）

日程第 9、議案第40号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第10 議案第41号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（森川元晴君）

日程第10、議案第41号、平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第42号 平成27年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（森川元晴君）

日程第11、議案第42号、平成27年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第12 認定第 1 号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第 7 号 平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで 7 件一括

○議長（森川元晴君）

日程第12、認定第 1 号、平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第 7 号、平成26年度美

浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上7件を一括議題とし、順次議事を進めます。

質疑の回数は、会議規則第54条の規定により、議長の宣告した事項について1人3回までとします。

議長から事前をお願いいたします。

この議案は決算審査でありますので、26年度予算が適正に執行されているかどうかを審議するのが主眼ですので、一般質問にならないように注意をしてください。

なお、議会会議規則第53条に、「議員は質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない」また、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定されています。議員各位においては、この点をよく留意されて、議長から指摘や注意を受けないよう質疑をしてください。

最初に、認定第1号、平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、本件の質疑は、歳入を一括で行った後、歳出は1款から4款まで、5款から8款まで、9款から14款までの3つの区分に分けて行います。

初めに、歳入について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本君。

○7番（山本辰見君）

それでは、最初に歳入、歳出のほうは後で結構ですけれども、歳入についての消費税の影響額について御説明願いたいと思います。資料をつくっていただきましたので、見ながら説明いただけると助かります。

それから、その次の滞納整理機構は歳入になりますか、歳出になりますか。どうなりますでしょうか。回収のほうですから、歳出のほうでちょっとお願いしたいと思います。済みません。

それから、資料として4番のほうに、不納欠損の状況の資料も5年度分の資料を提起していただきましたので、これの全体の数字を読み上げるのではなくて、特徴的なことを説明いただきたいと思います。

とりあえず、その2点をお願いしたいと思います。

○総務課長（沼田治義君）

まず、議員御指摘の歳入歳出に関して、各会計での消費税の影響額についてということで、お手元のほうに議長さんのほうから資料請求がございましたので、それに御回答申し上げますので、詳細についてはそちらのほうをごらんいただきたいと思います。

平成26年度の一般会計の消費税額は、消費税率の引き上げの影響もございまして、本年度は1億2,191万円ほどでございます。特別会計も合わせますと総額で1億3,404万円ほどを見込んでおります。詳細については資料のとおりでございますので、よろしくお願いをします。

以上でございます。

○税務課長（廣澤辰雄君）

それでは、不納欠損と収入未済額につきまして御説明させていただきます。

まず、個人町民税の収入未済額につきましては、5年連続で減少しております。前年度決算比12.6%減、451万6,000円を圧縮しております。これは資料で提出させていただいたものに、現年度の未済額を含んでおりますので、よろしくお願いします。

次に、法人町民税でございますが、収入未済額は平成22年度から減少傾向にありましたが、25年度、26年度は増加となっております。前年度決算比では4%増でございますが、件数、金額ともに少ない中での比較でございますので、数社で大きく率は変動する形となります。不納欠損におきましては、26年度に5社、20万3,000円を処分させていただきました。前年度比17万8,000円増となっております。

固定資産税の収入未済額につきましては、6年連続で減少しております。前年度決算比16.8%減、1,114万円を圧縮しております。不納欠損では、26年度に42名、1,131万4,000円を処分させていただきました。前年度比で

は313万1,000円の減となります。

都市計画税の収入未済額につきましては、8年連続で減少しております。前年度決算比17.5%減、167万6,000円を圧縮しております。不納欠損では、26年度に42名、166万7,000円を処分させていただきました。前年度比41万8,000円減となりました。

以上でございます。

○7番（山本辰見君）

同じところで、先ほど消費税の説明がありましたが、5%から8%に上がった影響額ということですが、全体で見ますと、25年、26年だけの比較ですが、それよりもまだ何かふえているような気がします。一つ一つのことでは事業の中にもあるかもしれませんが、例えば特別会計なんかでも、2,240万円が680万円とかいう形で、単純に比率だけじゃないような気がするので、その辺ももう少し説明願いたいと思います。

もう一点、滞納の不納欠損、この滞納者数、法人税はちょっと除きまして、個人町民税も、それから固定資産税、都市計画税、同じように下から古い年代なわけですが、件数も金額も含めて、件数がどんどん減っている。決して町民の状況としては、経済状況はよくなっていないのがすごく感じるわけですが、それでも結構なことだと思うんですが、この減っていることの評価というか、どういうふうな形で減ってきているのか御説明願いたいと思います。

○総務課長（沼田治義君）

消費税の関係でございますが、議員御指摘のとおり、消費税率の引き上げ、いわゆる平成26年4月から5%が8%に引き上げられたということで、消費税の額が前年度の決算に比べ、大幅に上がっている状況でございます。そのほかに何か要因があるかという御質問でございますが、特別会計、特に集落排水特別会計につきましては、大きな工事をやっておりますので、前年度52万3,000円の消費税額でございましたが、これが334万円という大きな数字になっております。これにつきましては一時的なものでございますので、増額の一つの要因というふうに考えております。

それから、控除分につきましては、さまざまな、資料の一番下のところにも書いてありますが、役務費だとか、委託料だとか、使用料だとか、財産購入費等々、これにつきましては消費税のほうはかかっておりませんので、控除されていますので、その辺も含めまして本年度につきましては、そういった状況であるということでございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○税務課長（廣澤辰雄君）

滞納者数の減少をどう捉えるかということでございますが、滞納者が減少するという事で、同じようなことで徴収率が上昇しております。徴収率が上がることによりまして、町政の福祉施策、インフラ整備等々の整備を促進していくことに非常に重要なものであります。担当としても、今後、精いっぱい努力してまいります。滞納者の減少につきましては、23年度以降、滞納整理機構とともに滞納者の減少とともに努めてきた成果だと思っております。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに。鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

26年度は、歳入を見ると町税が大きく減少しているんですが、安倍政権になって、アベノミクスだ、何

だかんだと言っているんですけども、結局不景気が続いているんです、長年。今後はどういうふうに動いていくか予想していますか。

○税務課長（廣澤辰雄君）

町税の今後の見通しということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（廣澤辰雄君）

27年度の町税につきましては、7月末の調定額を、前年度、26年度の7月末と比較しますと、ほぼ同額で推移しております。最終的には法人町民税の歳入状況によるものと見ております。来年度以降におきましては、人口減少、地価下落、これらがともに続く中で厳しい状況ではありますが、景気も緩やかに回復していると言われております。そのようなことから、横ばいでの推移を期待しているところでございます。

しかしながら、本町におきましては、議員も御存じのように、法人町民税はここ数年、1億円を超える額で乱高下しております。そのような不安定なものでございますので、読み切れないところがございますので、よろしくお願いいたします。

○8番（鈴木美代子君）

今、緩やかに向上している、よくなっているような答弁をされましたけれども、その根拠は何ですか。

それと、3回しか立てないから、もう一つ。

37ページです。補助金のところで新規就農総合支援事業補助金の1,537万5,000円と出ていますが、これは説明もあったと思うんですけども、農地の問題を解決するために、独立自営就農者に対して、就農リスクを負っている新規就農時経営を支援しているという話ですけども、7経営団体で9人と。この方たちに補助金が行っていると思うんですけども、具体的な成果というのか、具体的にどういうふうに使われたかということをお聞きしたいと思います。

○税務課長（廣澤辰雄君）

緩やかに回復しているという根拠でございますが、新聞、マスコミ等の報道を受けて御説明させていただきました。よろしくをお願いします。

○農業水産課長（天木孝利君）

鈴木議員の、新規就農者に対する補助金が具体的にどのように役に立ったかというような御質問でよかったでしょうか。

当然、この方々、農業に新たに従事された方、5年以内というものの縛りがございますので、農業を始めた最初のころは、当然、収入、所得ございませんので、その方たちに何とか農地を守っていただくという意味合いから、それからあと耕作放棄地がふえておる現状においてのそういった活用をしていただくという面において、国のほうとしては、青年農業者に対する給付金ということで応援をしようということでございまして、あくまでもその人たちがなりわいとしてやっていくための準備期間の間、5年間で所得補助をするような格好の給付金制度であるというふうに御理解いただければと思っております。

以上です。

○8番（鈴木美代子君）

このお金、所得補償にしては少ないようにも思うし、本当にそういう新規の就農者に対して役立っているのかなと心配をしますが、これ以上はもらえないと。幾らそういう手だて、何かそういう制度を探してももらえないということですか。

○農業水産課長（天木孝利君）

この新規就農の給付金については、限度額がこの金額ということでございまして、ただ、ほかにもさまざまな助成制度がございます。例えば、トラクター購入ですとか、新たに耕作放棄地を開墾するだとか、そういった場合にさまざまな補助金の特典ございますので、そういったものも活用を含めまして、皆様やっただいております。現実問題としまして、昨年で給付が終わりました夫婦の方につきましては、もうキュウリ農家として立派に自立しておりますし、ほかの方につきましても、また野菜作りや何かで十分に活躍していただいておりますので、ございますし、十分な効果はあるというふうにあるというふうに感じておりますので、よろしくお願いします。

○7番（山本辰見君）

資料請求として、実は滞納者数のところにまた戻りますけれども、所得階層別の分析をしていく必要がありますかということでしたけれども、御回答というか、資料では特に整理していないのということですのでけれども、私たちが素人ながら、所得の中でやっぱり一定の傾向があるんじゃないかなと思いますけれども、その分析をする必要あると思いますけれども、今の段階で資料としては出てきませんが、どのような評価をしていますでしょうか、所得の方々との兼ね合いでいきますと。

○税務課長（廣澤辰雄君）

所得階層による傾向を調査する、把握する必要があるのではないかとということでよろしいでしょうか。

滞納者の実情につきましては、所得のみでなく、家族のかかわり、預貯金の有無、納税意識などによって変わってきます。個々の所得状況の確認は当然必要であります、納税相談をする中で、個別に生活の実態、資力等、確認させていただいた中で御相談に乗っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

ほかに。よろしいでしょうか。

次に、歳出の1款から4款までについて、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

総務からいきます。

61ページの委託料ですけれども、71万2,800円ということですが、この保守点検はどういう形でやっているのでしょうか。私は自分の足が少し悪いからエレベーターをよく使うんですけれども、26年のこの春ごろから、議場へ行くエレベーターが、3階に行くエレベーターが、3階を押して、閉じるを押すんですけれども、必ず2回ぐらいあくんです。もう一回あくんです。やっとおいているとやっとなまるんですけれども、どういうふうな形で点検をしているのかお聞きしたいと思います。

それから、63ページの工事請負費の庁舎照明施設LED化の工事ですけれども、約700万円ほど使っているわけですけれども、これは全部終わりましたか。まだこれからもあるのでしょうか。LEDは確かに値段が高いんですけれども、長持ちするということで反対じゃありません。LED化をどんどん進めてほしいと思っているんですけれども、その辺はどうでしょうか。

それから、負担金のところで65ページ、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の負担金、少し3,000円で額は少数だからいいという問題じゃないと思うんです。リニアというのは、私たちが乗るようなものでなくてなかなか市民権を得ていない乗り物だと思うんです。それから電気代が普通の新幹線の3倍とも言われています。その辺で、なぜ、私たちは毎年反対をしているんですけれども、リニアについて負担金を計上してあるのかお聞きしたいと思います。

それから、美浜町まちおこし実行委員会負担金が39万円計上されているんですけれども、このまちおこして、

私もすごい興味あるものですから、この負担金の成果を述べてください。もし、議案説明の中でもう説明されていて私が聞き逃しているのだったら申しわけないと思っています。

それから、地域協働事業の558万2,589円。これもどんなものか、もう一回説明してください。

それから、67ページの交付金で、花火大会の応援対策事業交付金ですが、花火大会の応援対策事業としては、花火は河和でもやっている、野間でもやっている、小野浦でもやっていますが、どこの花火の話なんでしょうか。

それから、主要施策の28ページを見てください。ヒロシマ・ナガサキ原爆写真展が載っています。確かに私たちも長年要望して、これが実現されたことは大変うれしく思っていますし、評価をしています。私は住民から、何人からも聞きました。これが8月15日までなんです。なぜ8月いっぱいできないのか、やれなかったのか、その理由を、こうだからできなかったと。努力はしたんでしょうか。

それから、73ページの安全で住みよいまちづくり推進協議会、この協議会の成果を、何がどうなったかお聞かせ願いたいと思います。

それから、財政調整基金積立金を1億1,155万9,693円ですけれども、この財政調整基金の積み立てについては、これは決まりがあってこれだけ積み立てたのか、美浜町の財政に余裕があってこれだけ積み立てたのか、その辺お伺いしたいと思います。

都市計画事業基金の積立金は、都市計画税を使って残った額を基金に積み立てるという話が何年前前にあって、これは都市計画税を積み立てたお金でしょうか。余ったお金がこれだけ1億1,414万4,604円で、26年度中に都市計画税を減税する、そういった考えは一度も取り組みはされなかったんでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから、77ページの町税過誤納還付金、町税過誤納還付加算金とありますが、随分、額もたくさんだと思いますけれども、この辺は町内の企業の1社なんでしょうか。

それから、89ページの経済センサス調査区管理事業というのは、この事業はこのお金を使って何がわかったんでしょうか。

ここで一遍切ります。お願いします。

○総務課長（沼田治義君）

私ども総務課のほうから2点御説明をさせていただきます。

まず、1点目の総務費委託料の中のエレベーター保守点検業務委託料でございますが、これは議員御指摘のとおりでございます。庁舎内のエレベーターが正常かつ良好な運転状態にあるかどうかを監視しておる委託料でございます。今の御指摘の2回押さないと扉が開かないというのは、ちょっと私ども点検業者からは。

〔「閉まらない」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（沼田治義君）

2回ボタンを押さないとエレベーターのドアが閉まらないというのは、ちょっと点検業者のほうからも聞いておりませんが、音声にふぐあいがあったと。いわゆる扉が閉まりますとか、扉があきますという音声にふぐあいがある、それを直したというのはございますが、今の2回ボタンを押さないと扉があかないというのは、ちょっと承知しておりませんので、点検業者に今の御指摘のところにつきましては確認をさせていただきまして、使用される町民に迷惑がかからないように適切に対応していきたいと思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、総務費、工事請負費のうちの庁舎照明施設LED化工事でございますが、庁舎のLED化が全部済んだのかという御質問でございます。

基本的には、毎日使用する庁舎の1階、2階の事務室並びに廊下等は全てLED化に切りかえをいたしました。

ただし3階の議場を初め、大小の会議室につきましては、毎日使用はされておられませんので、現在のところは取りかえを行っておりません。しかしながら、LED化によって電気代のほうがかなり節約できますので、今後、施設についても逐次、年次計画的に進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○企画政策課長（磯貝尚美君）

議員の御質問にお答えしたいと思います。

リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の負担金3,000円の件でございます。

こちらにつきましては、リニアの中央新幹線の建設のほうにおきまして、東京、名古屋間が2027年に開幕いたしまして、あと名古屋、大阪間が2045年に開業するというところで、そちらを目指すというもとに、本町の商工会とか、農協とか、観光協会も賛助会員となっております。それと早期建設に向けて、観光だけではなくて、それを基盤にして地元の道路の調整ですとか、地元に戻元していただけるように交通網を整えたりとかということで、県下一丸となってそちらのほう応援しているうちの美浜町も一つに入っているということで、分担金等決められているものでございますので、皆さんと一体になって進めていくという視点から、こちらのほうに入らせていただいているところでございます。

一応、愛知県のほうといたしましては120万円、それから名古屋市のほうでは、やはり首都圏ということもありまして60万円、それから市で6,000円、それから町村3,000円というふうな割り当ての負担金になっています。一体的に町だけ抜けることなく動いていきたいということで、加入させていただいているというふうに御理解いただけたらいいかと思います。

次に、2点目、美浜町まちおこし実行委員会負担金の成果39万円についてでございます。

この美浜町のまちおこしの実行委員会と申しますと、24年度に行いました婚活事業、この実行委員自体の本来の目的が、農漁業及び商工観光の活性化事業に関するものと、それから少子化に役立つように婚活支援に関すること、この2点に重きを置いて事業をしているものでございます。こちらの中で実行委員会を組織いたしまして、美浜町と知多農業協同組合、野間漁協組合、美浜町商工会、それから事務局がこの人だと思われる方に一緒に入らせていただきまして、実行委員会とともに事業を進めているものでございます。

26年度につきましては、婚活事業3回行っております。それを実行したお金のほうがほとんど39万円ということで、それぞれの回数、テーマに基づいて事業を展開しているわけですが、その主に需用費ですとか、運営にかかる費用といたしまして39万円を使っております。

結果といたしましては、先日も申し上げましたが、今のところ成婚数が6組できたよということと、お子様が4人恵まれたということと、現在交際中のカップルが19組ありますというようなところが、今のところの実績でございます。

これにつきまして、今後の方向性なんですけど、主に婚活事業において、特に取り立てて今のところいろいろやってまいりましたけれども、今後につきましては、この婚活事業の協議を今まで各回重ねて何度もやってまいりました。そのときに、1回ずついろんな団体の方々と、町の課題ですとか、なぜうまくいかないかというような反省とかということも含めまして、いろいろと協議を重ねて、町の方向性とか課題のほうもしっかり検討できたというのが、一つの結果かなというふうに思います。その中の一部の関係がしっかりとれた方に、またまち・ひと・しごと総合戦略についても一緒にお諮りいただくというような形で、そういった連携のシステムがうまくできたということで、こちらのほうは評価をしております。

それから、花火大会の交付金でございます。

こちらにつきましては、平成26年におきまして、地域のコミュニティーのほうで、たくさん人が集まって、皆さんが喜んでいただけるということで、河和につきましては、盆踊りと一緒に随分前からやっているということだったんですが、野間地区も当初商工会がやっていたところに、区会ほうも参入いたしまして、区を挙げて、野間周辺の地域の方と大勢のコミュニティーで活発にやっているということで、現在のところ河和地区と野間地区に50万円ずつの花火の応援補助金を出しているということで、合わせて100万円になっているということでございます。これにつきましては、3カ年を限度にするというふうに一応要綱で取り決めがしてありますので、26、27、来年度28年で終了する予定で今のところ考えております。

それから、主要施策25ページのヒロシマ・ナガサキ原爆写真展についてでございます。

こちらを、昨年、なぜ一月やらなかったのかということだったんですけれども、これにつきましては、ちょうど場所のほうで、生涯学習のほうのギャラリーを利用させていただいています。ギャラリーにつきましては、この期間がちょうど夏休みということもありまして、お子さんたちが夏休みの宿題とか、いろんな展示会のほうをやるということで、あそこの会場を確保するのがなかなか難しく、もう次から次へと予約が入っていたということと、そちらのほうも恒例になっていましたので、親子でギャラリーのほうで子どもさんの作品を見に来るといような事態もありまして、とりあえず終戦記念日の15日までということのを例年やっていたものですから、それで昨年は15日ということで終わっております。

ただ、今年度につきまして、ちょっとことしになるんですが、ポスターのほうも今年度の予算で購入をさせていただきまして、ギャラリーに限らず、期間も長く、こちらの本庁のほうでもできるということで、議員さんからも御指摘いただきましたので、今年度につきましては、美浜町の役場の玄関前で8月いっぱいまで展示させていただいていますので、来年度以降は、そのようにできるだけ、その期間には皆さんに見ていただけるように努力していきたいというふうに思っております。

地域協働事業でございます。

こちらのほうは、まちづくりのほうといたしまして、役場だけではできないことを地域の組織の皆さん方と協働していくという事業でございます。

主なものを申し上げます。役務費といいまして、町民活動補償制度保険料というものがございまして、これが126万6,360円というふうで役務費でなっております。こちらは協働事業といたしまして、町が実施する事業に参画してくださるボランティアの方、それから区会の方、そして社会活動ですとか社会奉仕活動の方に対して、何か起きた場合ということで保険金かけているものでございます。毎年2件、3件と事故がありまして、こちらのほうで対応しているものでございます。

それから、19節の負担金、こちらのほうでございますけれども、こちらのコミュニティー事業の補助金が94万2,900円というふうで上げられております。こちらのほうですけれども、昨年度は各行政区に対しまして、コミュニティー事業補助金といいまして、事業をするに当たりまして、例えば建物の修繕ですとか、そういったところで町のほうから補助金を出していくというふうな要綱に基づいて実施しているものでございます。

昨年度につきましては、区長会のほうで各行政区を回っておりまして、そちらの中で特に御要望の高かったものを優先度として上位に上げ、北方コミュニティーセンターのトイレの改修です。和式から洋式にかえたものが69万8,775円、それから切山区のほうの千歳の家屋根のほうが大分傷んでしまして、雨漏りもひどいということだったものですから、そちらの補修工事といたしまして24万4,125円、合わせて94万2,900円を執行したものでございます。

それから、まちづくりエンジョイプランの交付金、こちらのほうは223万9,339円となっておりますが、こちら

のほうは、第5次総合計画の策定時点で、今までまちづくりの団体に補助金を行っていたものでございますけれども、それよりも区のほうに縛られてしまわず、自分たちで仲間を集めてやりたいことをやりたいというような意見もあったということから、昨年度から始めた事業でございます。こちらにつきましては、上限30万円を限度といたしまして、こちらのほうでこんなテーマをぜひやっていただきたいという行政側の4事業のテーマと、それから御自分たちがアイデアを持ってこれをぜひやりたんだという9団体、合わせて13団体の応募を受けまして、それぞれの事業に審査員で、ある意味、審査をさせていただきまして、補助金をつけさせていただいたものでございます。こちらにつきましては、当初の予算よりも対応できず、中のほうがとても皆さんの素晴らしいアイデアを出していただいたということで補正を組ませていただきまして、最終223万9,339円ということでございます。

あと花火の大会で、先ほど申し上げました100万円という事業で、大方そちらのほうの事業で協働事業として執行していた次第です。

以上でございます。

○防災安全課長（石濱克彦君）

安全で住みよいまちづくり推進協議会についてでございますが、安全で住みよいまちづくり条例に基づき、推進協議会、防犯意識の高揚及び啓発、町民の自主的防犯活動の推進、長期における犯罪防止に配慮した環境整備、関係行政機関及び関係団体との連携及び情報交換、その他条例の目的を達成するために必要な事項に関することについて努めておりますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（沼田治義君）

私のほうから、財政調整基金積立金並びに都市計画事業基金積立金について御説明をいたします。

まず、財政調整基金積立金につきましては、議員御指摘のとおり、地方財政法という法律がございまして、こちらの規定に基づきまして、前年度の決算の余剰金につきましては、2分の1以上を基金もしくは町の借金に充てるというのが規定でございますので、その法律に基づいて実施をさせていただくというのが現状でございます。本年度の実績につきましては、財政調整基金におきましては1億1,155万9,693円ございまして、昨年度に比べますと4,350万円、28.1%の減となりました。この減の理由でございますが、町税等の歳入が落ち込んだことが原因になっております。

続きまして、都市計画事業基金積立金でございますが、こちらにつきましても議員御指摘のとおりでございます。都市計画税は目的税でございます。納めていただいた都市計画税につきましては、都市計画事業に充てております。その差額を、昨年9月の議会で積み立ていたしました金額が1億1,413万4,000円ございまして、これに利子がつきましてこれが1万604円でございますが、これを合わせまして1億1,414万4,604円を積み立てさせていただいたものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○税務課長（廣澤辰雄君）

町税過誤納還付金と過誤納加算金の内訳につきまして御説明させていただきます。

修正申告などによりまして、過誤納金の還付金、加算金が発生した場合にお返しするもので、26年度につきましては、住民税36件、法人税が21件、固定資産税1件、軽自動車税1件について還付させていただきました。26年度の還付加算金につきましては、前年度の26万円から130万円と大幅に増加となっておりますが、要因につきましては、昨年の行政報告会の中で御説明をさせていただきました還付加算金の未払金をお支払いしたものでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（磯貝尚美君）

経済センサスで何がわかるかという御質問をちょっと申しおくれになってしまいまして申しわけございませんでした。

経済センサスの管理区の費用というふうに9,000円弱なっていると思いますが、こちらにつきましては、実は3本立てになっている事業でございます。管理区のものと、それから経済センサスの基礎調査と活動調査というふうになっておりまして、メインなものが基礎調査と活動調査ということで、そちらをして統計調査というふうになっております。今回の管理区といいますのは、活動調査をするに当たって、基本的に現在までの統計の管理区ですね。管理している区内でこことここをやっていけばいいというものを、加除したり、追加したり、修正したりというような費用なものですから、地図を使って内情を調べて管理をしていくという部分で、金額のほうは9,000円弱になっておりますが、それから本格的に基礎調査と活動調査になっているものでございます。

何がわかるかということなのですが、こちらの調査をすることによりまして、日本全体の産業構造ですとか、どういった企業だとか自営業だとかそういったものが従業員がどのくらいいて、どのような生産高を上げているかだとか、そういった経済の動向がわかるものでございます。例えば国内総生産ですとか、それから地方消費税を都道府県や市町村に交付する際にそういったものを基準に利用したりですとか、それから地域の産業振興や商店街の活性化のために、例えばこの地区はこういった事業について去年よりも随分ひずんで落ちてしまっているからこの部分を持ち上げていくように何かしたほうがいいんじゃないかですとか、そういった指標に見ていくというようなことでございます。そういった統計の基礎資料となるということで、統計法に基づいて決められているものでございます。

以上です。

○8番（鈴木美代子君）

都市計画税が余って都市計画税の積立金にしたのは、基金に積み立てたのはわかっているんですが、先ほど言いましたように余りが出てくる、これだけ。1億1,400万円ですかね。余りを積み立てて大分なるものですから、都市計画税の減税を26年度は検討しなかったのか、検討したか、その辺だけでもう一回お聞かせください。

○都市計画課長（石川喜次君）

都市計画税の減税の検討のことになろうかと思いますけれども、一般質問の中でもお答えさせていただいておりますけれども、今年度から公園事業が始まります。また、続きましては奥田の駅前整備事業、また市街地再編成整備等々、いろんな事業をこれから行っていく予定をしておりますので、今回1,140万円ほど基金に積み立てしておりますけれども、減税の検討はしておりません。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。山本君。

○7番（山本辰見君）

では、私のほうから3点ほどお願いしたいと思います。

一つは、1款2項1目、79ページになりますけれども、知多地域滞納整理機構に委託した件数、金額、回収状況。資料としてナンバー2の2ページ目のところに資料いただきました。

率直に言って、本来ですと、23、24、25年、3年間で終わるべき計画だったと思うんですけれども、引き続き参加したいということでしたけれども、やはり徴収率も高まっていますけれども、率直に言って私は、現在の徴収の町の職員の努力、先ほども歳入のほうで話をしましたけれども、頑張って本当に成果を上げていると思うん

ですから、ここの評価というよりも、ぜひ、ここら外れてもう思い切って町だけでやったらどうだというのが率直の背景にありますけれども、この数値的な評価をちょっと説明をお願いしたいと思います。

もう一点は、主要施策の53ページに都市計画税の賦課状況というのがありまして、もちろんその前に、固定資産税のところがあるわけですが、ちょっとここは数字が細か過ぎて分析しかねます。都市計画税のところで見ると、農地と宅地を比べたときに、農地が宅地の7割ぐらいの評価、課税標準額というか評価になっているわけですが、実際に例えば農業したり、野菜、田んぼもやっている方については当然そのくらいになるかもしれないけれども、今、耕作していなくても同じような評価になるのか、その辺の説明と、本当に高額な負担をしているのではないかなということの思うわけですが、どんな状況でしょうか。

それから、もう一点は、3款1項2目の保養施設利用助成事業、いわゆるかんぼの宿の利用券、あるいは次のページの福祉タクシーの料金助成がありますけれども、ここの今年度の数字は読めばわかりますからいいんですけれども、実はほかの市町の決算の資料を見たら、当初この事業はこういう予算で、こういう数字を目標にしようとしたと。実績はこうだと。それから、もう一つが、5年ぐらいのやっぱり比較をずっと一覧表にして、そういう評価の仕方、この事業は例えば進んでいる、おこなっているということを含めてあったと思うんですけれども、5年間ぐらいの利用状況、数字も含めて教えていただきたい。お願いします。

○総務部長（本多孝行君）

まず、税務課の徴収努力について評価をいただきましてありがとうございます。

滞納整理機構、毎年、議員には御心配おかけしているわけなんですけれども、数値的な評価ということですが、もう確実に滞納整理は進んでおると、この数字を見るのであれば評価としては非常に高いものだと考えております。

では、3年間で終わるはずだったんじゃないかと、技術も上がったので職員がやったらどうかという御意見かというふうに解釈いたします。もちろん今と同様に一番好ましいことではありますけれども、現実には町の職員がやってもここまでいかないという残念な事実がございます。滞納整理機構へ送るということを通じた段階で、慌てて税金を納めてくる方も正直かなりおいでになります。ということは、役場の職員が幾ら頑張っても、大変失礼な言い方ですが、役場が甘く見られているというのは否めない事実だと思います。また、送ると言った途端に滞納分を納められるという方、そういった方が現実においでになるということを踏まえた上で、まだ残念ながら職員だけで徴収を進めるということは、納税の義務、公平な課税、徴収といった観点からしますと、まだそこまでいけないのではないかと考えております。数値的な評価は、滞納整理機構に対しては高く考えておりますし、可能な限り、やはりそこに皆さんと歩調を合わせてやっていきたいというのが基本姿勢でございます。

都市計画税に係る評価につきましては、税務課長より説明をいたします。

以上です。

○税務課長（廣澤辰雄君）

都市計画税の中で、農地は宅地の7割程度だが、耕作していないところが高いのではないかと御質問でございますが、そちらにつきましては、まず都市計画税の宅地につきましては、小規模住宅用地については3分の1、一般については3分の2の住宅特例がございます。また、農地につきましては、市街化農地の特例がございまして、評価の3分の2が課税標準となります。また、その他、山林、原野、雑種地等におきましては、宅地のほうから基準はいたしますが、それぞれ山林であれば高低差、崖地、樹木の抜根等の補正等も行いまして、それに基づいて評価を行っておりますので、よろしく願いいたします。

○福祉課長（西田林治君）

保養施設利用助成事業と福祉タクシーというふうな話がございましたが、この款におきましては高齢者タクシーでよろしかったですか。

かんぼの宿の日帰り利用助成券を補助、24年度までは60歳以上ということで、1人2枚お配りしております。ちなみに5年の平均ですが、5年間の統計を確認してみたんですが、ちょっと長くなりますので、24年のときに対象者数は7,667人、25年度におきましては、このときに70歳に引き上げておりますので、対象者が54%の4,122人に減っております。どちらも2枚ずつ発行しておりますので、発行枚数も同じように減っております。

利用率でございますが、利用率は24年のときに51.1%、25年のときは51.8%になっております。そんなに利用率についての変化はございません。私どもはこれをやるときに、もう少し利用率は上がるんじゃないかなというふうな形を考えておりましたが、例えば25年、26年度についても、利用率についてはほぼ51%で変化はございません。そういう形になっております。金額についても430万円ほどいったのが、230万円台、兩年ともそういうふうになってございます。

高齢者タクシーにつきましては、25年のときに開始しておりますので、過去の統計は25年、26年と2年間でしかございませんが、予算的にも申請者の数から予想しましたところ、250万円から300万円ぐらいの間ではないかなというふうに考えておったわけですが、利用率がほぼ、始めた年については51.5%で金額的には93万6,360円ということになっております。ですが、26年度には申請者が223人から266人とふえてございまして、使用枚数も1,377枚から1,875枚、利用率については51.5%から58.7%でふえてきております。支払い金額も93万円だったのが142万3,000円と大きく伸びてきております。

本年度の状況でございますが、8月末現在で申請に来られた方は、昨年の266人を超えて288人となっております。まだまだ今年度、申請期間がまだ幾らかあると考えておりますので、まだもう少し伸びるのではないかなというふうに考えておまして、どうしてもこういう新しい制度を始めるときは、役場の広報不足というのが、どうしても皆さんによく伝わっていないという部分が否めないのかもしれませんが、徐々に浸透してきたのではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（山本辰見君）

同じところで、先ほどのかんぼの宿、ちょっと一緒に聞けばよかったんですけども、これは奥田にありますから西側の地域なんです。東側の方たちの要望はいろんなことがあるかと思いますが、例えばいつてきバスのルートにのせてほしいとか、それからかんぼの宿のバスが迎えにきてもらい、団体の方はあるかもしれませんが、そういった住民からの、利用券、もちろん率直に年齢も下げてほしいというのもあると思うんですが、それは別に置いて、いろんな形の要望がどんなのが出ているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、先ほど税務課長のほうから、都市計画税、土地についても、農地についても、3分の1、3分の2という形の、いわゆる固定資産税と比べて、固定資産税のということで比較でしょうか。ちょっともう一度、説明していただきたいと思います。

以上です。

○厚生部長（岩瀬知平君）

かんぼの宿の利用について、住民の方からどのような要望を聞いているかについてでございますが、この事業につきましては、郵送で一斉に発送するということもありまして、窓口で直接、住民の方とこの件についてお話をすることが実はほとんどありません。それで、電話等で御意見をいただくのは、ほとんどまだ届いておりませんとかそういうことだけでして、届いていないという方が見えれば、すぐもう一回送ります。再交付ということで台帳につけてまして、もう一回送っておりますが、利用について特にこうしてほしいというような要望が

実はありませんので、一番の情報源というのは議員さんが直接住民の方からお聞きになるようなことをたまたま監査の場でもお聞きをいたしましたですけれども、そういったことしか実は情報はございませんので、順調にしているのかなというふうに考えております。

○税務課長（廣澤辰雄君）

住宅用地を特例の率の関係ですが、説明が不足して申しわけございませんでした。

小規模住宅用地につきましては、固定資産税では6分の1、都市計画税では3分の1となっております。一般住宅用地につきましては、固定資産税が3分の1、都市計画税が3分の2の率となっております。

以上です。

○8番（鈴木美代子君）

最後になります。

101ページのこころの健康づくり連絡協議会事業費補助金5万円ですけれども、この実績をお伺いします。

それから、109ページの扶助費、チャレンジ200乳児おむつ購入費助成事業、46件、72万円ですけれども、これも子育て支援策といって前町長のときにやり出したものですけれども、なかなか実績といって、子どもが1人ふえたか2人ふえたかというのはつかみにくいと思いますけれども、担当者として、おむつ購入費をレシートか領収書か持ってきて、その感じでそういう領収書を持ってくる保護者というのか、お母さんたちがふえたかどうかというのは多少はわかるかなと思いますけれども、いかがですか。

それから、113ページの保育所園舎解体事業ですけれども、昨年、解体を決めて、解体するまでの日程が、私は少し早急過ぎたと思うんですけれども、母親からもう少し待ってくれたらよかったという声もあるんですが、これは地主から返還を求められたと私たちは説明を聞いたと思うんです。それは本当でしょうか。地主から本当に返還を求められたんでしょうか。

次に、主要施策の78ページの移動支援事業という、屋外での移動が困難な障害のある方に外出のために支援を行ったということですが、どんな支援を行ったんでしょうか。

それと、80ページに心身扶養共済とあるんですけれども、相互扶助の制度だと書いてありますが、どんな内容ですか。お聞きしたいと思います。年金受給者数16人と書いてあるんですが、年金現況届を受け付けているというんですが、ちょっとわかりませんのでお聞かせ願います。

その隣の81ページの虐待の通報件数が1件あったということですが、状況をお知らせください。

それから、94ページの風疹のワクチンのところですが、25年度に45人あって、26年度は3人とあるんですけれども、年によって差が大きいんですけれども、このわけはわかっていますでしょうか。

以上です。私、これで終わりですので、詳しくお知らせください。

○厚生部長（岩瀬知平君）

101ページのこころの健康づくり連絡協議会事業補助金5万円でございます。この協議会は、知多地域5市5町で活動している協議会でございます。市が10万円、町が5万円を補助しておりまして、こころの健康フェスティバルということで年に1回開催しております。平成26年度は大府市の多目的ホールで開催いたしておりまして、精神障害者の方の理解を深めるために実施をしているものでございます。決算額といたしましては90万4,819円でございます。そのうちの5万円が美浜町の補助ということでございまして、協議会の事務局は美浜町のNPO法人ワークルームかもめさんがやっておられる事業でございます。

次に、109ページ、チャレンジ200乳児おむつ購入費助成事業72万円でございます。

主要事業では101ページをごらんください。

46件で72万円の支出でございました。第1子が1人1万円、第2子が1人2万円、第3子以上が1人3万円まで、おむつの購入費の補助を行ったものでございます。本年度につきましてはこれを拡大いたしまして、おむつだけではなく育児製品につきまして、これを広く拡大しております。

本町といたしましては、保健師が母親に寄り添うような形で、保健師が窓口となりまして、フィンランドで行われておりますようなネウボラというような、保健師さんがずっと母親に、妊娠からずっと育児まで付き添うような形の制度に近いものが実現できたらいいのではないかなというふうに考えて実施しておるものでございます。申請につきましては、徐々にではありますがふえてございます。

次に、113ページ、保育所園舎解体事業でございます。河和南保育園は、昭和52年度に建設されまして、平成5年度では132人の児童を抱える中規模の保育所でございましたが、廃止直前では園児の数が30人程度までに落ち込んでおりました。そのため廃止時期は決まっておりましたが、廃止する方向で内部的には検討しておりまして、大規模な修繕等も見送っておるような状態でございました。廃止、取り壊しにつきましては、この流れに沿って進めたものでございまして、早急過ぎたとは考えておりません。

また、他の目的に利用することにつきましては、河和南保育園が市街化調整区域内の農地を保育所の運営目的で転用したものでございまして、地権者の方からお借りしている大切な農地であるため、その目的が消滅した場合には、原則、農地として地権者にお返しするのが地方公共団体としての誠意だと思っております。他の目的にさらに転用するということは、その道に反するものでございますので、地権者の御意見を精いっぱい生かした形で農地復旧工事を進めたものでございます。

地権者の方から返還を求められたかにつきましては、返還を求められてはおりませんでした。

次に、主要施策78ページの移動支援事業でございます。この事業は、移動が困難な障害のある人で、公共機関、または社会参加等の外出に付き添う人がいない場合に、ヘルパーによる外出の際の移動を支援するものでございます。平成26年度の実績につきましては、身体障害者の方が4人、61回、公費支払い額としては51万400円、利用者負担はゼロでございました。知的障害者につきましては、14人、245回、公費負担は303万9,855円、利用者負担は7,885円でございました。障害児につきましては18人お見えになりまして、475回、公費負担236万8,355円、利用者負担が15万8,485円でございました。

次に、80ページの心身扶養共済でございます。この制度は、障害のある方を扶養している保護者が、みずからの生存中に毎月の一定の掛金を納めることによりまして、保護者に万一のこと、死亡をされたり重度障害があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度でございます。1口2万円支給されます。2口まで加入が可能でございます。加入できますのは、障害者を保護している方で、特別な疾病や障害を有せず、扶養保険契約の対象となることができる65歳未満の方でございます。本事業は愛知県が行っておりまして、本町といたしましては書類の受付事務などを行っているものでございます。

次に、81ページ、虐待通報でございます。虐待通報につきましては、障害福祉施設内で虐待があったという通報があった場合に、町の福祉課として、虐待相談センターとして、必ず調査に参ります。平成26年度では1件通報ございまして、当該施設内で調査を実施いたしました。結果、虐待の事実のはっきりとはしなかったということでございます。

94ページ、風疹ワクチンでございます。25年度と26年度の差があり過ぎるとの御指摘でございますが、平成25年度は風疹が全国的に成人男性を中心といたしまして流行いたしました。愛知県は風疹ワクチン接種緊急促進事業を行うなど風疹に対する関心が非常に高かったため、多くの接種者があったと思っております。平成26年度は風疹の流行もおさまり、対象者を風疹の抗体価が不十分な方のみということとさせていただきますために減少

しているものでございます。

以上でございます。

○7番（山本辰見君）

入札の資料もつくっていただきました。当然、工事のほうもありますから、あとの款、農水とか土木のほうあると思いますけれども、総務と厚生の方で関係するところでお答えいただければいいと思いますが、とりわけこの委託のところの中身が、落札率が100%、あるいは99.9%とか、99.4%とか、すごく高いところがあって、しかも、これ金額順に並べたわけじゃないんでしょうけれども、割と上のほうは3,600万円とか2,400万円、大きな金額のところは本当に落札率が、いわゆる予定価格とほとんど一緒だということが多いわけですが、一定70とか80%の台も幾つかはありますけれども、最後のところに合計であります95.3%、このことについて、とりわけ委託のところが気になる場所でもありますけれども、関係する担当の方から評価というのか、お願いしたいと思います。

○総務課長（沼田治義君）

山本議員からの御質問でございますが、入札執行の状況ということで、特に委託業務の関係の予定価格、それから落札価格が接近していて落札率が高いじゃないかという御質問でございますが、私も入札の担当、総務課のほうでやっておりますが、全ての工事、それからここでいう委託も含めまして、地方自治法並びに施行令に基づきまして適正に実施をさせていただいておりますので、結果についてはこういった結果になっておりますが、私も、町としては適正に処理をさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

以上で1款から4款までの質疑を終わります。

ここで休憩といたします。再開を10時50分をお願いいたします。

〔午前10時31分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出の5款から8款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本君。

○7番（山本辰見君）

ちょっと順番になっていないかもしれませんが、申しわけございません。

8款の5項5目のところに公園管理費として、総合公園遊歩道整備工事がありました。この26年度の中に、いわゆるいろんな方の質問で、大きく木を切ったところのその場所あるいは通路のほうも含めて桜の木の植林も考えているということがあったんですが、26年度の中にはそれが入っているのかどうか確認をしたいと思います。

もう一つ、これ一般質問になっちゃいかなので気をつけますけれども、実はこの桜の木の話の事業があったときに、今、そうですね、この二、三年前まで役場でトップを務められた部長さんたちを経験した方たちが、何年かわかりませんが、当時のトップの人たちの会議の中であそこが桜を植えるのはよくないという判断をして、桜の木を一般の人から出て公園ですから桜の木があったらいいんじゃないかということだったんですが、そう決めてあるのに何でこの事業だとまた桜を植えるんだという指摘がされたことがあるもんですから、一つお願いしたい。

それから、もう一つ、これもやったのかどうかの確認ですけれども、裸になったところに道路だとか何かに吹

きつけの草があったとき、これが外来種ではないのかなという心配をされている方がいて、それが自然の山に外来種を吹きつけてどうなんだというのがあるもんですから、この事業全体の中で説明いただければと思います。

それから、同じく公園管理費の中に緑地広場借地料というのがあります。ちょっと勘違いだったら御指摘いただきたいと思いますが、体育館北側のしだれ桜のあるあそこの駐車場のことかなと思うわけです。もし違っていたらごめんなさい。聞きたかったのは、あそこ、年間たくさんの借地料を払って何年もたってなかなか借り上げたいけれども応じてもらえないということがあったようですけれども、ここだとしたことにしてお聞きします。対象の面積はどのくらいのもので、これまで延べにするとどんな費用がかかっているのかということです。

それから、主要施策の141ページに、空き家対策事業があります。ここに幾つかの補助金を出しているいろんな事業を展開しましたとありますけれども、改修費の補助とか固定資産税相当分。何か実はもうやめたい項目もあるんだというようなこともお聞きしたんですが、この決算を受けてどういう形でそういう見直しをしようとしているのか説明いただきたいと思います。

あと、先ほど同僚議員からリニア新幹線の負担金のことがありました。同じように負担金の中、とりわけ土木関係、建設関係のところたくさんあるわけですが、一定資料を皆さんの見ていただきたいと一定資料あります。私は3年、4年ほど前に全体のもっと詳しい設置理由とか推進事業、進捗状況とか説明を受けたことがありますけれども、ファイルを持っているんですけれども、これを読んでいるとなるほどということもありますけれども、もしかしたらいわず一回決めた事業、ずっと20年も30年もたってもまだ残っている事業はあるんじゃないかなと。例えば、名古屋と浜松という形、あれ名浜道路というのかもしれませんが、それらの負担金とか幾つか、本来、県とか市町村の担当の部署のところで進めるべきの第三セクターというか協議会とか、そういう形になっていないかと思って。そこのところの私は見直し予定というのは、もう外れることも必要じゃないか、抜けることも必要じゃないかということも含めてありましたので、その資料を見ながら概略説明いただければと思います。

以上です。

○都市計画課長（石川喜次君）

私、都市計画課のほうから3点御説明させていただきます。

まず、遊歩道整備の工事につきまして、今年度工事の中で桜の植栽はあったかという御質問だと思いますけれども、植栽はしてございません。

2点目につきまして、使用した種子が外来種ということで御質問いただいておりますけれども、そのとおりでございます。外来種で名前を申しますと、シロクロバ、レッドトップ、トールフェスタという外来種を使用しております。この種子につきましては、実は江戸時代、明治時代から日本に輸入されておまして、日本全国ののり面とか、造成時ののり面とか道路の路肩等に植栽しております。また、この種子につきましては、私たちが公共工事を実施するために基準書となります愛知県建設部の工事標準仕様書というのがございます。この仕様書の中にもこの使用が記載されております。このようなことから、この外来種が他の植物に影響がないものと考えております。

最後になりますけれども、桜の植栽はちょっと内部で検討したという御質問がございましたけれども、この件につきましては内部の検討は実施しておりません。ですので、御質問のとおり桜の植栽はまかりならんというようなことの事実はございませんので、よろしくお願いいたします。

大きな2つ目になります。緑地広場の件になります。

お借りしている土地の筆数は11筆、面積が8,919.13平米になります。この土地は、平成10年から26年まで17年

間お借りしております、これまでの借地料の総額は3,632万5,114円となっております。

大きな3つ目の御質問でございます。空き家バンクの補助金に対する考えについてでございますが、この補助制度につきましては、空き家バンク制度の利用登録者の制約に対する補助となっております、平成26年から実施しております。もちろん補助の目的につきましては、美浜町への移住及び定住を促進して、人口減少の抑制と地域の活性化を図ることとして定めております。

見直しの件でございますけれども、実は平成26年につきましては、4種類の主要政策に記載してあるとおりです、4種類の補助をやっておりました。その中で、実は実施している中で、空き家を探している方とその仲介をされる不動産会社の方お見えになるわけですが、実は空き家バンクに登録していなくて内諾でもう契約をする段階で補助金をいただくために登録するという案件がかなりありました。そういうこともございまして、実は平成27年度からこの補助金の制度を見直しております。4種類あったものを1種類にいたしまして、耐震工事に伴う改修工事の1つの補助にしております。

以上でございます。

○土木課長（鈴木 学君）

8款の負担金10件でございますが、各協議会等の設置理由や費用内容について概略を御説明いたします。

初めに、名浜道路推進協議会でございますが、資料請求書のほうに記載がございましたので資料の提出をいたしておりません。改めて御説明をいたします。名浜道路推進協議会は、知多・三河臨海地域の9市3町で構成する団体でございます。三河臨海地区及び知多地区の総合的な発展に資するため、知多・三河地区の新たな東西の幹線軸として地域の高規格道路、名浜道路の建設促進を目的といたしております。今後予想される南海トラフ巨大地震などの災害時には、緊急輸送路、避難路となり、命の道としての役割も果たす当該地域には重要な道路でございます。事業内容といたしましては、早期事業化を求め、地域経済団体とともに愛知県、国土交通省、国会議員の先生方に要望を行っております。国際的な交流物流拠点である中部国際空港と重要港湾である衣浦港、三河港を結び、広域幹線道路とネットワークを形成することにより、当該地域の産業経済の発展に大きく寄与するものでございます。

次に、全国海岸協会と日本道路協会でございます。ともに全国の市町村などが対象であり、全国海岸協会は39都道府県と319市町村、日本道路協会は個人会員、特別会員合わせて6,655の加入があります。海岸の保全、環境整備等に関する方策の研究や道路施策に関する方策のあり方を研究し、知識の普及、事業の推進を図ることにより公共の福祉の増収に寄与することを目的としております。事業内容につきましては、各種施策研究、技術の提携などを初め、私ども実務者にとって必要な情報の提供を行っております。機関誌「海岸」等の配布につきましては、それらの一例でございます。

次に、愛知県道路整備促進協会でございますが、本協会は県内53の市町村で構成する団体であり、道路の整備の促進を図り、もって福祉の増収に寄与することを目的としております。事業内容につきましては、国際物流交流拠点となる港湾・空港の強化と連携した広域幹線道路網の整備促進について、国への要望を行っております。

次に、東海環状地域整備推進協議会でございますが、東海3県と3県内の98市町村で構成される団体でございます。本協会は、東海環状自動車道を軸とした地域整備のあり方及び地域整備計画の推進に関する調査、研究等を行っております。

次に、知多建設協議会でございますが、知多建設事務所管内の5市5町で構成する団体でございます。設置の目的といたしましては、建設事業が円滑かつ迅速に遂行できるよう情報を共有し、講演会や市町村、土木技術職員、用地担当職員の専門知識の向上のための研修会を行っております。

次に、知多地区道路整備促進期成同盟会でございますが、知多地区の5市5町で構成する団体であり、知多半島の主要な道路の整備を促進し、地域経済の発展と交通緩和を図ることを目的としております。事業内容といたしましては、知多半島の道路整備に関する要望を国土交通省、国会議員の先生方や愛知県に行っております。

次に、愛知県名古屋市道路利用者会議でございますが、愛知県名古屋市内の53市町村、運輸関係団体32団体で構成された団体であり、道路利用者の総意に基づき、愛知県内の道路整備の積極的な促進、道路交通の進歩、展開に寄与することを目的としております。事業といたしましては、全国道路利用者会議に出席、所要の道路整備費を確保し、道路整備事業の円滑な執行が図られるよう、国へ要望を行っております。

次に、愛知県市町村道整備促進期成同盟会についてでございますが、本同盟会は県内の53市町村で構成する団体であり、市町村道の道路整備の促進をするための道路財源確保や道路予算の拡大等について積極的な活動を行うことを目的としております。事業といたしましては、道路行政担当の知識を深めるための行政研修、地方が必要とする道路整備の安定的な財源確保の要望を行っております。

次に、衣浦港整備促進期成同盟会についてでございますが、衣浦港区域の5市3町による団体であり、衣浦港の整備及び衣浦臨海工業地帯の造成を促進し、西三河並びに衣浦西部地域の産業経済の発展を図ることを目的としております。事業内容といたしましては、講演会の開催、衣浦港の整備促進を図るため国土交通省及び愛知県に対し要望を行っております。

以上、いずれの団体等につきましても、地域の経済、基盤整備の発展に寄与するものでございますので、引き続き入会していききたいと思います。

○議長（森川元晴君）

以上ですが、ほかに。鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

5款から8款までですね。

145ページの畜産のどこなんですけれども、畜産業の振興のために145ページにあるんですけれども、畜産のところで主要施策の123ページですけれども、私たちは住民から要請を受ければどうしても頑張らなきゃいけないですが、実は養鶏業者の悪臭が今なお大変で、もう諦めたよという人も出てきているんです。すごいおうんです。カインズのほうでもおうし、古布柿ヶ坪のところでおうし、下手すると我が家のほうまでにおってくるんです。畜産業の促進のためにお金を使うと思うんですけれども、この123ページに家畜のふん尿対策事業とあって、家畜ふん尿から発生する悪臭防止のために希望者に対し環境性資材購入の補助をしたとあるんですけれども、当養鶏業者に対しても補助金を出したんでしょうか。

それから、知多南部共同配合飼料組合取り壊し費補助金で22万円あるんですけれども、これもその養鶏業者のところでしょか。

それから、167ページの河和港駐車場の運営事業ですけれども、今、駐車場いろいろあった駐車場ですけれども、順調にいつているのでしょうか。私たちのほうから、電車に乗る場合に駐車料金が安いものだから駐車場に入れないという人が大分いるんですけれども、今の状況はどんな状況でしょうか。26年度の状況はどんな状況でしたか。

それから、169ページの建築物耐震改修促進事業ですけれども、490万円出ているんですが、これは耐震を無料診断してもらって建物の耐震をする際に出した補助金の額でしょうか。

それから、最後になりますけれども、ごめんなさい、行ったり来たりして申しわけないけれども、111ページの放流種育苗成事業補助金、アサリの稚貝の放流ですが300万円、それから有害動植物の除去事業の補助金で45

万円、漁場の活性化総合対策事業で交付金で500万円、これをちょっと詳しく説明してください。大体のことは議案説明でも聞きましたが、もう少し詳しく説明してください。

以上です。

○農業水産課長（天木孝利君）

鈴木議員からの御質問でございます。

まず、第1点目、畜産団体連合会から当該畜産農家といいますか養鶏業者に対する助成は出ておるのかというような御質問だったかと思います。そもそも、畜産団体連合会というのは町内にございます肥育、酪農、養鶏、養豚各畜産業者で構成している団体でございます、その畜産団体連合会における事業といたしまして環境整備事業という事業を行っております。その中に当然、畜産の畜種ごとによりまして、防疫対策にしましても、悪臭対策にしましても、内容は違ってきます。という趣旨から、4畜種ごとに毎年、ことしは例えば肥育です、ことしは養豚ですというふうに順番に助成を定額で9万円助成を出させていただいております。たまたま26年度につきましては、御質問にありました当該養鶏業者への助成がございましたので、議員御質問の養鶏業者への助成はあったかということに関しましては、ありましたということでございます。

次に、2点目の知多南部共同配合飼料場の22万円のやつは養鶏のものかということでございますが、これにつきましては、酪農の業者が中心で平成元年、2年に事業実施をしまして、共同配合飼料ということで牛の餌の共同配合飼料場を作製しました。それにつきまして当時、酪農家が15軒ございました。それが年々社会情勢の変化によりまして結構大きく飼育頭数も減ってきております。それによりましてその配合場の運営が厳しくなってきたということで配合飼料の事業の中止を御決断なされまして、それにつきまして当然、国費は借りておりますので、その分について残存価格がございましたのでそれについて返還をする必要がございました。基本的に22万円というのは、その知多南部配合飼料組合が建物等を当然取り壊して、もともとは農地でした、それを利用増進によって27年の借地契約をしておりました。それを一応、農地に直して更地にしてお返しするという契約でございましたので、それを全て建物を取り壊して、地業で張ってありましたコンクリートなんか剥がしたりということで八百数十万円の事業かかっておったわけなんです、そのうちの一部の補助ということで22万円を補助させていただいたものでございまして、御質問にありました養鶏事業者への補助金ということではございませんので、よろしくお願いします。

それから、水産のほうの補助金についての内容についてを教えてくださいということでございます。まず、放流種育苗成事業補助金300万円でございますが、これは野間漁協に対しましてアサリの稚貝放流、要するに大きな資源としてのアサリを放流する事業でございます。放流量といたしまして15.85トン、事業費として607万200円でございます。そのうちの2分の1の補助という格好で補助をさせていただいたものでございます。

次に、有害動植物除去事業補助金45万円でございますが、これは美浜町漁協に対しましてアサリの養殖に支障となりますツメタガイ、カシパンそれからヒトデ等こういったものの除去を実施する事業でございます、事業費106万6,000円に対しまして町の補助金45万円を2分の1以内ということで支出をさせていただいたものでございます。

それから、最後に漁場活性化総合対策交付金500万円でございます。これにつきましては、野間漁協の総合的漁業振興に要する経費といたしまして、3年間と限度といたしまして、平成24年から26年の3年間定額に交付金として交付をさせていただいたものでございます。平成26年度におきましては、稚貝のアサリの放流に要した経費及びアサリの密漁の禁止の看板、アサリ養殖のためのネットですとか、船揚場の樹脂製のすべり材など合計500万円に対してまして交付金500万円を交付させていただいたものでございます。

以上でございます。

○都市計画課長（石川喜次君）

河和港の駐車場の利用状況についてでございますが、まず、歳入のほうからちょっとお話しさせていただきますと、26年度の駐車料金といたしまして455万700円の集計がございました。それに対しまして、その維持費でございますけれども、歳出のほうになりますけれども、総額で179万2,039円でございます。差し引きは275万8,661円になります。

利用の形態でございますけれども、127台の駐車が可能になっておりまして、定期がおおよそ2割ぐらいの方で、あと日貸しとか時間貸しになっております。お金にしますと、定期駐車のコストとしまして78万2,800円になります。日貸しとか時間貸しで376万7,900円になっております。26年と27年の状況で比較してみますと、今の時点でございますけれども、8月25日の時点でございますけれども、昨年より37万9,100円ほど利用率が上がっております。先ほど申しましたように、少し定期が20%ということで少なく感じておりますので、この辺をもう少し多くの方に利用していただきたいというふうに思っておりますので、今後検討していきたいと思っております。

2点目になります。建築耐震改修事業になります。490万円ほどの支出がございまして、これの内容についてでございますけれども、まず、民間木造の住宅耐震診断を14件、26年度は実施しております。この調査につきましては、補強の方法の指導とか見積もりの提示を使用者の方にお教えしておるというものになります。それとあと、耐震の改修費補助になります。これが2件。限度額が120万円になりますので、2件分で240万円を補助金として出させていただいております。耐震の委託につきましては、実は平成15年からやっております、今までに722軒の耐震診断をしております。そのうち耐震補強をやられた方は54件になっておりまして、診断よりもかなり実施されているのが少ない状況でございまして、この理由にいたしましては、改修するのにはやっぱり補助金よりもかなりの高額な費用がかかるということで、なかなか促進されていないという状況がございまして、

以上でございます。

○8番（鈴木美代子君）

アサリの稚貝放流ということは、もちろん報告受けて知っていたことなんですけれども、こういう決算書では書けないかもしれませんが、その稚貝放流がどれだけ効果があったかということが問題だと思うんです。27年度も300万円やっているのかなと思うんですけれども、その辺でどんな効果があったかということを私としては知りたいために質問をしました。だから、もう少しきちんと答えてほしいなと。それは、アサリの放流ということはもちろんわかったものですから、その辺もう一度きちんと説明してください。

それから耐震改修ですけれども、2件ということですか。2件ですか、改修にお金使った240万円ということですね。はい。わかりました。

それから、畜産の話ですけれども、畜産でもう少し町としては悪臭の問題、指導ができなかったかと私は本当に痛感しているんですが、行政としての指導をきちんとやらなければ、あの地域の人たちはもう本当に納得できないんです。すごいおうんです。もうそんじょそこらのおいじゃないんです。カインズまでにおうし、フィールドでもにおうし、柿ヶ坪でもにおうし、何遍も言いますが、私のほうまでにおってくるんです。多分、建設部長のうちまでにおってくるだろうと、もちろん思っています。行政としてどんな指導をしてきたかということを私は問うているんです。そういうありきたりの報告でなくて、何をやって、こういう苦労があって、何とかこういう成功をしたよというその話が聞きたいんです、決算としては。お願いします。

○経済環境部長（齋藤 博君）

まず、アサリの効果についてでございます。

26年に稚貝を放流したわけですが、25年からの続きもあります、やはりちょっと昨年度、異常な低気圧が北海道を中心に西風が強く吹いたりだとか、何回か気圧配置等がありましてかなりの稚貝が消滅したというのか流された、一つの要因です。何が定着しないかというのがいろんな要因が実はありまして、ツメタガイにやられたり、最近ではエイがかなり食べちゃうというようなことがわかってまいりました。ですから、前半のまいたやつについてはちょっと余り効果が少なかったということで、それを反省をもとに、交付金の中でもありましたが、今現在、西海岸へ行ってもらいますと11カ所だったか何かしら円形で養殖を始めております。それがための準備を昨年度はし出して、ちょっとやってみたらいけるぞというところで、ことしはそのサークルで網で囲ったところにつきましてはかなり定着しておりまして成果が出ておるということでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、畜産の関係のあれですが、年に2回、3回と業者の方々が集まってきまして、そこで会議の中で話題にしておるところが指導の場でもあるわけですが、そのほかに諦めちゃったのか、住民の方々、昨年度どうでしょう、僕の知っている限りでは2件、3件くらいかなという。実は、身近な方たちからは臭い臭いと幾度も何度も聞いておるわけですが、電話で役場へわざわざかけてくる方は少なかったかと思っております。本当にこれ、一般質問のほうか決算になるかちょっとわからんところもありますが、業者の意識改革、何回も言ひますが、そのところでつまづいておりまして、今後いろいろどうしていこうということを今考えておりまして、私がこの3月までおりますが、その間には一回何か、再度、何回かやっていかないとかなんというふうなことは考えておりますので、よろしくお願ひします。

○8番（鈴木美代子君）

光栄ですね。部長の遺言になってもいけないと思ひんですが。

私はそれこそ笑ひ事ではなくて、26年度は苦情が少なかったという話も今聞いたんですが、もう26年度からひどくなったんです。25年度、26年度からずっとひどくなって、急ににおいがひどくなったんです、本当に。あそこまでカインズのほうまでにおってくることは余りなかったんですが、去年ぐらいからひどくなりましたね。もうあきれて本当に何ともならないんですけれども、若いお嫁さんたちの話を聞くと、もうこんなところに住みたくないという人も大分いるんですよ。若い人たちは我慢できない、私たちはもううちがあるもんだからそれはどこへも逃げられませんが、若い人はそれこそアパートだったり、それから持ち家でも嫁さんだったりするから、若い人は外へ出ていっちゃいますよね、このままでは。こんだけひどいにおいと。雨がよく降っているから秋バエが余り見えませんが、ぜひ効果があるやり方で、例えば餌にそういう悪臭をとめる薬を入れるとか、何か多少はお金がかかっても効果があるやり方でぜひやるように業者に指導してほしいんですが、してきたと思ひんですが、これからは指導してほしいんですが、それはいかがですか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

何かいい飼材をというところの話ですが、業者といたしましては今レスキューとかいう、これもやっぱり微生物を使ったにおいを軽減する堆肥の発酵のときに発酵を助ける、早める、においを少なくする微生物の飼材でございます。これは使っております。それから、私のほうからは2年ぐらい前でしたか、これ結構高い飼材ですので、もっと安くで自分でつくれるような飼材もあるわけですので、そういったものもどうだということで農業専門書のコピーなんかを渡して説明をしたりはしておりました。なかなか抜本的に追いつかないというところがあるわけですが、今、乾燥施設だとか堆肥施設、ふやしておるはずですので、もうその辺の進みぐあいもちょっと眺めながら指導していきたいというふうにお願ひしております。

○7番（山本辰見君）

決算書の175ページ、公園管理事業の中でドッグランの項目があります。小野浦のドッグランの管理委託が35万円ぐらい。その下の借地料もそこに該当するのか、サービスエリアのところとはちょっと違うような気がするんですけども、たまたまデータとして一番最後のところにドッグランの利用調査の数字を報告いただきました。小野浦のドッグランが26年度年間で300と少し、ことしと例えはこの管理料でいきますと1頭当たり1,000円ぐらいかけて管理しているような格好ですけども、以前から実は私、犬を飼ったことがないもんですから犬のお客さんの気持ちがわかりません。いわゆる費用対効果の問題なんかから見て、もちろんマイナスになっているとは言いませんけれども、これがどれだけの食の館だとか観光の事業にプラスになっているのかと思うと余り期待できないと、ないよりあったほうがいいかなという程度のことではないのかと思うんですけども、そういう面のこの事業に対する評価も含めてどうでしょうか。

○都市計画課長（石川喜次君）

小野浦のドッグランのことについてでございますけれども、費用対効果はなかなか難しいというのは、私たち担当も思っております。ただ、まだ知多半島は犬を連れて周遊するという習慣がまだ小さいかというふうに思っております。実は私、以前、軽井沢のほうに愛犬を連れて行ったことがございます。そこにはホテルもあり、ドッグランもあり、食事をするところもありというふうに、まちがそんな形になっております。そういうことによっていろんな方をお招きしているというふうになっておりますので、なかなか現時点におきましては費用対効果ということは難しいと思いますけれども、私、担当といたしましては、今後も含めまして美浜町にとって必要な施設の一つだというふうに考えておりますし、また食の健康を初めとする町の観光施設の集客につながっているだろうというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

以上で5款から8款までの質疑を終わります。

次に、歳出の9款から14款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

193ページの適応指導教室ですけども、借地料として132万7,273円とあるんですが、中部電力の跡地に移動したのは26年度ではなかったですか、27年度なんでしょうか、その辺、教えてください。

それから、199ページ特別支援教育就学奨励費64万1,240円ですけども、これは特別支援学級の子どもたちに出す奨励費なんでしょうか。奨励費と名前がついているからちょっとわかりません、教えてください。

それから、小学生に毎日かぶらせているヘルメットのことで。ヘルメットについては、総務課の消耗品でいつも聞いているんですが、教育委員会の特に教育部長や教育長の見解も知りたいものですから、今回は教育費のほうでお聞きしたいと思います。

今までの山田道夫教育長は、ヘルメットについては強制ではないと。何度も確かめました。強制ではないけれども、皆さんに子どもたちの命を守るためにかぶっていただかなくてはならないという立場だと言われました。強制はしないと言いました。私はもう一度再確認ですけども、子どもたちが、今回のような暑い日は9月にはないかもしれませんが、8月のあの猛暑がもし続くことがあったら、頭のヘルメットの中はもう真っ赤なゆでタコになるんです。これについてはヘルメットはかぶれないと保護者から申し出があったら、普通の黄色い帽子か子どもたちがかぶる帽子にしてもいい、今までの教育長はいいと言われましたけれども、それを保護者か

ら連絡があれば強制はしなくてそうやってもいいですか。それも確認です。

それから、203ページの委託料のあいち・出会いと体験の道場推進事業委託料ですけれども、これについてはこの26年で3年目になるんですかね。これについては、この事業を受ける前に自衛隊の半田地域事業所が応援事業所として登録してあったのかどうか。本来なら半田の事業所、半田ぐらいまでなんです、この体験道場の後援事業所は。半田ぐらいでなくて半田よりももっと以北の守山だとか豊川までに子どもたちをそういうところまで連れていくというのは、教育委員会の中で論議をしたのかどうか。これが適切な職場体験だということを教育委員会の中で論議したのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○教育長（山本 敬君）

ヘルメットの件であります。ヘルメットの件につきましては、前山田道夫教育長と私も同じ考えであります。強制はいたしません。議員のお話の中に、8月の暑い中ということが話にありましたけれども、実際に学校によっては、休み中は部活等、ヘルメットなしで普通の帽子でもいいですと許可している学校もありますので、全て学校のほうで判断をしていただいておりますということでもあります。

以上です。

○教育部長（牧 守君）

続きまして、適応指導教室の移動の時期をとということでございました。適応指導教室につきましては、平成26年の5月27日であったと思いますが、一応、適応指導教室のほうを移動させていただいて、現在の旧中電の美浜営業所、そちらのほうへ移動させていただきました。ただ、適応指導教室の中に民俗資料だとかそういったものがあつたものですから、10月までは民俗資料のほうをオープンにして見学に来ていただいております、そちらのほうが終わりましたので、11月、12月の段階で解体の事業の入札をかけまして、事業のほうを執行させていただいたということでございます。

それから続きまして、特別支援学級就学奨励費でございます。この奨励費については、一般的に特別支援学級に在級している保護者の負担軽減を図るために奨励費として町のほうから支出している経費でございます。その算定に当たっては、当然、保護者の方から申請いただいて、準要保護、要保護と同じような形で所得に応じて、所得で判定させていただいて該当する方に対しては準要保護児童、国が定めた基準額がございますので、その2分の1を限度に特別支援学級の在級の子どものさんの保護者に補助をしているというものでございます。よろしくお願いいたします。

小学校については、こちらの鈴木議員の資料のほうにも書いてありましたけれども64万1,240円を、そして、また中学校のほうにおきましても52万6,100円ということで奨励費のほうの補助をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、あいち・出会いと体験の道場の推進事業委託料についてでございます。これにつきましては、今回一般質問のほうでも鈴木議員のほうから御質問いただきました。一般質問の中で答弁させていただいたとおりでございます、多くのそれぞれの中学2年生になりますけれども、子どもたちが自主的に選定し、自主的にそちらのほうに出向いて行っているというようなことでございまして、半田の地域事務所、地方事務所というんですか、そちらのほうの学校への事業所として申し込みがあつたのかということでございますけれども、学校のほうに行ってくださいとわかりますけれども、出会いと体験の事業所、掲示板にざっとそれぞれの業者がこういったのを体験してはどうかというようなことで張ってあると思います。その中に、当然一つの事業所として自衛隊のほうも張ってあると思っております。それでよろしかったですね。

以上でございます。

○ 8 番（鈴木美代子君）

教育長からの答弁でヘルメット、ことしみたいな猛暑が35度、36度が続くような猛暑のとき、そればかりじゃないですけども、もちろんヘルメットをかぶると30度あるともう本当に頭の中はゆでタコになって、私の四十何歳になる子どもも小学校のときに、帰ってきたとたんに真っ赤になって倒れそうになったこともあるんですけども、そんなふうですからヘルメットは強制しませんよという話で安堵いたしました。

それから、特別支援教育の就学奨励費ですけども、これは大体多い人で平均幾らぐらい、保護者の負担軽減のためにやるのかということもお聞きしたいと思います。

それから、あいち・出会いと体験の道場についての話なんですけれども、これは特に今こういう時期ですから、きっちり学校でも平和とか命について勉強させていると思うんです。命を教える学校で、そういった職場体験で、私は自衛隊までは。もちろん希望だと言うんですけども、中学2年だから13歳や14歳の子どもが、きっちりわからない子どもが自衛隊へ行って集団訓練もあるということです。その辺がいいのか悪いのか、私は教育のためにはよくないと思っていますが、その辺は教育委員会の中でどういった論議をしたんでしょうか、職場体験について。それを最後にお聞きしたいと思います。

○ 教育部長（牧 守君）

特別支援学級の報奨金の金額でございますが、準要保護のほうの費目に準じて、これお支払いさせていただいているところでございます。

特別支援学級、小学校につきましては、給食費としまして1人当たり実費の2分の1、1食230円の日数分の2分の1相当額を。それからあとは、学用品費としまして1人当たり、1年生につきましては1万2,610円を、それ以外の学年につきましては1万4,780円を基準額としましてその2分の1を補助しております。新入学用品につきましては1人当たり1万235円、修学旅行費につきましては2万5,000円の2分の1を補助させていただいております。野外教育活動費につきましては、実費相当額1人当たり約1,800円ぐらいになろうかと思っておりますけれども、一応かかった実費相当額を多分負担しているかと思っております。あと、校外活動費としまして、遠足というんですか社会見学の場合に要した経費の分を、これは多分22人に対して1万3,000円でございますので1人当たり600円ないし700円になろうかと思っております。あと、通学費です。通学費に該当される方が1人おりますので、その通学費においても1万6,000円ほどこれは負担させていただいているというようなことです。先ほども申し上げましたように準要保護児童の2分の1を上限に補助させていただいているということでございますので、よろしく御理解のほうお願いしたいと思います。

○ 教育長（山本 敬君）

あいち・出会いと体験の道場事業の件でありますけれども、学校としましては、自衛隊を積極的に勧めているわけではありません。たくさんある事業所の一つとして生徒が選んだということでありまして。ただ、生徒が主体的に選択をするわけですが、その中で家庭で保護者とも相談しながら決めるというのが一般的な形であります。したがって、学校としましては生徒が行きたい、保護者がいいという部分ではとめられるものではないということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、教育委員会の中で何か話し合いがあったのかという点につきましては、とりあえず入隊希望のパンフレットが以前来ておりましたが、これについてはやっぱり望ましくないだろうということでお断りしております。ただ、職場体験につきましては、やっぱりあくまで子どもが選ぶものでありますので、その裏には保護者が必ずおるという状況の中で、先ほど申し上げましたが積極的に勧めはしませんが、選択の一つとしてあるということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに。山本君。

○7番（山本辰見君）

主要施策の158ページをごらんいただき、ストレートに決算の数字にかかわることではありませんが、当然今後、少子化問題がずっと心配される中、小学校の運営なんかににもかかわってくることで、ここに小学校の児童数の状況、学年がありますが、この先の5年間、いわゆる27年度に入ってきた1年生、それからその下の子たちの状況を今わかる範囲で、今の登録しているところで学校別順番に読み上げていただけるとうれしいですが。

それから、もう一つは187ページの町民グラウンドの利用状況、ここには26年度だけの数字、25年もちょっと口頭では聞きましたけれども、できれば私はやっぱり5年間ぐらいの流れが、合計で結構です。総合公園、総合公園のグラウンド、第2グラウンド、ナイターも含めて表になっていれば、それを順番に読み上げていただけるとうれしいと思います。というのは、これはやっぱり新しい課題の交流拠点、総合公園グラウンド見直したとか何かにもかかわってくる数字ですので皆さんと数字を共有しておきたいと思っているところです。

以上、2点をお願いしたいと思います。

○教育部長（牧 守君）

児童数のこの先5年間の推移についてということでございます。これにつきましては、8月24日現在におけます28年度から33年度までの入学予定者数を出生者ということなんですけれども、予定者数のほうを把握しておりますので御紹介させていただきたいと思います。

順番に、布土小学校からいきたいと思います。布土小学校につきましては、28年度の入学予定者17名、29年度13名、30年度22名、31年度23名、32年度14名、33年度21名となっております。このまま推移していきますと、普通学級につきましては6学級のまま、特別支援学級があればそれが加算される学級数で、現状とほぼかわらないだろうというような予測をしております。

河和小学校につきましては、28年度が67人、29年度が66人、30年度が67人、31年度が71人、32年度が86人、33年度が64人ということでございます。普通学級のほうにつきましては、現在、大体12から13学級ぐらいで河和小学校についても今後推移していく予定です。特別支援学級を入れますと、2学級今のやつがそのままあるとするならば15学級というような形になろうかと思います。かつては24学級ほど河和小学校のほうもありましたけれども、確かにこの人口減少によりまして、河和小学校においても年々普通学級に入ってくる子どもの数大幅に減ってきているというような状況、これは町内全で一緒だろうと思います。

河和南部小学校でございます。28年度8人、29年度10人、30年度11人、31年度10人、32年度8人、33年度6人ということでございます。現状のまま推移しますと最終的には今53人ぐらいですか。33年度の段階で53人ぐらいになるのかというような予想をしております。学級数については現状のまま6学級、特別支援学級がふえれば、またそれが加算されるかと思いますが。

続きまして、野間小学校でございます。28年度18人、29年度16人、30年度20人、31年度19人、32年度16人、33年度15人ということでございます。この野間小学校のほうにつきましても、100人前後に最終的にはなってくるのかなというような感じでございます。学級数については、特殊学級を除いて普通学級につきましては1学年1クラス、6学級ということになろうかと思います。

奥田小学校でございます。28年度22人、29年度26人、30年度22人、31年度21人、32年度12人、33年度19人ということでございます。ここも120人前後の、6年後ということですが120人前後の児童数ということでございまし

て、学級数については現状と一緒に、普通学級については6学級という形になろうかと思っています。

続いて、上野間小学校でございます。28年度29人、29年度20人、30年度21人、31年度23人、32年度23人、33年度15人ということでございます。ここにつきましては130人前後に、最終的に6年後でございますが、なろうかと思いますが、普通学級については現状のまま6学級、プラス特別支援学級の数というような形になろうかと。出生児数から推計しますとそんな形になります。

以上でございます。

○生涯学習課長（河村伸吉君）

町民グラウンドの利用の数ですけれども、主要施策の187ページの表をごらんください。こちらにスポーツ施設の利用状況ということで26年度分の数字が上がっております。5年前と比較しますと、平成22年になります。その数字を今から述べさせていただきます。

まず、総合公園体育館が、26年が8万2,648人ですけれども、これが10万6,931人です。それから、人数を申し上げます。総合公園グラウンドですけれども、人数が26年は1万9,559人でしたけれども、平成22年度については2万3,255人です。それから、総合公園テニスコートです。これが8,187人でしたけれども、5年前22年については8,423人です。それから、第2町民グラウンドです。こちらの人数が2,786人が去年でしたけれども、これが22年は5,426人です。それから、野間中学グラウンドのナイター設備ですけれども、933人ですけれども、これが2,199人です。

単純に22年と比較しますと、例えば総合公園グラウンドについては16%ほどの減となっています。これについては、22年というのが町制55周年記念ということで特別なイベントが多くありました。その関係で利用者が伸びているというふうなことが言えると思います。22年と比較してこういう結果が出たんですけれども、23年以降、大体同じような数字で推移しているところでございます。例えば、グラウンドについては1万9,500人前後で推移しております。体育館についても8万3,000人程度で推移しております。体育館についてはトレーニング室、数字はちょっと今把握してないんですけれども、ふえつつある状況でございます。テニスコートは増加傾向にございます。第2町民グラウンドなんですけれども、こちらはやっぱりソフトボールの試合数ですとか登録団体が少なくなっておりまして半減しているというような状況になって、これも22年と比較しますと半減なんですけれども、23年が3,105人ですので3,000人前後で推移しているということが言えると思います。ただ、やっぱり減少傾向にはあります。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって認定第1号の質疑を終わります。

ここで休憩といたします。再開を午後1時から、よろしくお願いいたします。

〔午前11時59分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議に入りますが、7号までは認定でありますので、あくまで決算認定、決算内容に対しての質問ということでお願いいたします。対策等また自己の意見にならないように注意していただき

いと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第2号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号、平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号、平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号、平成26年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号、平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号、平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第7号の質疑を終わります。

以上7件の認定議案については、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第13 発議第10号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について

○議長（森川元晴君）

日程第13、発議第10号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書に

ついてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

7 番 山本辰見君、説明をお願いします。

〔7 番 山本辰見君 登壇〕

○7 番（山本辰見君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について。

この議案を、会議規則第13条の規定により提出いたします。

代表提出者として、町議会議員山本辰見、同じく提出者として同僚議員の鈴木美代子議員であります。

この案を提出するのは、国において、平成28年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ戻すこと、復元にむけて十分な教育予算を確保されるよう強く要望する必要があるからであります。

意見書の本文については、添付させていただきました。

この意見書につきましては、例年、この間四、五年続けて議運で、全会一致でどうだという形で、昨年度も内容的にはほとんど一緒の制度がなかなか改善されていません。そういう中で、とりわけ美浜町の教員組合の方から100人以上の賛同者をもって請願のあった内容でございます。ぜひこの制度、意見書、国のほうに上げていきたいと思いますので、同僚議員の皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

提案理由の説明が終わりました。

これより発議第10号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

なお、審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

日程第14 発議第11号 国民的合意のないままの状態で安全保障体制の見直しを強行しないよう求める意見書について

○議長（森川元晴君）

日程第14、発議第11号、国民的合意のないままの状態で安全保障体制の見直しを強行しないよう求める意見書についてを議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

8 番 鈴木美代子君、説明をお願いします。鈴木君。

〔 8 番 鈴木美代子君 登壇〕

○ 8 番（鈴木美代子君）

発議第11号、国民的合意のないままの状態で安全保障体制の見直しを強行しないよう求める意見書について。
国民的合意のないままの状態で安全保障体制の見直しを強行しないよう求める意見書を別紙のとおり提出する。
平成27年9月8日提出。代表提出者、美浜町議会議員鈴木美代子。同じく提出者、同じく美浜町議会議員山本辰見です。

提案理由を述べさせていただきます。

この案を提出するのは、安倍政権は、昨年7月、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、それを受け今国会で新しい安全保障法制の整備を行おうとしている。国民の多くは、なぜこの時期に安全保障法制の見直しをしなければならないのか、なぜ自衛隊の海外派遣を恒常的に可能とすることが必要なのか、なぜ自衛のための武器の使用が海外で必要なのか、大きな疑問を感じている。よって国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないことを強く求める必要があるからであります。

以上です。

意見書は添付してありますので、ぜひ皆さん読んでいただいて、御賛同いただけますように心からお願いいたします。終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

提案理由の説明が終わりました。

これより発議第11号、国民的合意のないままの状態で安全保障体制の見直しを強行しないよう求める意見書について、質疑に入ります。質疑はありますか。14番 江元君。

○ 1 4 番（江元梅彦君）

14番 江元です。

6月議会にもこのような趣旨の意見書が提出された折、お尋ねをいたしましたけども、この提案理由の3行目に、なぜこの時期に安全保障法制の見直しをしなければならないのかという点について、前回の提出者にお尋ねした折、提出者の方の答弁の中で最後のほうでしたけども、攻め込まれても武力による解決は望まないというようなお答えがあったと思いますが、今回の提出者の方もそのようなお考えをお持ちでしょうか。

○ 8 番（鈴木美代子君）

私たちは、憲法9条がありますので、憲法9条をもって日々国際平和のために努力していくことが、戦争をかけられない唯一の方法だと思っています。言っている意味がわかるでしょうか。要するに、武力には武力ではなくて、日々、武力によって攻撃されないように国際的平和を守って、それに日本も努力していく。そうすれば海外から攻撃されない国づくりになると思います。

以上です。

○ 1 4 番（江元梅彦君）

この意見書につきまして、賛成という意見がなかなか見受けられないようなマスコミの報道というものがありますけれども、海外の要人といいますか、その方たちはどのように言っておるかといいますと、南シナ海で中国の脅威を肌で感じているフィリピンのアキノ大統領は6月の参議院の演説をされた折に、日本との関係は地域の自由を確保するための最前線にある、日本は平和維持のため国際社会に責任を果たす上でより積極的な立場をとっていると、安保法案を高く評価をされております。そしてまた、南シナ海で脅威にさらされているベトナムと

かマレーシアも、日本の平和への貢献を歓迎するというふうに表明されております。そのほかにもアメリカ、イギリス、フランス、オーストラリアなど先進各国は、安保法案に賛成の立場を示しております。ドイツのメルケル首相は、国際社会の平和に積極的に貢献していこうとする姿勢を100%支持すると述べておられます。

このような賛成意見があることをどのように思われますか。

○8番（鈴木美代子君）

今までの日本は、周りから憲法9条をもって、憲法9条には交戦権を持たない、戦争を放棄する、以下平和主義に基づく文面が並んでいます。そういった戦後70年間、憲法9条を守って世界の周りの国々から信頼されるような国づくりをしてきたと思っています。ですから、今までの日本をそういうふうに私は評価しているんだと思います。今、安保法案については、現実には日本の中でまだ成立はしていませんので、それについて評価をしているとは考えておりません。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

なお、審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、9月9日から9月14日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、9月9日から9月14日までの6日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る9月15日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。皆様、御協力ありがとうございました。

〔午後1時18分 散会〕

平成27年 9 月15日（火曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

平成27年 9 月 15 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 5 号）

- 日程第 1 議案第33号 美浜町行政手続条例の一部を改正する条例について
議案第34号 美浜町情報公開条例の一部を改正する条例について
議案第35号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第36号 美浜町税条例の一部を改正する条例について
議案第37号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例について
議案第38号 町道路線の廃止について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 2 議案第39号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 3 議案第40号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第 3 号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第 4 議案第41号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 5 議案第42号 平成27年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 6 認定第 1 号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第 7 認定第 2 号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 8 認定第 5 号 平成26年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 9 発議第10号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について
- 日程第10 発議第11号 国民的合意のないままの状態で安全保障体制の見直しを強行しないよう求める意見書について
- 日程第11 報告第 4 号 専決処分事項の報告について
議案第43号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第12 議員派遣の件について
- 日程第13 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（１４名）

１番	横 田 貴 次 君	２番	荒 井 勝 彦 君
３番	大 岩 靖 君	４番	横 田 全 博 君
５番	大 崎 卓 夫 君	６番	丸 田 博 雅 君
７番	山 本 辰 見 君	８番	鈴 木 美代子 君
９番	野 田 増 男 君	１０番	森 川 元 晴 君
１１番	中 川 博 夫 君	１２番	石 田 秀 夫 君
１３番	杉 浦 剛 君	１４番	江 元 梅 彦 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（１１名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	本 多 孝 行 君
企 画 部 長	永 田 哲 弥 君	厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君
経 済 環 境 部 長	齋 藤 博 君	建 設 部 長	齋 藤 功 君
教 育 部 長	牧 守 君	総 務 課 長	沼 田 治 義 君
税 務 課 長	廣 澤 辰 雄 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	岩 本 修 自 君	主幹兼議会係長	夏 目 明 房 君
--------	-----------	---------	-----------

〔午前９時００分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

９月の定例会最終日となりましたが、この１５日間の短い間に、各地で台風、竜巻、豪雨、地震、火山の噴火と自然の驚異を知らされ、他人事ではないと感じる２週間であったと思います。改めて、亡くなられた方の御冥福と被災された方々のお見舞いを申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第１ 議案第３３号 美浜町行政手続条例の一部を改正する条例についてから

議案第３８号 町道路線の廃止についてまで６件一括

○議長（森川元晴君）

日程第1、議案第33号、美浜町行政手続条例の一部を改正する条例についてから議案第38号、町道路線の廃止についてまで、以上6件を一括議案とします。

以上6件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

皆さん、おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る9月14日、つまりきのうです、本当の当日は台風で延期になりましてきのうになりました。役場3階大会議場におきまして、委員全員の出席のもとに、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第33号、美浜町行政手続条例の一部を改正する条例についてから議案第38号、町道路線の廃止についてまでの6議案につきましては、6議案全て、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、議案第34号、議案第36号で、次のような質疑がありました。

議案第34号では、マイナンバー制度との関連で、今の状況や開示された場合の歯どめについてをお聞きしたいとの質問があり、来年1月からマイナンバー制度が施行される、例えば年金の手続など自分ですることがなくなり申請だけでよくなる、そして他の利用はしないよう個人情報情報は慎重にしていこうとの答弁がありました。また、税金、社会保障、災害の3分野の活用に限る法律であり、10月5日に町民全員に通知が行き、来年1月に個人の顔がついたカードが申請されればもらえる。紛失した場合、免許証などと一緒に、適切に対応していく。また、個人の希望によって発行されるそうだが、申請しない人はどうなるかとの質問に対し、任意の希望者だけに発行されるとの答弁がありました。

次に、議案第36号では、たばこ税の改正では2段階の説明があったと聞くが、詳しく聞きたいとの質問があり、たばこ税の改正は2段階ではなく4段階の引き上げです、対象は、旧3級品との製造たばこであり、段階的に引き上げていく、最終的に同率の引き上げとなるようにしていこうとの答弁がありました。

なお、討論については、6議案全てありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第33号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第33号、美浜町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第34号、美浜町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第35号、美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第36号、美浜町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第37号、美浜町観光施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第38号、町道路線の廃止についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２ 議案第39号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第２、議案第39号、美浜町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第２の議案39号、文教厚生常任委員会は、去る９月10日午前９時より役場３階大会議場におきまして、中川君より遅刻の連絡があり出席委員６名のもと、説明員として教育長初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

なお、中川君は、認定第１号から審議に参加しておりますので、よろしくお願いします。

ただいま議題となりました議案第39号、美浜町手数料条例の一部を改正する条例についてにつきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決をいたしました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありました。

この条例について、もう少し詳しく説明してくださいとの質疑があり、行政手続における特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴い、個人カードの再交付の手数料を改正するものであるとの答えでありました。

討論につきましては、ありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第39号、美浜町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第40号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（森川元晴君）

日程第 3、議案第40号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第40号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第 3 号）のうち、総務産業常任委員会に付託となりました部分については、審査、採択の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありましたので、御紹介いたします。

ふるさと納税を普及する際、民間業務委託はどこか想定されているのかとの問いがあり、いろいろな会社と話しているが、今のところ決まっていない。美浜町をPRしていく、またそのふるさと納税を申請していく仕組みやホームページの作成など、電子化を進めていきたい。知多半島の自治体では、東浦、南知多町が業務一体契約をしていると聞いている。今、考えているプランは、寄附金の15%を手数料として業者に納めていくことになるが、インターネットのホームページの製作や、ふるさと納税センターの開設、寄附をいただいた後の受領書の作成、パンフレットの作成、また、今後とも継続的なおつき合いができるよう、実績ある業者に選定していきたいとの回答がありました。

また、まち・ひと・しごとの創生先行型交付金について詳しく説明をお願いしたいとの質問があり、このまち・ひと・しごと創生の件は、地方創生法に基づき、平成26年度に繰越明許した総合戦略を今年度10月31日までに計画を立て提出することになっている。町の経済発展と少子化対策をして活性化を目指す。タイプⅠとタイプⅡがあるが、わが町はタイプⅡの1,000万円の予算を申請していく。総合戦略がうまく回っていくように環境整備をしていくものである。平成27年から平成31年の5年間で、観光、子育て、まちのPRなど、細かく計画を立てていくとの答弁がありました。

また、シティプロモーション委託料の件を具体的に聞きたいとの質問があり、美浜町のよさを町の内外にPRするため、ユーチューブ、ホームページなどを170万円の予算で10分と2分の2種類の動画をつくっていく。なお、この委託先は、美浜町といろんな協定を結んでみえる日福大学の関連会社である株式会社エヌ・エフ・ユーという会社であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第40号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありました。

ファミリーサポートセンター事業について説明願いますとの質疑があり、まち・ひと・しごと創生交付金にて、事業のPR冊子を作成、子育て支援等の援助会員のための資料作成、援助につきましては双方の登録が必要との答弁がありました。

討論につきましてはありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第40号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（森川元晴君）

日程第4、議案第41号、平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第41号、平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第41号、平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第42号 平成27年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（森川元晴君）

日程第5、議案第42号、平成27年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告を願います。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第42号、平成27年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査、採択の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第42号、平成27年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 認定第1号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（森川元晴君）

日程第6、認定第1号、平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を願います。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第1号、平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採択の結果、賛成多数により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において次のような質問がありました。

株式会社河和の廃業により、庁舎関連工事の工事請負の残が出ているが、詳しく内容の説明を伺いたい。倒産した会社が最後まで工事できないと、違約金をもらうことも出てくる。庁舎工事については、他社に継続してもらうため新たな契約となり、予算がふえる場合、減る場合のあり得るとの答弁がありました。

また、同報無線の屋外拡張拡声子局修繕工事の工事請負費で、聞きづらい場所の工事ができるのかとの問いがあり、この工事は、今ある同報無線のバッテリー交換の費用である。同報無線は、平成22年、61基を設置し、運用してみて、全ての世帯に聞こえるのは無理なことがわかってきた。その後、カバーできるよう、増設を試みたが、雨戸を閉めている家は無理であるということで、ラジオを買ってもらう方向で推進を図りたいとの答弁がありました。

また、勤労者住宅資金融資制度の実態はどうかとの問いに、平成26年度は、美浜町で6件、6,800万円の融資があった。知多半島5市4町では合計188件、14億303万円の融資があったとの答弁でございました。

また、耐震工事の実態は、そして、小さな工事でも対応できないのかとの問いがあり、今まで耐震調査は722件、工事は54件行ってきた。平成25年度は250万円の工事で、町はその約4分の1の60万円、国・県でも60万円、合わせて120万円の補助を出している。耐震工事は、少額ではなかなか耐震ができないので、小さい工事の対応は無理ではないかと考えている。しかし、今後は国・県の動向を見て、検討していきたいとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告をいたします。

ただいま議題となりました認定第1号、平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により認定することと決定いたしました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありましたので、御報告申し上げます。

まず、歳出の部分、民生費からですが、一般不妊治療費の助成は26年度10件あったが、その後どうであったか把握しているかとの質問に、個人的事情もあり、妊娠したかどうかは把握していないとの答弁がありました。

次に、地域生活支援事業についての質問があり、生涯福祉サービス事業で手帳を持った人が対象であるとの答弁がありました。

また、子ども・子育て会議のメンバー構成はどのような人でしょうかという質問に対し、日本福祉大学教授など学識経験者、学校関係、保育所関係など12名であるとの答弁でした。

また、日本スポーツ振興センター負担金とはの質問で、保育所園児のけがなど、障害のための保険料であるという答弁でありました。

続きまして、衛生費、町医師団、町歯科医師会、町薬剤師会の協力金とは何ですかという質問で、町行政に対して、協議会あるいは相談事などの協力金であるという答弁でありました。

次に、教育費、児童・生徒競技大会派遣費補助金の内容はとの質問に、郡・県などの公式試合に対して補助しているとの答弁でありました。

また、いじめ不登校対策事業について内容はとの質問で、各学校において対応し、教育委員会においても、対策協議会、年1回ですが、を行っている。また、不登校の児童・生徒のための適応教室には、指導者のほかに、メンタルフレンド事業として、日本福祉大学大学生2名に来てもらっているとの答弁でありました。

地域に学び・語り継ぐキャリア教育推進事業とはどのような内容の事業でしたかとの質問で、県の補助事業で奨学児童については、地域の産業を学ぶということで、フグのさばき、町内観光ボランティアなど、中学生が将来の職業を踏まえた人生設計を考えての職場体験などを行ったとの答弁でありました。

また、特別支援教育就学奨励費扶助につきまして、準要保護生徒給食費、学用品、修学旅行費などの扶助について説明してくださいとの質問に、生活保護に準ずるなど、国、これは文部科学省ですが、の9つの要件に当たる児童・生徒に対して、2分の1を上限として援助をしているとの答弁でした。

また、公民館運営事業の中で著作権使用料とはの質問に、寿大学の中でウクレレ演奏をしたとき、著作権の使用料が発生したため支払ったという答弁でありました。

学校給食センターの中で、栄養教諭学校栄養職員研究協議会負担金とは何ですかとの質問があり、6年前に法が改正になり、6,000人以下の生徒・児童の自治体の場合、県よりそれぞれ1名ずつ来てもらっているということとあります。6,000人以上ですと、各2名だそうでございます。

公民館改修工事はどこで、また改修内容はとの質問に、奥田公民館の空調工事、それと野間公民館の外壁工事を行ったとの答弁でした。

次に、歳入、放課後児童クラブ利用料についての内容はとの質問に、26年度の利用は、河和13名、奥田6名、

これはタクシー代などに支払いをしたということの答弁がありました。

以上で報告を終わります。

なお、討論はありませんでした。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。7番 山本君。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。

○議長（森川元晴君）

ごめんなさい、反対討論から。

○7番（山本辰見君）

それではお願いいたします。

認定第1号、平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定に対して、日本共産党議員団を代表して、反対の立場から討論します。

まず最初に申し述べたいことは、消費税に対する見解であります。資料で、町財政にしめる消費税の額が示されましたが、全体の会計合計で1億3,404万円。昨年の決算議会でも指摘しましたけれども、予想したように25年度の8,084万円と比較して1.66倍になっています。当時は1.6倍ぐらいになるのかなと想定したんですが。さらに、これが27年度には、25年度と比較するわけですがそれでも1.8倍、28年度には2倍に膨らんでいくことが想定されます。

町財政への影響もさることながら、町内の商工業者等に与える影響は、はかり知れないものがあります。5%から8%になり、納税で本当にやりくりが大変なところへ繰り返しての増税であります。たび重なる消費税増税の影響を、国が決めたことだからとか、法律がそうだから仕方ないと諦めるのではなく、民間からももちろんであります。議会からも、また行政サイドからも、国民いじめ、住民いじめをやめろ、10%への増税はやめよと、しっかり意見を言うべきときだと思います。

次に、知多地方税滞納整理機構についてであります。

担当部局の説明によりますと、町職員だけではできなかった回収が、機構の中で対応することにより進んだとありますが、既に当初の計画年数が過ぎていますし、経験を積まれた町職員、優秀な職員がふえてきました。その能力を生かしながら、ぜひ滞納整理機構を脱退し、あるいはこの機構そのものを解散し、美浜町独自で回収に当たられることを改めて要求いたします。他の自治体では、県主導のこの滞納整理機構から抜けている自治体もあります。美浜町もそうすべきであります。

繰り返しますけれども、これまでも担当の町職員は、納税に苦勞されている町民の方々に寄り添って分割納入なども含めて丁寧に説明し、相談に応じながら取り組んでくれておりました。数値的な効率を上げるだけではなく、町民に寄り添った優しい行政に徹していただきたいものです。固定資産税、都市計画税、国民健康保険税等

の滞納が一定数あります。率直に納税している方々の中でもお話を伺いますと、本当に苦勞してやりくりして納めている方が多いと思います。

次に、昨年度の決算の中で特徴的に言えるのが、前町長が鳴り物入りで進められた公共下水道事業に関する委託料、総計では6,334万円になりました。基本検討策定調査業務に1,253万円、事業計画策定調査業務に4,612万円、事業計画着手時評価業務に470万円であります。

私たち議員に対してこの結果が示されたのは本年の6月でありましたが、私たちが昨年度から繰り返し指摘してきたように、また町民の皆さんが心配されたとおりの方向になってしまいました。コストキャップ型として鳴り物入りでぶち上げた、いわゆる200億円の全体の工事費が3割安くなるどころか、大幅に337億円に拡大する。都市計画税の年間最高負担額も1億円から1億4,000万円に、また町としての負担も16億円ぐらいという予定が、補助金を含めると約50億円になります。安く済むどころか、むしろ大幅に膨らむものとなりました。神谷町長は、その時点では役職から離れておりましたが、担当の職員の方々、率直に言って、このように膨らむのではないかということを見通せなかったとは、私は思いません。6,500万円もの予算を計上した、この委託をした自体誤りだった、無駄遣いだったと認めることはできません。

都市公園整備事業の委託料の問題です。交流拠点事業基本計画策定業務に1,177万円、交流拠点の用地測量業務に465万円が充てられましたが、町民の皆さんからは、この事業そのものについて、またこのままこの規模で事業を進めていいのか、思い切った規模の縮小を求める意見が強く寄せられております。昨年の予算とはいえ、神谷町長が示されている大幅な見直しをこの決算の討議の中から大胆に決断され、27年度、28年度の事業に生かしていカたい。結果として、余剰金を残し、都市計画税の基金に積み増し、早い段階でこの都市計画税の税率等の見直し、あるいは見直しというよりも軽減を求めるものであります。

補助金、負担金の中で、相も変わらずリニア中央新幹線建設促進期成同盟会に負担金を払っております。議案審議でも指摘しましたが、私たちは大きな問題を抱えるこの事業に対して推進の立場をとっておりません。民間が取り組もうとしている事業に、国あるいは地方行政が無批判に協力していることは、繰り返しマスコミの側からも批判が相次いでおります。これらと関連した各種のいわゆる期成同盟会とか協議会、協会などへの負担金、2款総務費、あるいは7款商工費、8款土木費を中心にざっと数えますと30件近くも参画しております。それぞれ説明の中ではそれらしい目的を持っているような説明をされましたけれども、私たちから見れば、本来なら愛知県、そしてそれぞれの自治体が担当者を置いて取り組めば事が済むものが多く見受けられます。もっと中身を選別し、最低限の参加に減らすべきであると考えます。

次に、都市計画事業の中に、土地区画整理事業による市街地整備事業として、公共施設の整備、宅地の利用促進及び健全で快適な市街地整備をとして5つの地区が上げられております。浦戸第2地区、奥田駅周辺地区、河和岡の脇地区、上野間駅南地区、野間駅周辺地区とあります。主要施策の成果並びに実績報告書には、次のように書かれてあります。計画中及び事業化検討地区については、それぞれの地域性を見きわめ、地域活性化と人口減少に歯どめをかけるためにも実現可能な計画に見直し、景気動向、宅地需要等を見きわめながら事業化を目指すとあります。

以前に比べまして、野間駅周辺地区というのが新しく加わったように思います。そして、奥田駅前、野間駅前は、都市計画課の今後の課題には入っておりますが、その他の地区につきましては、甘い見通しを、いつまでも残しておくのではなくて、同僚議員からも一般質問で指摘されましたように、裏の急斜面を土どめをしなければ、家が建てられないところまで市街化区域になっております。町としては、都市計画税が歳入として欲しいのかもしれないけれども、実際に負担している皆さんにとってはえらい迷惑です。いいかげんに、この市街化調整区

域に戻すべきではないでしょうか。

2つのドッグランについてであります。お金をかけて集客のために努力したとのことではありますが、結果は正直であります。とりわけ小野浦の施設では、管理費の経費も出てこないような利用状況であります。この予算は違う形で振りかえて、有効に活用すべきであります。

次に、子育て、少子化、高齢化の問題等で指摘したいと思います。

これからの美浜町のまちづくりで本当に一番大切な施策の一つ、少子化対策であります。美浜町にとっては、少子化対策は何よりも重要な施策であり、手をこまねいてはどんどん子どもは減少していきます。子育て支援センターの事業でありますけれども、大変好評で手狭になってきております。子育て支援のために増築を本気で検討すべきではないでしょうか。

25年度に河和南保育所を廃止しました。そして、26年度にこの保育所の解体事業を行ったわけですが、以前、当局の説明では、地権者より返却を求められているとのことでしたが、論議の中では違う方向の意見がいろいろ出されました。実情はどうだったのでしょうか。河和南保育所周辺の住民の皆さんからは、壊すのはもったいない、地震、津波のときはこの辺は河和中学校が対応になっているが、南保育所のほうがよかった、こういうふうにもおっしゃっております。この保育所は耐震化もしてあったようですし、壊すよりも何かほかの転用ができたのではないのでしょうか。

高齢者の対策として、運転免許証を有しない高齢者の皆さんを対象とした高齢者タクシー料金助成事業と、もう1点は重度の心身障害者を対象とした福祉タクシーの事業があります。先ほどの高齢者タクシーですけれども、同じ高齢者でも、運転免許証を有し持っても乗らなかったり、あるいは苦労して生活している方も見えます。ぜひ、高齢者タクシーの事業は、75歳以上という年齢で対象者を募集して、高齢者の方全てに支援する制度に改善できないものでしょうか。

もう1点は、この高齢者のための保養所利用券助成の問題であります。年齢制限を10歳引き上げたわけですが、利用のパーセントは変わっていないとのことでした。たかだか減らしたのは200万円ぐらいの予算でありました。これは、あれこれ見直せば十分確保できる金額だと思います。最低でも、もとの60歳以上あるいは65歳以上に戻して、高齢者の方が元気でリフレッシュできて、毎日頑張って生きていけるように応援すべきであります。いつまでも若く元気であることが、結果的には介護の要らない高齢者になるのではないのでしょうか。少子・高齢化の中でも、高齢者の方が前向きに生きていける社会にしたいと考えます。

敬老会についても一言申し上げます。18区全ての地区で長寿を祝う集いがやられたらと考えます。唯一残っているのが、私の住んでいる学区になりますけれども、野間地区、野間学区が、ここも一緒にやれるように行政としてさまざまな援助が必要ではないでしょうか。

私立高校授業料の援助についてであります。前任者の時代に一旦中止となって、私たちからも指摘して議論の末復活しましたけれども、当初はかつて1万円だったのが8,000円になり、さらに1万円によりやく戻すことになりました。美浜町が一度中止したときでも、ほかの町では1万円を1万2,000円にするとか等の増額もしております。いま一度、この検討をし直し、増額を求めるものであります。

非核平和都市宣言をした町として、少しずつではありますが、平和に関する事業は広がってきました。ようやく広島・長崎の写真パネルを購入していただきました。会場の都合といえ、展示が短い期間に限られておりましたが、次にこれは期間も延ばしていただきたい。そして、次への展開として、各小・中学校へ順番に貸し出し、子どもたちへの平和学習に活用する等いかがでしょうか。

あわせて、この平和の問題で指摘したいのは、昨年明らかになった自衛隊に対する中学生への職場体験の紹介。

今、世界的には18歳以下の子どもに対して兵士にしてはならないというのが、世界共通の認識になっております。そういう立場から、それにつながることになりますので中止していただきたい。

学校のトイレ設備の改修が基本的に終了したことは評価するものですが、私たち日本共産党議員団からは、町職員の皆さんが努力され、一定の前進した施策について一つずつ紹介することは省きまして、ぜひ来年度の予算編成に生かしていただきたい課題を申し述べて、反対討論といたします。

以上であります。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありますか。よろしいでしょうか。

〔「反対討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

はい、反対討論。12番 石田君。

○12番（石田秀夫君）

平成26年度一般会計決算認定において、討論させていただきます。

2点、気になるというか、納得するものがございません。納得するものではありませんが、議員除名処分において3審の弁護士費用がまず1点であります。

2点目、公共下水調査費、国からのお金で調査する前に、もっと庁舎内部、庁舎内職員で検討すべきであると、平成26年予算案のときから反対してまいりました。そういった中で、27年3月末まで調査結果が公表されず進められてまいりましたが、この以上2点において納得するものではございません。

以上です。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありますか。

反対討論はありますか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第1号、平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は認定であります。本案は、各担当常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7 認定第2号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第4号 平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで3件一括

○議長（森川元晴君）

日程第7、認定第2号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号、平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告をいたします。

ただいま議題となりました認定第2号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号、平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3議案につきましては、審査、採決の結果、認定第2号につきましては全員賛成により認定することと決定し、認定第3号、認定第4号につきましては賛成多数により認定することと決定いたしました。

なお、質疑は3議案ともありませんでした。

討論につきましては、認定第3号、半強制的加入には反対であるとの反対討論があり、認定第4号では、昨年までは利用者は1割負担であったが、本年より所得割にて多い人は2割負担となった。高齢化社会に向かい、家族、住民が今後安心できない。よって、この制度に対し反対するとの反対討論がありました。

賛成討論は、2議案ともありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第2号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第2号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず、反対討論。8番 鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

認定第3号、平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

75歳になると、今まで加入していた社会保険や国民健康保険から追い出されて後期高齢者医療に加入しなくてはなりません。後期高齢者医療は、資産割がないから国保より安くなると短絡的に考えては後期高齢者医療の本質を見誤ります。国民健康保険は世帯加入ですので1軒で1つの保険証ですが、後期高齢者医療は個人加入ですので、御夫婦健在ですと一人ずつ保険料を払い、1軒で保険証は2つになるわけで大変割高になります。若いころ一生懸命働いて地域や家族に貢献してきたのに、長寿であることをみんなで喜び合うというより、保険料の支払いが、いうまでもなく生きていく上で非常に大きな負担になっているんです。年金が一月1万5,000円あれば口座から天引きされます。国民年金の平均的受取額は、全国で一月4万9,000円で大変少なく、生活のためにしてきた年金がだんだん減り、厳しい暮らしが高齢者の生きる意欲をなくしています。

私たち日本共産党は、後期高齢者医療制度は撤廃して、お年寄りが安心して医者にかかる、そして安心して老後暮らしていける医療制度を時間をかけてつくるべきだと考えています。

以上です。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

では、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第3号、平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず、反対討論。8番 鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

認定第4号、平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論します。

2000年4月から介護保険が施行され15年たちました。国は、当初、家族介護を解決し、社会で介護を支えるために制度化するとうたっていました。それにもかかわらず、親の介護のための介護離職、高齢の配偶者や子どもが高齢者を介護する老老介護などが常態化しています。介護保険導入後10年で、介護心中は何と400件も起きています。深刻な事態がますます広がっています。

介護保険は、超高齢化社会の中で利用はふえ続け、国と市町村の補助がふえない限り保険料は上がる仕組みになっており、3年ごとの改定で、スタート時の美浜町の保険料は2,500円でしたが、ことし7月から始まった第6期介護保険事業では5,100円と、2倍以上にはね上がりました。町民にとって、この負担は大変で払えないと苦情もありました。

私たちは、美浜町独自の介護保険料利用料の減免制度をたびたび要求してきましたが、美浜町は一向に実施はしません。その上、2015年から要支援1・2の方の介護サービスが介護保険からの給付が外され、地域支援事業へ移行されることになっています。また、施設入所も要介護3以上となり、利用料も所得制限が設けられ、一律1割の利用料から2割と引き上げることになっています。どんどん保険料も上がっていきませんが、介護内容もどんどん改悪されていきます。ひとり暮らしの町民の中には、年金も減っていくし、介護保険もどんどん悪くなるし、どうやって暮らしていったらいいのかと嘆いている人もいます。

最後に、美浜町も独自の低所得者対策として、保険料や利用料の減免制度をぜひ設けてほしいと求めるものがあります。

以上です。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

じゃ、また反対討論は、よろしいでしょうか。

これをもって討論を終わります。

これより認定第4号、平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第8 認定第5号 平成26年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで3件一括

○議長（森川元晴君）

日程第8、認定第5号、平成26年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号、平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第5号、平成26年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号、平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの3議案につきましては、

審査、採決の結果、認定第5号、認定第6号の2議案につきましては全員賛成により認定することに決定いたしました。また、認定第7号につきましては全員賛成により可決及び認定することに決定いたしました。

審査の過程において、認定第7号で、平成26年度水道事業剰余金の処分計算書の内容がわかりづらいので説明してほしいとの質疑があり、今までは決算のみであったが、平成26年度より新会計で剰余金の処分が要るのでこのような計算書の方法をとっているということで、なかなか難しい専門用語やわかりづらい内容でしたが、いろんな説明がありました。

以上で報告を終わります。

なお、認定第5号、認定第6号については、質疑がありませんでした。

また、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第5号、平成26年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第6号、平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第7号、平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

ここで休憩といたしたいと思いますので、再開を10時35分をお願いいたします。

〔午前10時14分 休憩〕

〔午前10時35分 再開〕

○議長（森川元晴君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第9 発議第10号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について

○議長（森川元晴君）

日程第9、発議第10号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず、反対討論から。ありませんか。

次に、賛成討論は。はい、8番 鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

発議第10号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いであります。しかし、学校現場では、子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめ、不登校、非行問題行動を含め、子どもたちを取り巻く教育課題は依然として克服されておりません。

昨年度、文部科学省は10年間で3万1,800人の定数改善を図る新たな教職員定数改善計画案を打ち出し、概算要求に、その初年度分として2,760人の定数改善を盛り込んだものの、学級編制基準の引き下げなど、少人数学級の推進については触れられておらず、不十分なものでありました。教職員定数全体については、昨年度を上回る子どもの自然減に応じた教職員定数減以上の削減がなされ、子どもたちの健やかな成長を与えるために、施策としては十分ではありませんでした。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されております。2分の1に復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つであります。よって、美浜町議会として、国に対して大きな声で要求すべきではないでしょうか。

以上で終わります。

○議長（森川元晴君）

次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第10号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

日程第10 発議第11号 国民的合意のないままの状態で安全保障体制の見直しを強行しないよう求める意見書について

○議長（森川元晴君）

日程第10、発議第11号、国民的合意のないままの状態で安全保障体制の見直しを強行しないよう求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず、最初に反対討論から。14番 江元君。

○14番（江元梅彦君）

ただいま議題となっております発議第11号、国民的合意のないままの状態で安全保障体制の見直しを強行しないよう求める意見書について、反対の討論をいたします。

反対の討論をするからといって、私は戦争礼賛者でもありませんし、軍国主義者でもありませんので、あらかじめお断りをさせていただきます。

提出されました意見書の本文中段より下、なぜこの時期に安全保障体制の見直しをしなければいけないのかと

いう点についてでございますが、政府は、次のように答弁をしております。

国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務です。我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しています。我が国の安全を確保していくには、日米間の安全保障・防衛協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深め、その上であらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要です。これにより、争いを未然に防ぐ力、つまり抑止力を高めることが必要だからです。また、これまでも周辺事態法や、PKO法案等を含めた現在の法律について、さまざまな議論があり、その改善方法等について検討が進められてきました。今回の平和安全法制は、そのための切れ目のない法制をつくるためのものです。脅威が世界のどの地域においても発生し、我が国に直接的な影響を及ぼし得る状況になっています。安全保障環境が激変する中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、可能な限り速やかにあらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行う必要があります。日本国の主権、すなわち領土、領海、日本国民の生命・財産・平和な暮らしを断固守り抜くための法整備であり、抑止力を高めて戦争を未然に防ぐことこそ、今回の平和安全法制の目的ですと、繰り返し繰り返し説明しています。

平和安全法制に賛成する声が黙殺されているようなマスコミの論調の中ではありますが、目の前で中国の脅威を肌で感じている尖閣諸島を行政区域に持つ沖縄県石垣市議会は、平成27年7月14日の臨時議会で次のような意見書を賛成多数で可決しているのであります。その本文を朗読します。

安全保障関連法案の今国会成立を求める意見書。

安倍内閣は、去る5月14日に平和安全法制について閣議決定を行い、翌日の15日に国会に提出し、十分な審議時間を確保するため、今国会の会期を9月27日まで大幅に延長した。近年、アジア太平洋地域をめぐる諸情勢を初め、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、私たちの住む石垣市行政区域尖閣諸島においても、中国公船の領海侵犯が日常茶飯事状態にあり、漁業者のみならず、一般市民も大きな不安を感じている。こうした状況から国民の生命と安全、平和な暮らしを守るのは、国・政府の最も重要な責務となっている。我が国の安全を守るためには、日米間の安全保障・防衛協力体制の信頼性、実効性を強化することが求められており、そのためには、平時からあらゆる事態に対処できる切れ目のない法制を整備する必要がある。また、我が国の平和と安全のためには、これまで果たしてきた役割と実績を踏まえ、国際社会の一員として責任ある協力活動を行うための法制を整備する必要がある。よって、国におかれては、我が国の安全と国民の生命、そして国際社会の安全を確保するための平和安全法制について徹底した議論を進め、今国会での成立を図るよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年7月14日。石垣市議会でございます。

このように、周辺自治体の脅威を肌で感じております。また、日本を取り巻く環境として、平成22年9月7日、尖閣諸島で中国漁船が海上保安庁の船に体当たりをしてきた事件を皆様も御記憶のことと思います。時の政府が、那覇地方検察庁の判断を了としましたと言って、船長以下を日本国の裁判にかけることなく帰しました。その翌年以降、漁船にかわり中国海洋局の公船が接続水域を越え領海侵犯をするようになり、海上保安庁の警告を無視し、ここは中国の領海であり、当然の権利であると主張しているのが現実であります。

また、ロシアは昨年3月、ウクライナからクリミア半島を奪った後に、プーチン大統領はテレビ番組で、あのとき必要があれば核兵器を使う準備ができていたと公言しています。これが国際政治の現実です。

安穏に暮らすことのできる、現在の日本国の平和と安全は、警察権、自衛隊、日米安保、在日米軍、核の傘下という抑止力で、辛うじて守られている現実を無視し、攻め込まれても武力による解決を望まないというような提出者の意見書に賛同することはできません。

以上、反対する論拠でございます。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありますか。7番 山本君。

○7番（山本辰見君）

発議第11号、国民的合意のないままの状態では安全保障体制の見直しを強行しないよう求める意見書について、賛成の立場から討論します。

憲法9条を踏みにじり、日本を海外で戦争をする国に変えてしまう、この戦争法案に国民の批判が広がり各地で大きな集会やデモが行われているのに対して、安倍晋三首相や法案担当の中谷元防衛大臣は、国民に理解されていないとして説明を尽くすと繰り返しております。しかし、その一方で、決めるときは決めると採決強行もちらつかせ、国民の納得を得る姿勢ではありません。菅官房長官は、国民の誤解だと決めつけて主張しております。戦争法案の不当性を棚上げにし、国民の理解不足、誤解などと非難するのは言語道断な態度であります。

戦争法案が国会に提出されて4カ月近く、衆院で採決が強行されて参議院に送られてからだけでも2カ月たちました。国民は安倍政権の説明に納得するどころか、反対の声がますます広がり、各地、各界で空前の反対運動が起こっております。どの新聞、テレビ等の世論調査でも、反対が過半数に上り、今の国会で成立させるべきではないという声が7割以上に上っております。政府は、説明不足だという声が8割以上から減らないのも、法案の中身がわからないからではなくて、国会で審議すればするほど危険な中身が明らかになるからであります。

皆さんも、きょう、ごらんになったかもしれません。本日の中日新聞の朝刊、全国の取り組みが大きく紹介されておりました。反対の認識がある、それでも採決するんだと首相が言っております。また、県内版には、愛知県大村知事が、今国会の成立にこだわらず、安保法案については慎重な議論を尽くしてほしいと、こう述べております。そして、同様に、この廃案を訴える街頭活動が全国各地に広がり、各地の地方議会でも、反対や慎重審議を求める意見書が相次いで可決されている点を、特定の党派に属する人だけでなく、広がりを持った動きとして重く受けとめるべきだと大村知事も指摘しました。

私は、この際、知多半島内での動き、あるいは全国での特徴的な動き、憲法の番人である最高裁の元長官、また政府の内閣法制局長官を務めた方の発言などを紹介させていただきます。いま一度、この課題について考えていただきまして、議員の皆さんの賛同をお願いするものであります。

知多半島出身の国会議員のお膝元であります知多市議会では、この意見書と同趣旨のものが、さきの6月議会において、全ての会派が賛同し前回一致で国に意見書として送られております。

また、東浦町では、安保関連法案に反対するママの会という若い世代の皆さんから、口火を切ったのはお一人のお母さんでした。意見書をぜひ出してほしいという請願に対して、東浦町議会の自民党系の方、公明党、幸福実現党、共産党と無党派の方も入れて全会一致で趣旨採択され、意見書として、この9月議会で全会一致で採択されております。

また、阿久比町におきましては、退職された元町議会議員の皆さん、今、御存命の方が55人ぐらい見えるようですけれども、お声をかけましたら、そのうち37人の方々が同様の意見書提出の請願に賛同していただけたということであります。

また、隣の武豊町におきましては、この4月の選挙前までは公明党の町議会議員であられましたこの方が、戦争につながる法案は何としてもとめなければと、この一点で、町議会議員で当選されました。そのときは、公明党を外れておりました。その後の議会内外での取り組みの先頭に立っておられます。

このように各地では、会派の枠を超えて賛同者が広がっております。残念ながら、私たち、この意見書を提案したときに議会の中では、国会で審議中だから様子をみたいと、見送りたい、反対討論を準備しているんで、こ

ういう会派の方々の意見もありました。しかし、今紹介したように、今、地域でも、全国でも、会派、党派を超えた大きな世論が巻き起こっております。

広島市の庄原市というところ、超党派の県会議員や市会議員と幅広い団体でつくる「ストップ・ザ・安保法制」庄原市民の会というのが結成され、その代表に自民党の県会議員の小林さんという方が会長になりました。その方が首相官邸を訪れて、戦争法案の撤回を求める安倍首相宛ての要望書を提出しました。市民の会の発足からわずか1カ月で1万3,200人集まった署名を手渡したということです。庄原市の人口は3万8,000人でした。いわゆる署名の数は小さいお子さんも含めて人口の34%にも上ります。市議会議員の20人のうち、公明党議員を除く19人が賛同し、会が結成されたということです。そして、日を迫うごとに市民の関心が高まって、ある方は100人声をかけたら98人が署名してくれたと報告されております。

また、同じ広島県の三次市というところがありますが、自民党の県会議員を含む地方議員の有志14人の方々が、戦争法案の廃案を求める安保法案反対三次議員連盟を結成されました。代表の方が、市議会で法案の廃案を求める意見書を7月の段階で議会で可決したけれども、それだけでいいのか、市民の中に入って民意を吸い上げ、戦争のない平和な社会を続けていくべきではないかということで立ち上げることになったと、こう語られております。ここでも、自民党の県会議員連盟所属の下森議員さんが相談役につかれております。会に参加されなかった議員の中には、国民の多くが自民党の安倍首相を選んだのだからという賛成派の意見もありましたけれども、自民党に1票を入れた人でも、命まで預けたという人は余り見えません、こう言われております。

そして、この議場の皆さんもごらんになったかと思いますが、先週の3日付の、やはり中日新聞の朝刊に大きく紹介されました最高裁判所の元長官を務められた山口繁さんという方、この安全保障関連法案について、集団的自衛権を認める立法は憲法違反と言わざるを得ないと述べております。憲法の番人である最高裁判所の元長官がこのような意見を表明するのは初めてでありますし、波紋が広がっております。その上で、この方は、従来の解釈が国民に支持され、憲法9条の意味内容に含まれると、こう意識されてきたその事実は非常に重い、それを変えるということであれば、憲法を変えるのが正攻法だと述べております。

同じく、この3日付の中日新聞に紹介があった第一次安倍政権時代を含む2006年から2010年までの内閣法制局長官を務められた宮崎さんという方が、この安全保障関連法案について、集団的自衛権の行使容認は憲法9条のもとでは無理という長年の政府見解に真っ向から反するものだと、憲法違反の法案は廃案にするしかない、こう述べております。この方は長く政府の側にいたので、楯突くのは後ろめたいしどきどきするが、やっぱり黙ってはられない、このように話されて、解釈と違って法律として焼きつけられればもとに戻らなくなる、大変な事態だと、こう危機感をにじませた発言をされております。

少し長く紹介をさせていただきましたけれども、日本共産党議員団からの提案ではありますが、このように党派、会派を超えた多くの方々が心から心配をされて声を上げています。非核平和都市宣言を宣言している美浜町、この美浜町の議会として、議会議員の皆さんにはこの世論の意をぜひくみ上げていただき、意見書を国に対して届けていただけるように賛同を重ねてお願いを申し上げるものでございます。

以上であります。

○議長（森川元晴君）

次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

賛成討論はありますか。8番 鈴木君。

○ 8 番（鈴木美代子君）

発議第11号、国民的合意のないままの状態で安全保障体制の見直しを強行しないよう求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

安保関連法案に反対する300人以上の弁護士と学者の共同記者会見で、法案を、国民の声を無視していると厳しい批判をした元最高裁判事の濱田邦夫弁護士が話す、法案の問題点について述べさせていただきます。

今回の安保関連法案は、昨年7月の閣議決定に端を発し、結局今日に至るまで、そのプロセス全体が立憲主義、すなわち憲法に従って国を運営するという内閣の使命に反しているというのが一番の問題です。

憲法解釈破壊する立憲主義への挑戦。さきの総選挙では、この憲法9条の問題なり、集団的自衛権の問題は主要な争点には全くなっていませんでした。たまたま選挙制度の仕組みで、小選挙区で有権者全体の約25%、比例代表が17%の支持を得たにすぎない自民党が多数の議席を得ました。他国の戦争に参加する集団的自衛権の問題を、多数の議席を得たことを奇貨として安倍晋三首相は強引に押し通そうとしています。

憲法9条を変えたいという主張は一つの考えですが、それなら、それを明確な争点に上げ総選挙をして国民に信を問い、憲法改正の手続をするべきです。安倍政権は、憲法改正手続条件を緩和しようとか、9条と関係のない条項でお試し改正をしてから、9条に取りかかろうとしていました。結局、それが難しいということで、閣議決定によって、歴代内閣が積み上げてきた憲法解釈を変更するという、いわば奇手を使いました。今日まで60年余、歴代の内閣は、集団的自衛権行使は憲法9条の枠の中では認められないという解釈を保持してきました。そういう解釈の統一性を、一内閣の判断で壊してしまうのは、まさに立憲主義への挑戦です。

安倍首相は、法案を正当化するために、憲法学者が200人反対しても賛成が3人いれば十分だと言い、憲法判断は最高裁がすると言いました。元最高裁判事的那須弘平氏や、私、濱田邦夫が集団的自衛権の行使は違憲だと表明すると、あの人たちは弁護士出身だからと言います。裁判官出身の山口繁元最高裁長官が違憲だと言うと、あれは一個人の考えだと主張します。次から次へと思いつきの理由を挙げる。知的水準、論理性という点で、まことにみつともないというしかありません。政治家には、知性と見識、品性が求められます。いまや政府の法案の説明は、国際的に説明のつかない、国民にも説明がつかないものになっています。また、安倍首相は、国会の場で不規則なやじを飛ばしたりしています。側近の議員も問題発言をしています。安倍政権のメンバーには、政治家にとって必要な大事なことを欠いた人が少なくないのではないのでしょうか。

現実を理性的に見れば、集団的自衛権を認め、海外で戦争をする国になることは、決して合理的な道ではありません。アメリカの狙いは、自国の国民の命が殺傷されるリスクを日本に転嫁することであり、膨大な軍事費の負担を日本に肩がわりさせることです。法案が成立すれば、やがてアメリカ軍とともに全世界の紛争地で自衛隊が活動することになるでしょう。それによって、憲法9条のもとで日本がこれまで積み上げてきた国際的信用の実績を失うことになります。日本の人道的支援活動とか経済活動は、世界からそれなりの支持を得ています。戦後の日本は憲法9条のもとで、武力で侵略した歴史がないということで、多くの国や社会に受け入れられてきました。自衛隊がアメリカ軍と共同で軍事的な活動を行えば、海外で人道的、経済的な活動をしている個人や企業は、その平和国家イコール日本のメリットを失います。

60年安保改定反対闘争、あのときの運動は、労働組合や大学自治会の学生が中心でした。今回の反対運動はさま変わりしており、特にSEALDsなどの若い人たちの運動は、個人個人がみずからの考えをしっかりと表明する新しい運動を感じます。

法律の問題で、私のような最高裁OBが発言することは異例なことですが、ここで発言しないと、それこそ70年以上前に日本が戦争に突入したときに、何も言わずに協力した弁護士や裁判官と同じ後悔をすることになりま

す。弁護士の皆さんが、今回は非常に頑張って反対しているのも、その反省に基づいていると思います。この法案が民主主義、立憲主義、平和主義そのものを壊そうとしているだけに、今こそ私は声を上げるべきだと思いますという、濱田邦夫弁護士の話でした。

以上で賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（森川元晴君）

反対討論はありますか。はい、1番 横田君。

○1番（横田貴次君）

私は、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回、前回の6月の議会でも上程されました安全保障体制の見直しについての意見書でございますけれども、美浜町民の中でも、若い世代の中においても今いろいろな考えが、地元に戻って話を伺っていますと錯綜しています。ただ、御提案の内容を鑑みるに、果たしてこれが美浜町民の一本の声かという部分では、とある人がこんなことを言っている、いろいろな集会がなされているということで、美浜町民の声としてこの意見書を提出することは不適切ではないかなというふうに率直に思いまして、発言をさせていただきました。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

それでは、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第11号、国民的合意のないままの状態では安全保障体制の見直しを強行しないよう求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第11 報告第4号 専決処分事項の報告について及び

議案第43号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第4号）2件一括

○議長（森川元晴君）

日程第11、報告第4号、専決処分事項の報告について及び議案第43号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第4号）、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明をお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、私のほうから追加上程させていただきます議案につきまして御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日、追加上程いたしますのは、報告第4号、専決処分事項の報告についてを初め、2件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第4号、専決処分事項の報告についてでございますが、去る8月19日午後10時ごろ、美浜町野間字新大町地内の町道5038号線において、本町在住の方が運転する軽自動車町道を走行中、消防団が操法訓練のため使用中であった消火栓開閉用ハンドルに接触し、フロントバンパーが破損する事故が発生いたしました。

この事故に関しまして、双方で話し合いを行いましたところ、示談が成立し、損害賠償金として車両修理費の5割2万7,180円を支払うことで協議が調いました。

よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について9月2日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告を申し上げるものでございます。

次に、議案第43号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、第1条において歳入歳出それぞれ844万8,000円を追加し、補正後の予算総額を73億4,825万5,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、法人町民税の予定納税がありました町内事業所から確定申告書の提出があり、税の還付が生じましたので、町税過誤納還付金を844万8,000円増額するものでございます。

なお、歳入不足となる分については、18款繰入金、財政調整基金繰入金を計上いたしました。

以上、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。お願いいたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議事を進めます。

議案第43号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第43号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第12 議員派遣の件について

○議長（森川元晴君）

日程第12、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第120条の規定により、今後の議員派遣について、別紙としてお手元に配付いたしました。
お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決しました。

なお、議員派遣の日時、場所、目的、派遣内容など変更が生じた場合、また、別紙以外に派遣の必要が生じた場合は議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。そのように決しました。

日程第13 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（森川元晴君）

日程第13、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

平成27年第3回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案申し上げました同意第5号、美浜町教育委員会委員の任命についてを初めとする20議案のいずれにつきましても、慎重審議の上、全議案御承認いただきましたことに対し、まずもお礼申し上げます。

さて、9月も中旬に入り、間もなく秋の彼岸を迎えます。暑さ寒さも彼岸までと言われますが、このころを境として秋の気配が一気に感じられるのではないのでしょうか。爽やかな気候の中、各地区の運動会等、催事、催しが多く行われ、また収穫の喜びを感じられるこの季節を楽しく笑顔で過ごしたいものだと思っております。

議員の皆様方にも、この実りの季節を存分に楽しみつつ、それぞれのお立場にて一層御活躍されますことを御

祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

ありがとうございました。

これにて平成27年第3回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時14分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年9月15日

美浜町議会

議長 森 川 元 晴

議員 横 田 全 博

議員 中 川 博 夫